# 地域再生法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

$\circ$	$\circ$	$\circ$
独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)(	登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(抄)(附記)	地域再生法(平成十七年法律第二十四号)(抄)(本則関係)
沙)	則第	係)
() (附則第五条関係)	則第四条関係)	
60	50	

_
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
線
部
分
は
改
É
部
分
Č

	第十五節		第十四節		第十三節		第十二節	第六節~第	第五節	第三節・笠	Æ	第二節	ما	第一節	第五章 認字	第一章~第四章	目 次	
(第十七条の六十七)	株式会社民間	条の六十四―	地域農林水産業	(第十七条の	既存住宅活用	十六—第十七	地域住宅団地	第十一節 (略	特定地域再生事業に	第四節 (略)	例 (第十三条の三)	まち・ひと・し	0 -	まち・ひと・し	認定地域再生計画に基づく事業に対する特	四章 (略)		改
六十七)	株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特	第十七条の六	業振興施設整備	六十二・第十七	既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画	第十七条の六十一)	域住宅団地再生事業計画		業に係る地方債の特例		=	しごと創生寄附活用事業に係る課税		しごと創生交付金(第十三条	に基づく事業			正
	業推進機構の	の六十六)	備計画の作成等	七条の六十三)	住促進事業計		の作成等(第					活用事業に係		金(第十三条	別			案
	業務の特例		等(第十七		画の作成等		(第十七条の三		(第十七条)			る課税の特		・第十三条	の措置			
	第十五節		第十四節		第十三節		第十二節	第六節~	第五節	第 三 節 •		第二節		第一節	第五章 認	第一章~第四章	目 次	
(第十七名		条の五十六	地域農	(第十七条の		十六—第-		第十一節	地方債の特別	第四節(宮	例 (第十三条の二)	まち・ひと		まち・ひと・	定地域再生記	四章 (略)		現
第十七条の五十九)	民間資金等活	八―第十七条の	林水産業振興施	条の五十四・	既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画	―第十七条の五十三)	地域住宅団地再生事業計画	(略)	特例 (第十七条)	(略)	余の二つ	ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税		・しごと創生	認定地域再生計画に基づく事業に対する特別			
	用事業推進獎	の五十八)	興施設整備計画の	第十七条の五	等移住促進車		計画の作成等					寄附活用事業		しごと創生交付金の交付等	事業に対する			行
	株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例		の作成等(第十七	十五)	事業計画の作成等		ず(第十七条の三					米に係る課税の		7等(第十三条)	つ特別の措置			
	胜		+		成		$\mathcal{O}$					$\mathcal{O}$		条				

第 + 六 節 構 造 改 革 特 别 区 域 計 画 等  $\mathcal{O}$ 認 定 等 0 手 続 0 特 例 第

-七条の 六十八 第十七条の七十

第十 七 節 略

第六章~ 第九 章 略

附則

地地 域 再 生 計 画 0 認 定

第 五. 条 略

2

3

略

4 第二 項第二号に 掲 げ る事 項 に は、 次 に 掲 げる事 ,項を記 載 するこ

とが できる。

(略)

都道府県まち ひと・ しごと創生 総 合戦 略にまち・  $\mathcal{O}$ ځ

事 業又は市町 創生法 第九 村 条第二 まち  $\mathcal{O}$ 項 ځ 第三号に しごと創生総合戦略に同法第 掲 げ る事 項として定めら +れ 条 た

第二項 イ 又 は 第三号に 口 に 掲げ るも · 掲 げ 0) る事項として定めら 0) うち、 地 方公 共 団 れた事業であって前 体 (地方交付 税法 号

昭 和二十 -五年法: 律第二 百十 号) 第十条第 項の規定による 普

当 通 交付 す 、る都道言 税の交付を受け 府 県 及 び 市 ないことその 町 村、 地 方自 治 他 法第二百 0 政令で定める要件に 八十四 条第 項 該

 $\mathcal{O}$ 部 事 務 組 合及び 広 域 連合並 び に 港 湾法第四条第一 項 0 規 定

必 に よる港務局 要 な費用 に 充てら を除く。 れることが が 法 人 カコ 確 実で 6 0) あることその 寄 附 (当該事 · 業 の 他 0) 内 実 閣 施 府 に

> 第 + 六 節 構 造改 革 特 别 区 域 計 画 等 0 認 定 等 0 手 続 0 特

> > 例

第

七 条の六 第十 Ė 条の六十二

第十 七 節 略

第六章 5 第 九 章 略

附則

地 域 再 生 計 画 0 認 定

第 五. 条 略

2 3 略

4 第二項第二号に掲 げる事 項 に は、 次

に

掲

げ

る

事

項

を記載

するこ

とができる。

略

都道府県まち・ ひと・しごと創生総 合 戦 略にまち・ V と

ごと創 生 法第九 条第二 項第三号に掲 げる事で 項として定め 5 れ た

事業又は 市 町 村まち ひと・しごと創生 総 合戦 略に同法第 十条

第二項 第三 号に掲げる事項として定め 5 れ た事業であって前

イ 和二十 又 は 口 に 五. 掲げ 年法律第二百 るも 0) のうち、 <del>-</del> 号) 地方公共 第十条第 寸 体 項 地地 0 方交付 規定による普 税法

昭

通

 $\mathcal{O}$ 

交付 税の 交付を受け ないことその 他 0) 政令で定める要件に 該

当す 部 る 都 事 道 務 組合及び広 府 州県及び 市 域 町 連 村、 合並びに 地方自 港 治 湾 法 第 法 第 百 四 条第 八十 匝 項 条第 0) 規 定 項

必 に 要 ょ な費用に充てられることが る 港 務局を除く。 が 法 人 確 カン 実であることその 5 0) 寄 附 **当** 該 事 業の 他 0 内 実 閣 施 府 に

効 況 令 創 果 に で 定 生 的 関 寄附 8 す に る指 る要 行う 活 件 用 ŧ 標 事 を に  $\mathcal{O}$ 業」 設定することその 該 第十三 当 とい す る . う。 条 £ の三に 0 に に 限 る。 関 お 他 す 1  $\mathcal{O}$ うる事 7 方法により を受け、 「まち 項 そ 効  $\mathcal{O}$ لح 0) 率 的 実 か 施 9 状

#### 三・四 (略)

五 とし 備 備 で 務 域 あっ 特 事 す 七 所 施 に 次 業」 ^る事 その 設 て E 条 定 お 一業務 ける就 0 て 内 掲げる地 六た . 閣府. という。 業を含 とい 他 内 閣 施 0 児 う。 令で 業 お 設 府 む。 V 令 0) 域 童  $\mathcal{O}$ 7 従 定 機 に 福 で 業員  $\Diamond$ に 定 を 会 お 以 祉 特 る業 関 整 0 下 施 8 11 定 備 て、 す 設 る 0) 創 業務児 す 務 る 地 寄 で ŧ 出 /る事 方活 あ 事 宿 本 0 施 又 は 項 又 舎 設 店 0 7 は 力 童 業 経 又  $\widehat{\exists}$ は 向 福 内 当 社 済 (これと併 宅そ 祉 閣 該 場 基 主 上 上たる事 以 従 業 員 府令で 地 施 を 盤 設 域 0 除 0 強化 等特定業務 他 く。 と 定 務 0 0 せ いう。 て行 福 児 以 所その め に資する るも 利厚 童 下 う事 に 特 係 生 施 0 他 業で 設 る 施 定 ŧ  $\mathcal{O}$ 第 整 整 保 設 業  $\mathcal{O}$ 地

#### イ・ロ (略)

#### 六~十 (略)

十 少 び に 土 応ず 地 体 良 又 及び 的 好 は 地 少子 な日常 るた な 域 こその 居 住宅 住 高 8 環 齢 周 生 寸 境 辺 体 地 化 活 巻  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 的 再 進 区 に を 生 確 展 域 区 保 開 構 に で 発 成 域 以 対 あ さ して 自 下 応 つ れ て、 L た 11 然 ると 住 た 相 的 宅 都 当 当 経 寸 市 該 数 認 済 地 機 区 め 的  $\mathcal{O}$ 再 能 域 住 5 社会的条件 生 12 れ 宅 0 る、 維 お  $\mathcal{O}$ とい 持又は け 存 る人 す 住 う。 る 宅 か 増 П 0) 5 進  $\mathcal{O}$ 寸 需 4 を 及 減  $\mathcal{O}$ 要 て

> と創 効果 況 令 に で 的 関 定 生 寄 す 8 に 行うも る要件に 附 る 指標を設定することその 活 用 事  $\mathcal{O}$ 業」 該当す (第十三条の二に とい る . う。 t 0 に に 限 る。 関 お 他 す V  $\mathcal{O}$ る て 方 法に を受け、 事 「ま 項 5 ょ ŋ そ ひと 効 率 0 的 実 施 か 9

#### 三・四 (略)

五. とし 等 務 域 特 施 に 次 設 定 て お に 業 内 け 掲 とい 閣府令で る げ 務 る地 就 施 設 う。 業の 域 整 備 定 機 に を整 事  $\emptyset$ 会 お 業」 る 0 1 業務 備 て、 創 とい す 出 る事 本店 施 又 、 う。 設 は 業 経 又  $\widehat{\exists}$ は 済 以 に 場 基 主 を 関 盤 た 下 る す 除  $\mathcal{O}$ る 地 事 強 事 務 方 化 活 所そ 以 に 資する 力向 下 0 特 他 地 ŧ 定  $\mathcal{O}$ 域 地

#### イ・ロ(略

#### 六~十 (略)

<u>+</u> に応ず び 少 土 又 体 良 地 好 は 及 的 地 少 び る な 域 な 子 そ た 日 居 住 の 常 住 高 80 宅 周 寸 環 齢 生 境 化 辺 体 活 地  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 0 的 巻 再 進 区 に を 生 確 展 域 開 構 区 保 で に 発 成 域 以 さ 対 あ L 応 0 て 自 下 れ て、 た 然 L 11 た ると 住 相 的 当 都 宅 当 経 認 寸 市 該 数 済 機 区 め 的 地  $\mathcal{O}$ 社 再 能 域 住 5 会的 れる、 生 に 宅 0 維 お  $\mathcal{O}$ とい 条件 持又は け 存 る人 住 す う。 Ś か 宅 増 П 5 0 み 進  $\mathcal{O}$ 寸 需 を 及 減 7  $\mathcal{O}$ 

再  $\mathcal{O}$ 向 て、 义 生 創 上 ること を 当 事 出 又は 業」 义 該 るた が 地 と 適当と 生 域 V 活  $\otimes$ 住 う。 環 に 宅 境 認 行 寸 う 0 地 8 事 に 整 再 5 業で 備に 関 生 れ する 区 る 資 あ 域 区 つする 事 0  $\mathcal{O}$ 域 て、 項 住 を t 民 1 う。 地  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 域 共 以 に 同 以 お 下 下  $\mathcal{O}$ け 同 福 る就 U 地 祉 域 又 は 住 業 に 宅  $\mathcal{O}$ 利 機 便 寸 お 地 会  $\mathcal{O}$ 11

十 二 义 賃 当 又 農  $\mathcal{O}$ 4 + 地 維 す 地 お に を ことに 含 借 該 移 1 は る ることに に V 地 目 なされる農作 九 域 持 む ため 家畜 う。 号) そ 農 0 7 住 以 的 より 第十 村 支障を生 11 す 定 外 0 村 Ś に行 以下 7 既 地 供 第 地 0 0  $\mathcal{O}$ 他 Z 存 七 域 者 放 さ ょ  $\mathcal{O}$ 区 土 兀  $\mathcal{O}$ 域 ŋ 同  $\mathcal{O}$ 十三 等 う 同 等 域 牧 地 農 住 条 れ 事 ľ で、 当 法 0) 以 活 で 0 る 物 地 じ 移 宅 移 条 業 力 土 該 第  $\mathcal{O}$ 六 住 下 目  $\mathcal{O}$ 住 あ 主とし で 農 耕 取 0 つ 的 地 栽 第 又 促 +促 条第 農 に は あ 村 に 向 て、 を 培 作 得 進 進 第 供 を つ 地 区 村 お 上 1 項 生 区 って耕 含 農 域 当 う。 ず 域 域 地 を図ることが さ 0 て 1 項本 とい 等 項 て、 れる Ź む。 規 域 該 内 地 入 第 等 お 地 移 に 区 作 以 定 法 文に う。 当 文は 域 住 お 移 域 ŧ 下 以 に そ П 二号 下 昭 に 促 け 住 該 に 0) 同 ょ れ  $\mathcal{O}$ 農村 及び . 者 \_ ľ この 進 掲 る 移 を 養 ŋ が 減 お 和 区 げ 及 既 必 V 畜 耕 少に け 住  $\frac{-}{+}$ あると認め 第十 とい はする者を . う。 作 域 る び 存 地域等移 要と認め 号にお 0 る 又 は より、 就 権 農 事 に該当する  $\mathcal{O}$ 七 業の う。 年 0) 七 利 地 住 以 業 又は 採 0 移  $\mathcal{O}$ 条 宅 を 下 1 法 て 同 た そ 機 取 0 0) 住 5 増 同 草 律 5 住 に 第二 得 採 促 ľ, め 放 0 会 0) 六 取 れ 加 れ 十三 ľ 草 ŧ 0 促 を 得 対 進 る さ 0 牧 る 活 支 農 創 進 放 又 区 区 せ 採 地 0) 百 力 L 出 を 援 牧 は て 域 域 る を 草 لح 村

> 境 て、 义 行 う 0 ること 事 に 整 当 備に 業で 関 該 が す 区 に資する る あ 適当と 域 事 つ  $\mathcal{O}$ て、 項 住 認 ŧ 民 地  $\mathcal{O}$ 8 0 域 共 5 以 同 に れ 下 お  $\mathcal{O}$ る け 福 区 地 る 域 祉 就 域 又 を は 住 業 1 う。 0 宅 利 機 寸 便 地 会 以  $\mathcal{O}$ 再  $\mathcal{O}$ 向 下 生 創 同 上 事 を 出 業 又は 义 るた 生活 に  $\Diamond$ お 環 に

十 二 ことに 又は 义 す に を 農 0 4 + 地 維 地 お 賃 当 含 なさ るた 該 ることに に V 借 移 1 む 地 目 九 域 持 う。 号) 家 そ 農 0 7 農 住 以 的 に より め 第 村 れ 1 す 定 畜 外 0) 支 村 に 以 下 + る農作 障 に 既 地 る 地 7 0) 0) 供 第 他  $\mathcal{O}$ 者 その さ 行 より 域 匹 を生じ、 域 存 七 放 土  $\mathcal{O}$ 区 0 牧 等移 同じ。 う事 等 地 十三 農 域で 同 住 条 れ 当 活 る土 以 で、 法 宅 0 移 0 物 地 ·業で 条 該 第  $\mathcal{O}$ 住 下 力 目 0 住 五. あ 主とし 又は 農 取 0 0 的 地 栽 第 耕 +促 促 あ 村 条 兀 農 に て、 に を 得 進 向 培 作 進 を含 第 等」 供 0 地 区 村 お 上 項 生 区 第 11 農 う。 ず 域 域 地 を 当 さ て 域 て、 11 0) せ。 とい 図ることが れる るおそ 項 該 耕 等 項 内 て、 規 域 地 本文に 定に 作 第 人 地 移 に 等 区 以 法 う。 文は 住 当 域 ŧ 下 以 域 お 移 口 一号 昭 け 該 下 れ に 促 住 に  $\mathcal{O}$ 同 ょ 0 者 ľ 農 進 掲 及 る 移 を 養 ŋ が 減 お 和 0) げ び 既 村 必 畜 耕 け 区 及 住 1 あ 少 号に う。 ると 第 要 作 +に 域 る び 存 لح 地 す 0 る っる者を より、 +V 域 لح 就 権 農  $\mathcal{O}$ 事 又 七 に う。 認 業 は 該 認 業 0) 利 地 Ł 住 等 以 お 年 7移住 当するも 8 移 条 8 0 採 法 0  $\mathcal{O}$ 又 宅 下 1 増 、 て 同 は 6 取 5 同 た そ 機 住 0 草 0 律 に ľ, 第二 取 れ れ 0 得 採 五. 促 加 8 放  $\mathcal{O}$ 슾 ľ る農 を 草 +得 対 進 さ 0 牧 0 促 る 活 支 区 採 百 進 放 五. 又 L 区 せ 地 0 力 創 援 を 牧 は て る 草  $\mathcal{O}$ 出

び 又 第三 う。 は 経 項 済 基 に 関 盤 お す  $\mathcal{O}$ て 強 事 化 既 項 に 存 資 住 す る 宅 ŧ 活 用 0 農 (第 村 地 + 域 Ė 等移 条 0 六 住 十二 促 進 第 事 項 と 及

#### 略

る

十 に 項 強 限 律 民 力 活 施 化 る。 間 を 関 項 設 用 平 に 活用することに 又 等 資 す お を 地 人は生 方公 うる事 金等 1 規定する 0 成 図る事業で 0 整 + て うち、 活 共 備  $\mathcal{O}$ 環境 年 民 等 活 寸 間 法 用 公 体 当 資  $\mathcal{O}$ 地 共 律 あ に が より 整 域 施 該 第 よる公 0 所 金 備に に 百 等 設 地 て、 有 等 活 方 + 効 お Ļ 公 七号) 共 資 け 率 民 に 用 する 共 施 公共 又 る 係 的 間 団 就 設 る カン  $\mathcal{O}$ は 第二 資 施 ŧ 業 ŧ 体 等 0 管 金、 設 0)  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 0  $\mathcal{O}$ 劾 理 条 等 機 に 長 整 果 す (第 第二 る土 整備事業」 会 限 が 備 的 経 営能 十七条の六十七 の る。 管理者となる同 等 に 地 創 項 実  $\mathcal{O}$ に規 施 力及び 又は 出 促 され を伴うも 進 という。 定 に 施 経 する 済 関 技 る 設 基 す 術  $\mathcal{O}$ 第 公 る 盤  $\mathcal{O}$ 条  $\mathcal{O}$ 的 有 第  $\mathcal{O}$ に 共 法 能 効

+ 強 る。 構 造 Ŧī. 第二 造 化 又 改 革 構 は 革 で 特 造改革 項 生活 あ 特 別 に 別 区 規 0 区 域 環 て、 定 特 境 域 す 別 計 区  $\mathcal{O}$ 地 計 る 画 整 域 特 域 画 第 備に に 定 法 ح 事 + お · 項 及 平 け 業 資するも V う。 成 る 同 び 就 十 第 業 法 兀 0)  $\mathcal{O}$ が + 第 年 機 作 七 兀 法 に 関 会 成されてい 条 律第百八十九 条 す 0 第 0 んる事 六十八に 創 項 出 に規 項 るも 経 おい 定す 号) 済 基 0) 第二 る 盤 に て  $\mathcal{O}$ 限

号) 中 九 心 条 市 第 街 地 項  $\mathcal{O}$ 第 活 性 号 化 に か 5 関 する 第 六号 法 ま 律 でに 平 規 成 定する事 + 年法 律 業及 第九 十 二 び 措

> び 又 · う。 は 第三 経 項 済 に に 基 関する事 盤 お 0 て 強 「既 化 項 に 存 資 す 住 る 宅 活用 Ł 0 農 第 村 十七 地 域 等 条 移 0 住 五 促 + 進 兀 事 第 項

> > 及

#### 十三 略

十四四 項 強 限 施 律 民 力 活 に る。 を 関 に 化 項 設 間 用 伞 又は に す 等 資 活 を お 地 る 規 用することに 义 方 V  $\mathcal{O}$ 成 金 流定する: 事 生活環境 + る事業であ 整 等 公 て 0 うち、 備等 共 項  $\mathcal{O}$ 民 年 4 活 法律 間 公 用 体 (当該 資  $\mathcal{O}$ 地 共 に が より 金 整 域 施 第 ょ 0 所 等 備 に 設 地 百 る て、 有 等に 公共 に 方公 + 効 活 お 資 率 け 七 民 用 施設 係るも 共 号) す 間 る就業の 的 又 公 Ś 団 共 0) は か 第二条 ŧ 体 等 資 管 施 0 金、 設  $\mathcal{O}$ 効 理  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 果 等 機 に 長 整 す 第 が 整 会 限 第 備 的 る 経 る。 管 土 備 + 0 等 に 営 Ė 理 項 能 事 創  $\mathcal{O}$ 実 地 業」 条の 者となる同 出 に 促 施され 又は 力 及び技芸 規定する公 を伴うも 進 という。 五十九 経 に 施 済基 関 る 設 す 術 0 る 第 的 盤  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 有  $\mathcal{O}$ 能

十 限 0 造 条 五. 第二 る。 構 強 改 革 化 造 構 又 改 特 項 造 は で 革 別 に 改 あ 革 生活環 特 規 区 別区 定す 特 つ 域 て、 計 别 境 域 画 る 区 0) 地 特 域 計 整 第 定 域 画 法 + 事 備 に と 平 に 項 業 お 反び 資 け 成 11 (同 するも う。 十四四 る 第 就 法 + 業 第 年 0 0 が 七 兀 法 に 機 作 条 律 条 成され 関 会 0) 第 第 す  $\mathcal{O}$ 六十にお 百 八十 Ź 創 項 事 出 に 規 九 るも 定す 経 7 済 単に 基 る  $\mathcal{O}$ 

び け V 置 う。 第十 る 同 就 業の Ė 条第 条の が 作成され 機 六十九 項 会 に規 0 創 れ に 定 出 て でする 1 お るも V 経 て 基 済 基 本  $\mathcal{O}$ 中 計 盤 に 心  $\mathcal{O}$ 限 画 る。 強 市 第 化 街 又は 地活性化基本 + で Ė あ 生 条の十三第三 活 0 て、 環境 地 0 計 整 域 画 項 に 備 お لح 及

資

するも

0

に

関

す

る

事

項

十 就 七 七 に に 業 関 条 規 (T) 定する支援 0) が する法律 地 作成さ 域経済 機会 七十 0 に 創 牽 れ お 平 て 1 0) 引 出 ١, 又 事 事 て 成 は る 業 + 業 経 ŧ 地 九 0 同 0) 域 済 年 促 に限 条第 基 経 法 進 に 盤 済牽引事 律 る。 第四 0) ょ 項に る 強 化に + 地 であっ 業促 号) 規定する基 域 資するもの 0) 進基本計 第四条第 成 て、 長 発 地 本 展 域に 画 計 に 二項 0 関する 基 画 とい お 第 盤 け 第 七 強 + 事 る う 号 化

項

5 略 略

第 節 ま ち V しごと創 生交付

へ ま ち ひと・ しごと創 生 一交付 金

第 十三条 略

2 生 十 一交付 兀 前 道 年 路 項 法 法 0) 交 付 律第百 とい 昭 和二十 金 九十 う。 次 五号) 項 七 及び 年 を 充てて行う事業に要する費用に 法 次条に そ 律 :第百八十 0 他 0 お 法 1 号) 令 て 0 「ま 規 ち 定に基づく国 土 一地改良法 ひと・ つい しごと (昭 0) て 負 和 担 は 創

> び 置 資する け 1 、 う。 る就 第 同 + 業の ŧ 七 条 第 が 0) 条 機会の 作成さ に 0 六十一に 項に規定 関する事 創 れ 出 て する基 項 1 お るも 11 経 て 済 本 基  $\mathcal{O}$ 中 に 計 盤 限 心  $\mathcal{O}$ 画 る。 強 市 第 街 化 +地 又 は 活 七 で あ 性 条 生 活 化基本計 (T) つ 環境 て、 十三第三項 地 0 画 整 域 に 備 お 及

十七 る就 う。 に関 に 七 条 規 以する法 業 0 定する支援 地 が 六 0) 域 作成されてい 十二にお 経済牽引事 機 会の 律 平 創  $\mathcal{O}$ 事 成十 出 1 又 て 業 業 は 九 0 る 経 ŧ 地 同 年 促 0) 域 条 法 進 済 基盤 に限 に 経 第 律 済牽引事 : 第 四 よる 項に る。 0) + 強 地 号) 化に資するもの 規 域 で 業 定 0 あっ する 促 第 成 進 匹 長 て、 基本 基本 · 条第 発 展 計 計 地 二項 0 に関 基 域 画 画 第 盤 する とい 第十 お 七 強 け 号 化

事項

5 十八 18 略 略

5

第 節 まち V しごと創生交付 金 0) 交付等

第 十三条 略

2 律 昭 とい 第 前 和二十 百 項 . う。 0) 九 交付 + 五. Ė 号) 年法律第百 を充てて行う事業に要する費用 金 次 そ 0) 項 他 に 八十 0 お 法 V -号)、 令の て 「まち 規 土 定 に 地 基 改 S づく <u>ک</u> • 良 法 に 玉 0 しごと創 昭昭 *\*\ 0 和二十 7 負 は、 担 · 又 は 交付 道 兀 補 年 路 法 助 法 金

行うために要する経費については、地方財政法第五条の規定にか第五条第四項第四号ハに規定する事業で総務省令で定めるものを第十七条 認定地方公共団体が認定地域再生計画に記載されている	第五節 特定地域再生事業に係る地方債の特例	第十三条の三 (略)	(まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業に係る施設の整備に関する助成についての地方債の特例) 整備に関する助成についての地方債の特例) 整備に関する助成についての地方債の特例) 整備に関する助成についての地方債の特例) を第五条第四項第一号(イに係る部分に限る。)に規定する事業のうち、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行うものに係る施設であるもの(同法第二百四十四条の二第一項に規定する条例をにおいては、当該助成に要する経費であって地方財政法(昭和合においては、当該助成に要する経費であって地方財政法(昭和一十三年法律第百九号)第五条各号に規定する経費とみなす。 該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。	3 (略) 又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。
行うために要する経費については、地方財政法(昭和二十三年法第五条第四項第四号ハに規定する事業で総務省令で定めるものを第十七条 認定地方公共団体が認定地域再生計画に記載されている	第五節 地方債の特例	第十三条の二 (略)	(新設)	3 (略)

かわらず、地方債をもってその財源とすることができる。

(地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定等)

第十七条の二 (略)

2 (略)

3 場 次に掲げる基準に適合すると認めるときは、 合におい 認 定 都道府県 て、 そ 知 0) 事 は、 地方活力向上地 第 項 の規定による認定の申請 域等特定業務施設整 その認定をするもの 備 が 計 あ 0 画 た が 3

(略)

とする。

定める数以上であることその他従業員に関し内閣府令で定める二、特定業務施設において常時雇用する従業員の数が内閣府令で

三(略)

要

件に適合するものであること。

4~6 (略)

(認定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措

置)

第十七 措 方 公共 地 置 条の 方交付税法第十 が 総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは 団体が、 六 地 次に 方税法 掲 兀 げる措置を講じた場合において、これ 第六条の 条 0 規定による当該 規 定により、 地方公共団体の 総務省令で定 各年 め る地 5 度 0)

> 源とすることができる。 律第百九号)第五条の規定にかかわらず、地方債をもってその

地 方活 力 向 上 |地域等 特 定 業 務 施設 整 備 計 画 0 認定等)

第十七条の二 (略)

2 (略)

場合におい とする。 次に掲げる基準に適合すると認めるときは、 認 定都 道 て、 府 県知事 その 地方 は、 活 第 . 力 向 項 上 0 一地域等 規定による認定 特 定業務施設整備 その認定をするも 0 申請 が あ 計 0 画 0) が た

一 (略)

あること。 とその他従業員に関し内閣府令で定める要件に適合するものでニ 常時雇用する従業員の数が内閣府令で定める数以上であるこ

三 (略)

4~6 (略)

(認定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措

置

第十七 方公共 措 地 置 が 条 方交付税法第十四条 総務省令で定める場合に該当するも 団 0) 体 六 が、 地方税法第六条の 次に掲げる措置を講じた場合において、これらの 0 規 定による当 規定により、 該 地 のと認められるときは 方 総 公 務省令で定め 共 、団体の各 る地 年 度

るこ お 共 で 最 公 12 に 寸 定 共 税 地 部 施 地 11 初 お あ る < 業 認 務 機 税、 定 に る 0 分 設 方 認 お て 体  $\emptyset$ れ 4 け は 0 土 児 E け 械 当 取 事 整 活 定 行 るところに 係  $\mathcal{O}$ 年 5 体 る 業者 当 得 基 る不 地 及 該 童 当 限 力 地 る わ 度 0 備  $\mathcal{O}$ 福祉 該各年 以 に び に 該 る。 向 域 基 れ 措 当 準 特 計 装 特 に 準 降 該 財 均 対 定 対 画 上 再 たとき 置 す 置 業 す 施 定 0 地 生 財 に 各 政 設 筃 る 務 る 業 1 に 第 域 計 度 ょ ょ 年 収  $\mathcal{O}$ 政 て、 不 務 従 + 内 は ŋ る 課 古 建 施  $\mathcal{O}$ 画 収 年 度 入 算 税 定 設 動 用 0 に に 度 減 分 額 物 施 七 入 資 額と 当 定 に 若 に 当 て 記 れ 収 を に 産 設 条 お  $\mathcal{O}$ は 載さ す 係 取 供 若 該 特  $\mathcal{O}$ 該 5 お 産 L 1 額 減 L くは なる す 特 減 け に ること。 税を課さ 得 しく 定 7 0 た る 収 同 る Ź 認 定 業 第 れ 措 特 税 収 額 あ 額 条 構 若 建 業 務 定 て べ 定 は 額 置 を ŧ 0 0 事 て 築 業 L 物 当 務 施 項 地 1 き に が 同  $\mathcal{O}$ 規 は、 な 物 務 < 若 該 施 設 第 方 る 額 0 総 条 に 業 定 しく 若 1 児 は 特 設 を 活 地 か V 務  $\mathcal{O}$ 限 税 に 号に 方活 る。 こと又はこ 当 定業 に 新 力 5 て当該各年度 省令で定 規 又 しくはこれ 童 カ 、はその 係 設 該 向 控 定による当 れ は 福 カ 力向 特定業務 務 る事 掲 <u>除</u> 祉 上 5 古 わ 0 0) 定資 らず、 げ 地 L 施 施 敷 業に |城等特 た額とす うち 措 る事 上地 設 設 又  $\emptyset$ れ 地 は 5 に る 置 産 0 であ 当 0) 用 施 対 増 業 域 0) 日 該 総 が 5 係 税 設 す に 定 꽢 さ に  $\mathcal{O}$ 敷 に る 設 又 以 地 務 該 うる。 は 年 れ 地 地 供 若 る 特 る L 係 業 後 方 省 関 地 土 に 方 で す 定 た る 務 度 公 令 た す 方

共団 るこ 公 お で に 最 設 に 共 れ あ 業 認 部 施 地 11 定 初 お 分に ħ 5 0 る 税 定 設 方 認 お て 体 8 れ 寸 H  $\mathcal{O}$ 用 土 事 定 け 行 るところに 5 0 整 活  $\mathcal{O}$ 年 5 体 る 当 業 当 敷 に 地 限 地 る わ 度 0 基  $\mathcal{O}$ 備 力  $\mathcal{O}$ 者に 該 地 供 該 る。 域 基 れ 以 措 当 準 地 向  $\mathcal{O}$ 計 各年 たとき 降三 方 す 取 再 準 財 で 特 画 上 置 該 税 る機 得 定業 あ 0 地 生 財 に 各 政 筃 よる る土 V に 第十 に 域 計 政 度 ょ 年 収 て、 係 械 対 務 従 内 収 は、 ŋ 年 度 入 画 る不 地 及 す 0 七 に に 算 度 減 分 額 施 入 に び る 当 て 記 額 当 れ 定 に 収 設 条 お  $\mathcal{O}$ は 均 不 特  $\mathcal{O}$ と 対 装 該 載 該 5 減  $\mathcal{O}$ 1 お 額 L 置、 特 定 Ż す 動 て な 減 た け 用  $\mathcal{O}$ に 同 収 認定 定業務 業務 るべ 0) 収 措 る る 産 に 第 れ 額 あ 額 条 課 固 建 取 供 て 置 ŧ 額 を つ 0 事 税 物 得 す 施 項 地 1 き が 同 て 規 定 に  $\mathcal{O}$ は、 をすること 若 る 施 設 る 業 資 税 第 方 額 総 条 に 定 0 若 産 建 設 を 活 地 カコ 11 務 0 限 税 L 12 て当 る。 < に 新 号 力 規 又 税 L 物 方 5 省 カコ に係る事 一令で Š 向 定 れ は を は 若 設 に 活 控 か ⊺該各年 課 は による当 構築物若 しく 掲 力 除 5 占 わ 上 さな 定 当 げ 地 向 0 0 定 L 6 ず、 はそ 業に対 め 資 該 る事 域等特 た うち総 措 又 上 地域 度 る日 額 特定業務 は 置 V 産 しくは 業 とす 該 増 こと又 0 が 税 又は す 定 꽢 敷 設 に 以 地 務 さ に 該 る 業 る。 れ 関 地 係 年 後 方 省 地 L た 施 る 度 た す 方 公

分に 設 方 整 活 備 限 力 る。 向 計 画 上 地 第 に 域 従 + 内 に 0 七 て お 条 0 1 て 認 第 認 定 定 地 項 地 域 第 方 再 活 生 号 力 計 に 向 画 掲 上 に げ 地 記 域 る 載 事 等 さ 業に 特 れ 定 7 係 業 1 る る 務 部 施 地 設 分 方 整 に 活 限 備 力 計 る。 向 画 上 地 (第十 に

域

内

に

お

七

従

0

て

 $\mathcal{O}$ 

第

項

第二

号

に

掲

げ

る

事

業

に

係

る

部

い

7

認定

地

上方で

活

力

向

上

地

域

等

特

定

業

務

施

認

定

地

域

再

生

計

画

に

記

載さ

れ

て

1

る

地

業務 福 該 特 に 対 特 定 祉 す 定 業 施 施 る不 業務 設 設 務 施 に  $\mathcal{O}$ 設 係 動 用 施 る 産 に 設 を 特 供 取 若 新 定 得 す L 設 る < 業 税 Ļ 務児 建 又 は 当 は 物 又 若 当 該 は 童 しく 福 該 特 増 定 祉 特 設 はそ 業 施 定 L 務 た 設 業 が施設に 務 0 認  $\mathcal{O}$ 用 施設若しくは 敷 定 に 地である土 事 供 係 業者に する機 る特定 0 業務 地 械 1 該 て、 及 0 び 児 特 取 定 装 得 童 当

(地域来訪者等利便増進活動計画の認定等)

置、

建

物若

しく

は

構

築

物若

L

Š

は

れ

5

0

敷

地

であ

る土地

に

対

す

る

固

定

資産

税

に

係

る

不

均

0

課

税

をすること

2 10 (略) 第

+

七

条

0)

七

略

11 等 は (都 利 認 当 市 便 定 公 該 増 市 園 事 進 町 出法第五 項 活 村 に 動 は 0 計 条 1 画 第 第 て、 に 兀 つ 項 に 項 あ 11 て、 規定 に 5 規定 か じ 第 する する め、 八 項 事 公 当 0) 項 亰 該 認 が 管理者をい 都市 定をしようとすると 記 載された地 公 園  $\mathcal{O}$ う。 公 園 域 以 管 来 下 理 訪 き 同 者 者

12~14 (略)

ľ,

に

協

議

し、

そ

0)

同

意

を

得

な

け

れ

ば

な

5

ない

(地域再生土地利用計画の作成)

第十七条の十七 (略)

2 業 委 認 員 定 会 市 町 (農業委員 村 は 前 숲 項 等  $\mathcal{O}$ に 協 関 議 す を á 行 う場 法 律 合に 昭 は 和 <u>二</u>十 都 -六年 道 府 法 県 律 知 事、 第 八 + 農

> あ る 0 該 特 る土 機 定 取 特 得 械 定 業 地 に 業 務 及 に び 対する不 務 施 設 対する固定資 装 施 置 設 を  $\mathcal{O}$ 新 建 動 用 設 物 産 に し、 若 取 供 産 得 L す 又 一税に 税 る は は 又 建 増 は 物 構 係る不均 設 当 した 築 若 該 しく 物 若 特 認 L 定 は 定 業務 < そ 事 0 くはこれ 0 業 課 不者に 税をすること。 施 敷 設 地 であ 0 5 0 用 0 V に供 る土 て、 敷 地 当 す 地

地 域 来 訪 者 等 利 便 増 進 活 動 計 画 0 認定 等

第十七条の七(略)

2 10 (略)

11 は、 条 等 **(**都 利 0 認 当 便 + 市 定 該 増 に 公 市 事 お 遠 進 町 法第五条第 村 項 活 1 は、 て 動 に 同 0 計 1 画 第 て、 に 兀 0 項 に 項 あ に 11 に て、 規 協 5 規 定 議 カゝ 定す ľ 第 する事 し、 め、 八 Ź 項 そ 公園 0) 当 項  $\mathcal{O}$ 認 同 該 が 意 管 定 記 都 を得 理 をしようとするとき 市 載された地域 者 公 をい な 遠 け  $\mathcal{O}$ う。 公 園 れ ば なら 第 管 来 十七 理 訪 者 者

*١* ،

12 14 (略

(地域再生土地利用計画の作

成

第十七条の十七 (略

2 業 不委員 認 定 会 市 町 (農 村 業委員 は、 前 会等 項  $\mathcal{O}$ に 協 関 議 す を る 行 う場 法 律 合 昭 に 和 は <u>二</u>十 都 -六年 道 府 県 法 律 知 事、 第 八 + 農

及び を置 八号) 令 • 玉 第 カゝ ない 土交通省令 第三条第 条 市 町 0 村 に 項 で + ただし書又は 定 兀 あっては、 第  $\emptyset$ る者を協 一項にお その V 第 議 て 同 長。 숲 五. 0 項 じ。 構 第十七条の六十二第 0 成員として加えるも 規定により農業委員 その他農林水産 二項 省  $\mathcal{O}$ 会

3 11 略

とする

第 第 条  $\mathcal{O}$ +を行う者に限る。 + $\mathcal{O}$ れ た た地 地 六 七 路 第 日 七 第五 + 線 以 十 域 条 再生計 又は運送 域 後 八 の二十三 仮は、 条第二 項第十六号に 再生土 項に 自 画 お 一号に 家用 0) 地 が 1 同 区 利 て 第 条第十 は、 規 域 用 準 有 五. お 定 計 償  $\mathcal{O}$ 用 条 す す 旅客運送者 旅 V 第 画 客の る自 て に記載された地 る場合を含む。 五. 部 兀 0) 項の認定を受けたときは、 項 「自家用 運送に 区 家 第 九号に 間 用 又は 有 (第十七条の十七第十項 付 有 償 随して、 償 旅 区 規定する事業が 一域が 旅客運送」という。 客運送 域再生拠点区域内にそ 0) 存する道 規定により 少量の郵 ( 第 十 当 七 路 記 T該認定 公表 条の 載さ 便 運 物 送 同 法 さ れ 第

載 新 さ 聞 れ 紙 てい その る集落生 他  $\mathcal{O}$ 貨 物 活 (その 巻 に お 集 貨又は て 行 わ 配 れ 達 るも が 認定地  $\tilde{O}$ に に限る。 域 再 生計 を運 画 に 送 記

2 略

す

ることができる

生 涯 活 躍 0 ま ち 形 成 事 業 計 画 作

第

十七条の二十

略

及び を置 八号) 令 玉 第 か 第三条 土交通省令で定め + な V 七 条の 市 第 町 村にあっては、 五十六第 項ただし書又 る者 項 を に 協議会 おい その は 第 て同じ。 長。 五. 0 項 第 構 0 成員として加えるも + 規 Ł 定 その 条の に より 五十四 他農林 農業委 第 水 産 員 二項 省

とする。

+

七

 $\mathcal{O}$ 

た

地

日以 域 条 後 再 の二十三 は、 生 計 自家用 画が 同 第 有償 条第十 五. 条 旅 第 客 五. 兀 運送者 項 項 0 第 認定を受けたときは、 九号に (第十 規 七条の十七第十項 定する事業が 当該認定 記

さ

れ

(同

条第 れ た地 +域 再 項 生土 に お 地利用 11 て 準 計 用 す 画 る場合を含む。 に 記 載された地 域 再 0) 生拠点区域内に 規定により公 表 そ さ

第  $\mathcal{O}$ 路線 七 は、 十八 又は 、条第二 旅 客の 運送の 一号に 運送に付随 区 域 規 定す  $\mathcal{O}$ る自家 部 L て、  $\mathcal{O}$ 区 少 用 間 量 又は 有 償 0) 郵 旅 区 域 便 客 物 運 が 送を行う者 存する道路 新 聞紙その 運 に 他 限 送  $\mathcal{O}$ る

落生活 貨 物 (その 巻 に おい 集貨又は 、 て 行 配達 わ れる が 認定 ŧ 0) 地 に 域再生 限る。 計 画 を運送することができ に 記 載されてい る

略

る。

2

生 涯 活 躍 0 まち

形

成

事

業

計

画

作

成

第 十七条の <u>一</u> 十 兀 略

2

略

3

区 域 生 を 涯 記 活 載す 躍  $\mathcal{O}$ á ま ほ 5 か、 形 成 お 事 お 業 む 計 ね 画 次 に に は 掲 げ 生 る 涯 事 活 項 躍 を  $\mathcal{O}$ まち 記 載 す 形 くる も 成 地

#### 略

す

Ź。

関 ピ 業 地 八 者 び を 密 条 居 ピ る 介 第 を 条 生 第 す ス ス 号 護 域 同 着 宅 生 の 二 除 型 サ 0) 及 介 予 密 活 る 条 涯 着型 第二 防 介護 事 提 び 号 護 地 サ 項 活 事業 第 項 供 事 認 同 に 福 域 ピ 躍 + 介 を除 体 以 業 密 条 第 規 祉 知 ピ 0 を 護 項 制 サ 下 症 着 定 ま ス **介** 同 に 項 同 予 型 す ち を 1 11 対 二 十 ľ, 法 応 防 介 規 に 同 護 確 ピ る 形 1 型 定 第 サ 護 以 規 項 条 居 保 成 保 ス す 宅 す 共 予 下 定 に 第 を 同 百 険 地 る そ 号 同 ピ 防 る介護 同 規 + サ 法 域 1 + す 定す う。 ľ る地 生 ス た 0) = 五. サ 兀 に を 平 に 1 項 F. 8 他 条 活 お 予防 Ś 規 に 成 に 以  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 介 11 ピ 域 ス 1 護 認 下 介 定 兀 11 ス 密 認 規 を 九 て 定 同 護 す + を サ 介 着 知 定 11 年 提 う<sub>。</sub> 市 ľ. 保 る 除 同 同 ] 護 型 症 す 法 供 五. 険に 第 第 ピ 予 る 町 条 介 対 律 す 条第十二 第十 スを 護老 :第百 防 応 地 × 村 以 係 サ 型 域 き介 が 号 項 以 及 下 五 講ずべ 介護 密 る保 下同 人福 共 同 び 第 ] 二十三号) 11 当該 項 同 項に う。 着型 ピ 護 号に 予 健 に ス 生 サ 祉 防 活 医 規 規 サ 介 以 施 同 支援 定 施 護 規 定 下 療 設 介 ピ 策 サ す 第 サ 定 す 同 法 入 護 ビ 地 ス 第 る 1 ] 事 す る U 第 所 及 ス 域 八

> 2 略

3 区 域 生 を 涯 記 活 載 躍 す  $\mathcal{O}$ Ź ま ほ 5 か、 形 成 お 事 業 お む 計 ね 画 次に に は 掲 生 げ る 涯 事 活 項 躍 を  $\mathcal{O}$ ま 記 5 載 するも 形 成 地  $\mathcal{O}$ 域

 $\mathcal{O}$ 

す á。

 $\mathcal{O}$ 

لح

域

 $\mathcal{O}$ 

#### 略

三

及 介 地 八 者 び を 密 条 居 る  $\mathcal{O}$ 除 < 号 号 条 生 事 提 75 護 域 同 1 着 第 宅 生 の 二 型 項 供 福 事 事 予 密 活 V. サ 条 涯 第二 業 業 防 ] 体 以 着 地 介 サ 項 祉 活 護 型 第 を 認 ] 制 サ 域 同 に ピ 躍 下 を + = 介 同 同 密 規 を 知 条第二十 ピ ス 0 然定する! 護予 除 法 項に まち 症 着型 確 ピ ス **介** 項 保 ス 第 対 規 同 応型 防 するた を 同 百 介 に 護 形 定す V そ 号 + サ 護 以 規 項 条 居 保 成 う。 0) = 共 ] 予 定 に 第 宅 五 下 険 地 め 同 る介 規 + サ 他 に 条 ピ 防 同 す 法 域 ľ に 規  $\mathcal{O}$ 生 ス サ る 定 兀 に 以  $\mathcal{O}$ 定す 護予 地 平 活介 す 認 介 兀 を 1 項 下 ピ お 護保 に 定 同 + 域 る ス 成 11 ピ 1 . 防 á 護 U 密 認 規 を 市 五. 11 ス 九 て 険 サ 町 第 第 を 介 着 知 定 11 年 提 う<sub>。</sub> 同 ] 型 村 に 除 同 護 症 す 法 供 号 項 く。 予 る す が 及 係 条 条 ピ 介 対 律 第 第 防 講 び る 介 第 ス 護 応 地 以 第 べ ずべ 護予 十二 老人 き介 当 保 + を 型 百二十三号) 以 サ 域 下 号 五. 該 健 1 共 密 同 下 着型 護サ 防 う。 福 医 に 同 項 項 ピ 同 r. 介 施策 · 規 生活 支援事 ス 護 療 に に 祉 規 サ 規 サ サ 定 以 施 同 定 す 定 設 1 下 介 Ľ する 業 る す 護 ピ 地 第 関 ピ ピ 同 法 ス 入 第 る ス ス 所 及 ス 域 八 第

五

兀

兀

五.

略

略

4 生 涯 活 躍 0 ま 5 形

か、 次に 掲げる事 項 を 記 載することができる

5 六 略

七 生 涯 活 躍 0 ま 5 形 成 地 域 に お 1 7 行 わ れ 第 号 介 護 事 業

関 はする 次に掲 げ る 事 項

イ 口 略

第 号介護 事 業 0 種 類

略

5 八 略 略

6 掲 げ 認 る 定 事 市 項 町 村 同 は 뭉 イ 生  $\mathcal{O}$ 涯 実 活 施 躍 主  $\mathcal{O}$ まち 体 が 同 形 号 成 口 事 0 業 事 計 業所であ 画に 第 兀 って当 項 第三 号 該 認 に

ピ 定 ス 市 を 町 行う 村 0 居 区 域 宅 サ 内 に ピ 所 在 ス 事 す · 業 に Ź Ł 0  $\mathcal{O}$ 7 に て ょ 介 ŋ 護 同 保 号 除強法 ハ 0 第四 種 類 十  $\mathcal{O}$ 居 宅 条 第 サ

項 本 文 0 指定を受け て V) ない 場合に限る。 第十七条の三十三第

て、 得 項 な に け 厚 お Ò 生 れ 一労 ば て同じ。 働 なら 省 令で な \ \ \ を 定 この め 記 るところに 載しようとするときは、 場合におい より、 て、 当 都道 該 都道 府 当 県 □該事項 府県 知 事 知 0) に 事 同 つ は 意 を W

当 定 に 該 ょ 事 ŋ 項 読 が 同 4 替 法第七 えて 適 + 条第二 用 す る 場 項 合 同 「を含む。 法第七 第十七 十二条 の 二 条 0) 第 十六 項 第十  $\mathcal{O}$ 規

七項 指 定 をして に おい は て同じ。 なら な 1 場 0) **浴**合又 規定に は より 同 法 第七 同 法 + 第 -条第四 四 十一 条第 「項若しくは 項 本文 第 五 0)

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定に

より

同

法

第

兀

十

条第

項

本

文

0)

指定をしないことが

 $\mathcal{O}$ 

規

定

項

に

定

に

当

成 事 業 計 画 に は 前 項 各号に . 掲 げ る 事 項 0) ほ 4 生 涯 活 躍

か、 次に 掲げ る事 項 を 記 載す ることができる

0

ま

ち

形

成

事

業

計

画

に

は

前

項

各

号

に

掲

げ

る事

項

 $\mathcal{O}$ 

ほ

5 六 略

七 生 涯 活 躍 0 まち 形 成 地 域 に お 1 7 行 わ れ る 第 号 事業 関

る次に 掲 だげる事 項

イ 口 略

第 号 事 業 0 種 類

= 略

八 略

5 略

6 掲げ 認 る事 定 市 項 町 村 同 は、 号 イ 生 0 涯 実 活 施 躍 主  $\mathcal{O}$ 体 ま ち が 同 形 号 成 口 事 0 業 事 計 業 画 所 に であって当 第 兀 項 第 該 号

定市 町 村 0) 区 . 域 内に 所在 す るもの 12 ょ ŋ 同 号 ハ  $\mathcal{O}$ 種 類 0 居 サ

項 ピ 本 ス を 文 0 行う 指 定を受けて 居宅サー ピ 11 ス 事 な 業につ 11 場 合に限る。 1 て 介護 第 保 + 険 t 法 条の三十三第 第 匹 十 条 第

項に お 71 て 同 じ。 を 記 載 しようとすると きは 当 該事項に 0

得 て、 な け 厚 生 れ 労 ば なら 働 省令で定め うない。 この場合におい るところにより、 て、 当 都 該 道 都 府 道 県 府 知 県 事 知  $\mathcal{O}$ 事 同 は 意

を

該 事 項 が 同 法第七十条第二 項 (同法第七 <u>-</u> 二 条  $\mathcal{O}$ 第 項  $\mathcal{O}$ 規

より お 1 て 読 同 4 ľ 替えて適  $\mathcal{O}$ 規 用 定 す に 場 ょ の合を含さる。 ŋ 同法第四 也 + 第 +条 第 七 条  $\mathcal{O}$ 項本文の +六 指

る

第

+

をし 定 て に ょ は なら ŋ 同 な 法 第 1 兀 場 合又 十 条 は 第 同 法 第七十 項 本文 0) 条 第四 指 定 をしないことが 項 若しくは 第五 で 項

で きる 場 合 に 該当 L な 1 と 認 8 るとき は 同 意をするも 0) とす

る

きる場

合

に

該

当し

な

V

と認

8

るときは

同

意

を

するものとす

る。

7~9 (略)

10 三十三 が 活 定 お 読 十 条 1  $\mathcal{O}$ を 八 躍 4 0 ピ に 同 認 て 替 条 ス 0 ょ 号 定 の 二 第二 えて 事 て 同 ŋ ま 第 市 口 にはなら 業 5 同 0 町 第 適 項 項 に 形 号 事 村 几 成 用 に 本 0 業 は な 事 0 す 項 お 文  $\mathcal{O}$ 所 業 規 0 て で 第 11 る 1 種 同 計 場 定 場 当 て 指 類 几 あ 合に 合を含 に 該 法 同 定 0) 項 画 0 第七 ľ を受 て当 ょ 第 に 認 地 該 ŋ 定 域 兀 記 当 同法 つけて 号に む。 + 密 該 載 市 しな 凣 に す 町 着 認 第四 ること 型 掲 第 条 つ 1 村 定 の 二 V 7, +な 0 サ 市 げ 1十二条 と 七 て 1 長 ] 町 る が 認める場合に限 条  $\mathcal{O}$ は 場 か ピ 村 事 合に できるも 5 ス 項 0)  $\mathcal{O}$ の二 を行 第 当 介 区 十六 限 護 同 該 域 第 保 項 事項 る。 内 号 Š 地 第 0) 0 険 に 1 項 とす 法 規 が 第 域 所 0 <del>一</del> り、 本 定 同 + 第 密 在 実 る。 文 に 七 兀 法 着 す 施 + 生 0 項 第 ょ 型 る 主 条 涯 指 に 七  $\mathcal{O}$ サ 体 10

三条 十三 項 サ 定 知  $\mathcal{O}$ 掲 事 同 に Ì げ 市 認 第三 意を 第 つ 町 は ビ る 定 V ス 事 村 市 を 得 項 当 て、 項 項 町  $\mathcal{O}$ 該事 本文 行う介 なけ に 区 村 同 厚 お 域 は 0) 項 生 11 内 号 れ 労 指 護 に イ が ば て 生 働 定 予 同 な 同  $\mathcal{O}$ 涯 所 を受け ľ 省 法 防 活 ら 在 実 · 令 で サ 施 躍 第 な す 主 る  $\mathcal{O}$ 百 1 定めるところにより、 まち て を ピ ŧ 体 +記 ス が 五. 11  $\mathcal{O}$ 事 同 条 0 載 な に 形 業に 場 0) L 1 ょ 号 成 合に 事 ようとするときは 場 n 口 ※合に 第 つ 同 0) 業 おい 1 号 事 計 項 限 業所であ 画 て ハ る。 介護保険 0 に て、 同 第 種 第十 当 都 兀 法 類 ]項第五 該 第 0) って当 道 百 七 法 都 府 介 当 条の 護 十 道 県 第 号 五. 知 該 Ŧī. 予 該 府 に 条 県 事 事 三 +防 認

11

11

7~9 (略)

三十三 をし 十八 躍 読 条 0 が 1 て同 のニ み替 0) ピ に 同 認 ては 条 ま ス 号 定 ょ ľ 「えて 第二 5 0) 事 ŋ 第 口 市 業 な 同  $\mathcal{O}$ 町 形 5 第 項 項 に 号 事 適 村 成 な、 な 事 用する場  $\mathcal{O}$ 几 に 業 本 0 業 文 規定に 項 11 お 0 所 場 て当該 計 1  $\mathcal{O}$ 種 で 第 同 合に て 指 類 あ 兀 画 合を に ょ 法 同 定 0 0 項 第 て当 該 ŋ U. を 認 第 記 地 受け 当 含 七 載 同 定 域 兀 す 法 + 密 号 L 市 該 む。 第四 凣 な に て 町 に ること 着 認 、条の二 型 V 第 1 村 掲 0 定 と認 V サ げ 十二条 十 な  $\mathcal{O}$ 市 が 七 て ] 1 長 町 る で  $\emptyset$ 0) は 場 ピ 村 事 条 カコ きる る 0) 合 5 項 0 ス 0 場 第 当 に 介 を 区 十六 合に 第 ŧ 同 該 限 護 行 域 項 事 保 う 内 号 0) る。 とする。 限 項 第 項 険 地 0 に 1 法第 本文 規 域 所 が 第 0 兀 同 定 + 密 在 実 0 兀 生 項 法 七 す 施 着 十 二 第 る 涯 指 に 型 主 ょ 条 活 定 お 体

三条 十三 サー 掲げ 知  $\mathcal{O}$ 項 定 同 に 事 市 認 一第三 意 0 第 ピ 町 る 定 は を V ス 事 村 市 当 得 て、 項 項 を 項 町  $\mathcal{O}$ 本文の 該 行う介護 な に 区 村 1 は、 同 事 け 厚 お 域 号 イ 生労働 内 項 れ 11 指 が ば 7 に 生 予防 同 な 同 定を受け 所  $\mathcal{O}$ 涯 ľ 法 5 省 実 活 在 令 サ す 施 躍 第 な \ \ \ で ] 百 る 主  $\mathcal{O}$ 定めるところに て 体 ま を ピ 十 ŧ この 5 ス 五. 記 11  $\mathcal{O}$ が 事 に 同 形 条 載 な 業に 場 成事 L 号 0) V ょ 合に ようとす 場 ŋ 口 合に 業 第 同 0) 0 お V 뭉 事 計 項 ょ 1 限 て 業 画 11 b, 糸所で るときは て、 介 0 に る。 同 護 種 第 第十七 あ 当 都 保険法 兀 法 類 項第五 第 該 って当 道  $\mathcal{O}$ 府 百 都 介 当 県 条 第 護 十 道  $\mathcal{O}$ 予 五 知 該 五. 該 号 府 防 に 県

認 五. + + t 8 るときは 条 0) 条  $\mathcal{O}$ 第 第 項 項 本 第 同 0 文 規 意 + を 0 定 す 指 に 項 る 定 ょ Ł ŋ を に 読 0 L お とする。 て V 4 て 替 は なら えて 同 じ な 適 1 用 場 す  $\mathcal{O}$ る場場 合に該当 規 定に 合 より を含 L な 同 む 法 لح 第 第

12 13 略

14

で 8 条 限 護  $\mathcal{O}$ が  $\mathcal{O}$ 該 密 き る 0 事 る。 保 着 同 第 に 認 る 場 型 項 険 ょ 定 + 号 合に 項 法 t 第 が 第 介 り 市 口 第五 第 0 同 + 護 同  $\mathcal{O}$ 町  $\mathcal{O}$ とす 項本文 限 規 法 予 事 村 七 号 定に + 防 業 十 第 条 は、 る 兀 所 五. 百 0) サ  $\mathcal{O}$ 生 0) 項 ょ + 三 で 第 条 種 十三 指 ŋ  $\mathcal{O}$ 兀 涯 に 五 ピ 類 あ 定 読 条 ス 0) 0 項 活 お 事 を 4  $\mathcal{O}$ 第 第 て 躍 1 地 第 業に 替 + 当 兀 域 六 0) L て ては 号に まち えて適用 同じ。 項 密 該 項 一第一 本文 着型 認 に つ な 定 形 お 1 掲 項 · て 当 成 5 V 0) 介 市 げ 事 な  $\mathcal{O}$ す て 指 護 町 る 同 業 11 規 る場合を含 同 定 該 予 村 事 認定 計 場 定により ľ を受けて 防 法  $\mathcal{O}$ 項 る合に 第百 サ 区 画 市 ] 域 同 に 該当し 十 五 に 内 記 ピ 町 号 司 む。 村 載 0 1 ス に イ 1 す 法 条 な 0 を 所 0) 第十七 ること な 第 0 長 行 て 在 実 五. 十 二 場 5 施 は カコ す る と + 合 5 地 主 が 認 兀 条  $\mathcal{O}$ 当 に 介 域 体 14

十三条 十七 の 二 8 るときは 条 0) 第  $\mathcal{O}$ 第 + 項 本文 同 項 第十 意をす 0 0 規 指 五. 定 る 定 項 に ŧ に を 0) お L と て 読 11 こする。 はなら て 替えて 同 ľ な V 適 場 用  $\mathcal{O}$ 合に 規 定に る場 該 当し より 合を含 な 同 法 認

ょ

ŋ

4

す

第

五.

12 13 略

きる の 二 の 三 る場合に 限 護 密  $\mathcal{O}$ が 該 第 る。 保 着型 事 に 同 認 第一 +ŧ 項 険 ょ 号 定 項 が 法 ŋ 0) 六 第 介 口 市 項 と 限 第 0) 同 +第 護 同  $\mathcal{O}$ 町 す り、 本 規 法 Ŧī. 予 事 号 村 + 七 定に 文 第百 る。 業 + 防 八 条 ハ は、 所 0 生 兀 項 の三十三 サ  $\mathcal{O}$ 指 涯 に ょ + 条 1 種 で 第 の 一 定 ŋ Ŧī. ピ 類 あ 兀 活 お 躍 を 1 読 条 ス  $\mathcal{O}$ 項 み替 L 0 第 第 事 7 第  $\mathcal{O}$ て 地 て + 兀 当 六 ま 同 業 域 「えて ľ に 号 ち は 項 項 密 該 第 な に 形 に 本 認 0 着 文 型 適用 成 5 お 1 定 掲 て当 な 項 事 0) 0 げ 1 介 市 業 す 11 規 て 指 護 町 る る場場 場 同 計 定 同 定 該 予 村 事 ľ 合 法 を受け 認 防 項 画 に 0) に 合を含 定 に ょ 第 サ 区 同 記 該 ŋ 百 市 Ì 域 当 T 載す 同 + に ピ 内 号 町 法第五 立 L 1 村 ス 0 に 1 ること な を行 V 所 条 な 0  $\mathcal{O}$ 第十七 長 て 在 実 十 二 場 + は か う 施 る が 認 兀 地 合 5 主 条  $\mathcal{O}$ 当 介

15 뭉 業を 事 に は、 業 基 認  $\mathcal{O}$ 所 づ 定 行 き 種 で 第 う 市 兀 あ ŧ 同 町 類 項 項 村 0 0  $\mathcal{O}$ 第七 て 第 に 0 (介護 当 第一 限 뭉 該 号 る。 号 事 認 に 保 業 定 掲 事 険 第 業支 を 市 げ 法 + 七 町 る 第 行 給 事 百 村 う 条 場 項 0  $\mathcal{O}$ 費を支給 + 合に 区 五. (同 域 + 条 内に 号 六 0) お 1 第 す 兀 1 0) ることによ 7 所 + + 当 在 実 九 五. 該 施 項 す  $\mathcal{O}$ 第 る 主 に ŧ 体 お 第 号 が V 0 第 項 に 同 て 業 同 号 0 ょ ŋ 号 に 口 規 同 事 定 0  $\mathcal{O}$ 

15

認

定

市

町

村

(介護

保

険

法

第

百

+

Ŧī.

条

 $\mathcal{O}$ 

兀

+

五.

 $\mathcal{O}$ 

第

項

0

規

に

基

づ

き

同

項

 $\mathcal{O}$ 

第

号

事

業支

給

費を支給

す

ることによ

ŋ

第

号

介 定

号

口

0

事

業

所

で

あ

0

て

当

該

認

定

市

町

村

0

区

域

角

に

· 所

在

す

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

に

同

じ 事

は、

第

兀

項

第

七

号

に

掲げ

る

事

項

同

号

イ

0)

実施

主

体

が

同

護

業

を

行

う

Ł

 $\mathcal{O}$ 

に

限

る。

第

十七

条

 $\mathcal{O}$ 

+

六

第

+

六項

に

お

11

7

ょ

n

同

号

0

種

類

 $\mathcal{O}$ 

第

号

介

護

事

業

を

行

う

場

一合に

お

1

て当

該

第

三 十三  $\mathcal{O}$ に 五 + 号 とす 介 限 条 第 Ŧī. り、 第 護 0 0) ź 項 兀 事 Ŧī. 業 生 0 + 項 第 涯 指 五. に に 項 活 定 0 お 0 躍 を 五 1  $\mathcal{O}$ V 第 指 て 0 L て 当 て ま 同 定 ľ は 項 5 を 該 受け な 認 形 0 成 規 定 5 定に 事 て な に 市 · 業 11 11 0 町 計 場 ょ 1 な 村 合に 画 ŋ て **\**\  $\mathcal{O}$ は、 に 同 と 長 きに 記 該 法 か 載することが 当 第百 当 5 該 限 同 L な 事 る。 + 法 五 項 第 1 と 認 第 条 が 百  $\mathcal{O}$ 同 + +できる  $\Diamond$ 几 法 七 五. る場 第 + 条 条 百  $\mathcal{O}$ 五. 0) 合  $\mathcal{O}$ + 三 几

16 (略)

17

ば る あ 計 す 住 な 安 Ł 0 画 る 生 6 定 て 法 涯 0 ない 活 律 確 高 市 (第十七 第 保 年 町 躍 四 計 齢 村  $\mathcal{O}$ ま 画 者 介 条 等 条の ち 護  $\mathcal{O}$ 0 形 居 保 三十 لح 第 険 成 住 7 事 事 う。 - 六第 業 項 業 保 計 に 健 計 規 画 画  $\overline{+}$ と そ 定 医 は 0) 八 療  $\mathcal{O}$ す 項 調 又 他 る 高 和 に は  $\mathcal{O}$ 市 齢 が お 福 法 町 者 保 祉 村 律 11 0 て 居 たれたも 12  $\mathcal{O}$ 高 関 規 齢 住 市 する事 定 者 0 安定 に 町 居 0) 村 ょ 住 で 項 る 高 安 確 を 定 保 な 齢 計 け 定 者 に 画 確 れ 居  $\otimes$ で 保 関

18 · 19 (略)

(有料老人ホームの届出の特例)

第 料 + 公 + 記 表さ 老 九 載 七 Z 条の三十二 人 項 れ ホ に れ たとき お た 生 A に て 涯 は 準 0 活 き 第十 用 躍 行 当 す  $\mathcal{O}$ う 該 る 七 ま 老 場 事 ち 条の二十 一合を含 項 形 人 に 福 成 係 事 祉 る実 業 法 む 兀 第 計 第 二 十 施 以 兀 画 主 下 が 項 体 第二 九 同 同 条第 が U 条 第 一号に掲 当 該 + 項 事  $\mathcal{O}$ 八 げ 項 規 項 0 に 定 規 る (同 係 事 定 に る に ょ 項 条 ŋ 第 ょ 有 が

> 躍 を 五. 1  $\mathcal{O}$ V て 当 て 0 L 第 指 同 ま て 定 項 ľ を受 ち は 該 な 形 0 認 5 規 け 定 成 定に 事 な に 市 て 業計 11 0 11 町 場 ょ 1 な 村 合に 画 ŋ て 11  $\mathcal{O}$ は、 に 同 と 長 記 該 法 き カ 載す 当 に 第 当 5 L 百 該 限 同 ることが な 事 法 + る。 項 五. 第 1 第十 لح 条 が 百 認 同 0 + で 七  $\Diamond$ 兀 法 五 きるものとする。 る + 条 第 条 場 百 0 五. 0 三十三 合に 0) + 兀 五. + 第 限 条 五 一第 り、 0  $\mathcal{O}$ 項 兀 Ŧī. 第 生 0) + 項 指 五. に 涯 項 活 定  $\mathcal{O}$ お

16 (略

17 なら 安定 るも あ 計 す る 0 生 画 て な 確 0) 法 涯 律 活 保 高 市 (第 計 年 町 第 躍 齢 兀 村  $\mathcal{O}$ 画 . 等 \_ 七 ま 者 介 条 5 <u>の</u> 条の三十六第 0 護 とい 居 保 形 険 第 成 住 . う。 事 事 業 項 業 保 計 健 に 計 ح 規 画 画 一十項に 定 0) そ 医 は 調 療 す  $\mathcal{O}$ 又 る 和 他 高 は 市 が お  $\mathcal{O}$ 齢 保 1 福 法 町 者 た て 村 祉 律 0 れ に 0 高 居 市 たもの 関 規 齢 住 定に 者 町 0 する事項 村 安 居 でな 定 ょ 住 高 安定 齢 確 る け 者 を 計 保 定 れ 居 確 に 画 ば 住 8 で 関

18 • 19 (略)

(有料老人ホームの届出の特例)

第 公表 + 料 + 記 九 載さ 老 七 さ 項 条の三十二 人 ホ れ に れ たとき お た 生 1  $\Delta$ に 7 涯 は、 潍 0 活 き行う 第十 用 躍 当 す  $\mathcal{O}$ 該 る ま 七 老 事 場 ち 条 合 0 人 項 形 を 福 に 成 !係る実 含 +事 祉 法 業 兀 む 第二十 計 第 施 以 画 兀 主 下 が 項 九 体 同 同 第 ľ 条 が 条 一号に 第十 第 当 該 掲げ 項 事 八  $\mathcal{O}$ 項 項 規 0 規 定 に る 同 事 定 係 に に る 条第 ょ 項 ょ

七 料 在  $\Delta$ る 届 老 地 0) 人 を 設 出 につ ホ 管轄する都 置  $\mathcal{O}$ ムにあ 日 V いて、 カコ は ら 0 道 7 月 同 府 は 県 以 項 知 内 0 に、 当 事 規 定に 該 指 その 指 定 定 カコ 都 都 旨 か 市 市 を当該有料老人ホ わ 等の 等 5 ず、 0) 長 区 当該 .域内に所在する 第十七条の 有料 老 人 ム 兀 ホ  $\mathcal{O}$ 有 十 所 

2 略

第一

項

E

お

いて同じ。

に

届

け

出

ることをもって足りる。

居 宅サ ĺ ビス事 業等 に 係る 指 定 0 特 例

第 + 七 条の三十三 略

2 4 (略

5 0 行 事 と 活 た ごう場 長 き 第十 t 項 躍 は、 のとみなす。 から介護保険 に 0 まち 合における当 七 係る事業所 当該公表 条の二十 形成事 業 法 に  $\mathcal{O}$ 兀 第 該 日 計 第 ょ 百 ŋ に 第 画 兀 十五 当該事項 が お 項 号 V 同 第 条第 条の て、 七号に 介護事業に 匹 当 に + 八項 該 掲 + 係 事 Ŧī. る げ っい 0) 種 項に係る実施 0 る 類 規定により公表され 事 て、 第 項が  $\mathcal{O}$ 第 記 項 当 T該認定: 載され の指 号 主 介 体 定 護 た生 が 市 が 事 業 当 あ 町 0 村 を 該 た 涯

地 域 住 宅団 地 再 生 事 業 計 画 0 作 成

第 + 七 条の三十六 略

2 略

3 協 議 会 口は、 第 項 0 協 議 を 行 う た 8 必 要 が あ ると 認 め るとき は

0 構成 ~員以 外 0 者 で あ 7 当 該 地 域 住 宅 寸 地 再生区 域 0 当

> る届 第 料 在  $\Delta$ 老 地  $\mathcal{O}$ 項 人ホ を 設 出 に 管 置 に 0 おいて同じ。 轄 ]  $\mathcal{O}$ する都 A V 日 に て か にあっ は 5 道 ては、 月以 府 同 県 項 に届 知 内 0 に、 当 事 規 け 定 該 (指定 出ることをもって足りる。 その に 指 定 か 旨 都 都 か を当 市 市 わ 等 等 5 ず、 0 該  $\mathcal{O}$ 長 区 有 域 料 当 君人ホ 内に所在する有 該 第十七条の 有料 老 1  $\Delta$ 人  $\mathcal{O}$ ホ 所

2 略

第十七条の三十三 略

居

宅

サ

]

- ビス事

事業等に

係

る

指

定

2 4 (略)

5 場合に みなす。 介護保険 事 ときは、 活 項に 第十 躍 0 まち お 七 係 当 法 ける当該第 る事業所に 条の二十 第百十五 該公表の 形 成事業計 兀 条の四 より当該 日 第 号事業につ に 画 兀 お が 項 + 1 同 第 事 五. 条第十八項 七 て、 項に係 号に 0  $\equiv$ い 当 第 て、 「該事項に 揭 る げ 当 項 種 0 る 規 0 該 類 事 指 認 係 定により 0 項 定が る実 定 第 が 市 記載され **施主体** あ 町 号 事業 公表され 村 0 たも の長 が た から 0) 行 当 生 た 涯

地 域 住 宅 寸 地 再 生事業 計 画  $\mathcal{O}$ 作 成

第十 七条の三十六 略

2 略

(新 設

初 0 整 備 をしたも 0 に 対 L 資料 0 提 供 見 の 表 明 明 そ 0)

他 0) 必 要 な協 力を 求  $\otimes$ ること ができる。 0) 場合にお 7 当 該

者 は そ 0 求  $\otimes$ に . 応 じ るよう 努める ŧ 0 とす

4 を 記 地 載 域 す 住 Ś 宅 ほ 寸 か、 地 再 生 お 事 お む 業 計 ね 次に掲 画には、 げ る事 地 域 項を記載するも 住 宅団 地 再 生 区 0) 域 とす  $\mathcal{O}$ 区 る 域

略

を 要 該 備 整 な 地 す 地 域住 備するため ベ 施 域 き医 設及び 住宅 宅 団 療 寸 必 地 施 地 に 要 再 設 再 認 な 生 生 土 定 区 福 区 域 市 地 域 祉 町  $\mathcal{O}$ に  $\mathcal{O}$ 施 住民 村 設、 確 お 保 が 講 0 商 て ず 費 共 業 住 同 べ 用 施 宅 き 0)  $\mathcal{O}$ 設 寸 施 補 福 地再 集会施設 策に 助 祉 っその 又は 生を図 関 する事 利 設その 他 便 0) るため 当 0 該 た 他 項  $\Diamond$ 施 0 に 当 設 必 整

≝ 兀 (略)

五. た め 地 に 域 認定市 住宅 寸 町 地 村 再 生 が 講 区 ず 域 べ に き お 施 1 て 策 12 住 関 民 す 0) る事 交 通 項 手 段 0 確 保 を 义 る

六 促 進 便 地 するため 域 宜 住  $\mathcal{O}$ 供 宅 与そ 寸 に 地 認 0 再 生 定 他 市 区 0 当 域 町 該 村 移 0 が 講 住 移 ず 住 を 希望 を き 希 施 する者 望する者 策 関する事  $\mathcal{O}$ 来訪 0) 及び 情 報 滞 0) 提 在 供 を

七 略

5 次に 地 域 掲 住 宅 げ うる事 4 地 項 再 生 記 事 載 業 することが 計 画 に は、 で 前 きる。 項 各 号に 掲 げ る事 項 0) ほ カコ

を

 $\mathcal{O}$ 住 住 居 居 専 専 用 用 地 地 域 域 建 都 築 市 物 整 計 備 画 促進 法 第 事 八 条 業 第 地 項 域 住 第 宅 号 寸 に掲げ 地 再 生 る第 区 域 内

> 3 を 記 地 載 域 す 住 宅 寸 ほ か、 地 再 お 生 お 事 む 業 計 ね 次 画 に 掲 は、 地 域 項 住 宅 記 寸 地 再 生 区 域 0 区

に

げ

る

事

を

載するもの

る

略

保、 民 備 が 講 0 す 地 ず 費 共 べ 域 べ 同 き 用 住 き施 0) 医  $\mathcal{O}$ 宅 療施 補 福 寸 流策に 助そ 祉 地 設、 又 再 は 関  $\mathcal{O}$ 生 す 他 利 福 区 る  $\mathcal{O}$ 便 域 祉 当 事  $\mathcal{O}$ に 施 た 設、 項 該 お 8 施 1 設 必 商 て 要な施 を 業 住 整 施 宅 備 設 寸 するため 設 そ 地 及び 0) 再 他 生 必 を  $\mathcal{O}$ 図 要な土 当 に T該区域 認 るため 定 市 地  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に 町 村 確 住

三 • 兀 略

六 五.  $\mathcal{O}$ 増 地 地 域 進 域 住 を 住 図 宅 宅 るため 寸 寸 |地再 地 再 に認 生 生 区 区 域 定 域 に 市 に 町 お お V 村 7 が 7 貨物 講 公共 ず 交通 べ 0 き 運 施 送 機 策 0 関 共 に  $\mathcal{O}$ 同 関 利 はする事 化そ 用 者 0 0 他 項 利 便

七 略

関

する事

項 送

貨

物

0

運

0

合理

化

を

义

「るた

8

に

認

定

市

町

村

が

講

ず

き施

策

に

4 次に 地 域 掲 住 げ 宅 る事 寸 地 項を 再 生 記 事 載 業 することができる 計 画 に は、 前 項 各 号 に 掲 げ る 事 項 0 ほ カコ

生 建 地 域 築 物 住 整 宅 備 4 事 地 業 再 生 都 区 域 市 に 計 画 お 法 V 第 7 認定 八 条 第 市 町 項 村 第 が 行 号 う 住 に掲げ 宅 寸 る 地 再

 $\mathcal{O}$ に な 住 種 に 掲 建 を お 居 低 げ 11 築 層 専 1 る事 う。 物 用 住 7 居 0 同 地 項 第 整 ľ. 専 域 + 備 又 用 は 七 地 を r。 第 内 条 促 域 に 0) 進 第二 兀 す お 種 る 1 中 + 事 て、 高層 種 第 ·業で 低 項 住 層 住 あ に 宅 居 住 って お 寸 専 居 1 地 用 専 再 甪 て 地 同 生を図 域 認 地 定市 ľ, を 域 1 · う。 町 るため 第 に 村 関 が ハ 種 する 行 に 及 中 うも び 必 高 次 要 ホ 層

1 当 該 住 居 専 用 地 域 建 築 物 整 備 促 進 事 業 を実施 す る 区 域

口 当 該 住 居 専 用 地 域 建 築 物 整 備 促 進 事 業 0 内

ハ 住 12 関 当 居 専 す 該 る基 用 住 居 地 専 域 本 的 用  $\mathcal{O}$ 目 な 地 方針 的 域 に 建 築 反 (イに掲げる 物整 L な 備 1 ŧ 促 0) 進 に 区域にお 事 限 業に係る建 る。 いて指 築 定 物 さ 0) れ 整 備

二 当 該 住 居 専 用 地 域 建 築 物 整 備 促 進 事 業 係 る建 築 物 0 整 備

を

促

進

す

る

理

由

朩 住 て ま 居 講ずる措 当 専 該 0 6住居専 7 用 地 1 る場 域 置 0) 用 合に 目 あ 地 的 域 に あ て、 建 適 築 7 合さ イに掲げる区 物 は 整 せ 備 るた 促 該 進 措 8 事 一域に 業に 置 に に 必 に係る建 要な お 関する事 いて指 Ł 築 0 物に 定さ 0 内 れ 0 容 V が た

区 で る 域 特 0 項 特 規定に 別 内 0 别 0) 規 用 用 定に 特 途 途 よる 地 別 地 基 区 用 区 制 を 途 づ 建 限 築 1 地 う。 条 物 区 を 緩 例 整 都 和 で 備 ハ に することに 同 市 促 法 計 進 お 事 1 画 第 業 兀 て 法 同 第 + 建 ľ 八 ょ 八 9 条 条 築基準法第四十 第 第 内 地 に 項第二号に 項 域 お 住 か 1 宅 5 て、 寸 第 兀 九 地 掲 住 再 項 条 第 宅 げ 生 ま

> 1 宅 層 う。 寸 住 種 地 居 低 次 再 専 層 条 生 用 住 を に 居 地 お 図るた 専 域 1 又 用 は て 地 同  $\Diamond$ 第 域 ľ に 種 必 第 要 中 な に 種 高 関 建 層 低 す 築 住 層 る 物 居 住 次 0 専 居 に 整 用 専 掲 備 地 用 げ を 域 地 る 促 内 域 事 進 に する事 項 第 お VI て、 種 業 中 住 高

イ 当該事業を実施する区域

ロ当該事業の内容

ハ 限 規 掲 る。 定す げ 当 該 る んる用 区 事 .域 業 途 内 に係 地 0 域を 用 る 途 建 地 築 1 う。 域 物 0) 建 整 築基準 0 備 指 に 関 定 法 す 0 第 目 る 匹 的 基 + に反しな 本 凣 的 条第十 な方針 1 兀 Ł 7 項  $\mathcal{O}$ に

(新設)

(新設)

規 画 0 区 法 定 規 住 地 に 定 宅 域 第 ょ 八 に 寸 住 . 基 づ る 条 地 宅 制限 第 再 4 く条 生 地 を緩 項 建 再 第二号 例 築 生 和 で 物 区 することによ 同 整 域 に 法 備 に 掲 第 事 お 四 げ 業 V る + 7 建 特 八 認 ŋ 条 别 築 定 第 用 基 市 町 特 準 途 別 項 地 法 村 用 第 区 か が を 途 5 兀 行う 第 V 地 + う。 匹 九 特 区 項 条 別 都 ま 第 用 に で 市 途 項 お 計  $\mathcal{O}$ 地

0 寸 地 再 生 認 を 定 図 市 町 る た 村  $\otimes$ が 行 に Š 必 Ł 要 な 0) を 建 いう。 築 物 0 整 に 備 関する次に掲げ を 促 進する事 業 で る あ

項

イ 当 該 特 別 用 途 地 X 建 築 物 整 備 促 進 事 業 を 実 施 す る 区

口 当 該 特 別 用 途 地 区 建 築 物整 備 促 進 事 業 0 内

に 定 に ょ め 0 当 る ようとす 該 1 特 制 7 建築 別 限  $\mathcal{O}$ 用 緩 る 基 途 同 準 和 地  $\mathcal{O}$ 法 法 区 第 建 内 第 匹 匹 容 築 + + 物 整 八 九 条第 条 備 第 促 進 項 項 事 から 0 業に係る特 規 第 定に基づく条 四 |項まで 別 用 0) 途 例 規 地 定 で 区

三 整 0 兀 に + 第 区 項 条 ょ 備 八 五. 地 *b* 条第 第 関する次 を 域 第 区 項 内に 五. 促 九 0) 計 号に 規 進 項に 地 画 す 域 項 定に 等 お 掲げ に る事 規 住 か 建 て、 定 掲 宅 5 ょ 築 げ る す 第 ŋ 物 業 寸 で 集 る る 住 地 兀 同 整 落 事 宅 地 再 項 あ 条 備 くまでの 第 項 寸 地 区 生 促 0 7 区 区 進 地 計 域 再 計 項 事 画 業 内 生 等 規 認 画  $\mathcal{O}$ 定 を を を  $\mathcal{O}$ 定 規 建 定に 市 义 除 1 地 に < 築基 町 る 区 ょ 1 ため いる制 村 計 基づく条例 準法第六十八 ハ 同 が 画 に に 等 限を緩和すること 行 法第十二条 必要 おいて同じ。 うも 都 な 0) 市 で を 建 計 同 築物 1 0) 条 画 法 う。 0) 兀 法 第 0 第 第 兀

1 当 該 地 区 計 画 等 建 築 物 整 備 促 進 事 業 を実施する 区

口 当 該 地 区 計 画 等 建 築 物 整 備 促 進 事 業 0 内

域 条 第 に 当 該 0 項 1 地 て 0 区 規 建 計 定 築 画 に 基 等 準 基 建 づ 法 築 く条 第六十八 物 整 例 備 で 促 定 条 進 が の 二 め 事 業に ようとする同 一第 五 係る地 項 0 規 区 定に 法 計 第四 画 ょ 等 ŋ + 0) 八 同 X

> 物 て 同 0 ľ 整 備 を 促 内 進 に す お る事 1 て、 業 をい 住 宅 、 う。 寸 地 再 に 生 関 を する次に掲げ 义 る た 8 に 必 る事 要な 項

築

V

イ 当該事業を実施する区域

ロ 当該事業の内容

ハ 条 条 第二 第 当 該 項 項 事 業に から 0 規 定 係 第 兀 に る 項 基 特 ま づ 別 で く条例で定 用  $\mathcal{O}$ 途 規 地 定に 区 に ょ め 0 ようとする同 る 1 7 制 建 限 築  $\mathcal{O}$ 基 緩 一準法第 和 法第四 0 内 兀 + 十 八 九

三 り、 に 生 画 等 条 項 住 関 第 を を を 0 宅 地 す 义 除 地 規 域 11 寸 < る次に る 項 区 定 住 11 地 た に か 計 再 宅 により 6 生. 8 同 ハ 画 寸 に · 掲 第四 法第十二条 に 等 建 地 げ 同 必 お 築 再 いて る 要 都 項 条 物 生 な 市 ま 第 整 区 建 同 で 域 項 計 備 ľ 0 0) 項 築 画 に 事 兀 物 規 0 業 お 法 定に 第 規 0 第 四 建 定に基 整  $\mathcal{O}$ 7 による `認定 区 項 築 備 条 域 第 基 を 第 づく 促 内 五. 九 制 準 市 号に 進 に 項 限 法 町 第六十 する事業をいう。 に を 条 お 村 掲 緩 例 V 規定する地 が て、 行う げる集落 和することに で 同 八 住宅団 、条の二 地 法第四 区 地 区 計 区 計 第 地 十 画 再 計 八 画 五.

イ 当該事業を実施する区域

ロ当該事業の内容

ハ 例 + で 八 当 定 条 該 の二 め 事 業に ようとす 第 係 五. る地 項 る 0) 同 規 区 定 法 計 に 第 画 より 兀 等 +  $\mathcal{O}$ 八 同 区 条 条 域 第 第 に 0 項 項 V か 0 7 規定に基づく条 建 5 第 築基準 兀 項 ま 法 で 第 六

整 決 1 て、 備 定 都 条 を促 又 市 第 住宅 は 計 進する事 変 項 画 (更をすることに 寸 建 カ 地 築 5 再 物 第 業で 生 等 兀 を 整 項 図 あ 備 ま るため 促 で -て! により 進 0) 規 事 認 業 定 に 定 必 地 に 市 市 要 域 ょ 町 な 住 町 る 村 建 宅 村 制 が 築 寸 限 が 行うも 来物その 定 地  $\mathcal{O}$ 緩 再  $\Diamond$ 生 る 和 都  $\mathcal{O}$ 他 区  $\mathcal{O}$ を 域 内  $\mathcal{O}$ 市 11 内 容 施 計 う。 設 に 画  $\mathcal{O}$ お  $\mathcal{O}$ 

兀

口 当 該 都 市 計 画 建 築 物 等 整 備 促 進 事 業 0 内

第

+

七

条の

兀

十二に

おい

て同じ。

に

関する次に掲げ

る事

項

イ

当

該

都

市

計

画

建

築

物

等

整

備

促

進

事

業

を実施する区

ハ るべ 当 き事 該 都 項 市 計 画 建 築 物 等 整備 促 進 事 業に係る都市 計 画 に 定

五. 地 護 を が 更 更 促 項 あ 区 定 供 再 施 が 不 特 進 又 に す る 域 建 す あ 足することに 生 設 定 により るも す は 建 区 ることに 内 築 る建築 区 第七 物 る事業で 域 築 0 域 日 当 物 区 0 用 住 0 該 域 لح 物 項  $\mathcal{O}$ 住 品 宅 第七 特 ょ 用 V 民 用 0 販 以 以 う。 あ n ょ 売 規 定 途  $\mathcal{O}$ 途 下こ 号におい 当 ŋ 建 を 下 日 店 変 定 当 築 該 常 更 7 12 住 0) 該 生 適 物 建 宅 特 0) 特 老 一活に 定区 住民 築 整 項及び第十 人福 認 が 寸 定 合 て 定 L 建 物 地 備 建 築基 域 再 必 市 な を が 0 祉 築 要な施 特 生 町 いこととなる場合に 特 必 日 セ 物 とい 要とさ 村 準 定 を 定 常 ン 整 施設」 法 建 义 七 生 タ が 備 第五 . う。 条の . 行う るた 活に 築 設 ] 促 物とすること れ そ で 進 十二 とい あ ŧ 8 る地 四十五 支障が の 事 ĺ にお って、 業 0 他 、 う。 を 域 必 0 念診 要な 第 生ずる い 住 に 地 う。 限 宅 お 域 療 る。 項 用 寸 0) 該 い 住 所 (当 用 施 途 住 地 て お 宅 に に 第 該 宅 再 途 そ 設 寸 介

定による制限の緩和の内容

規

兀 三十 建 又 宅 は 築 寸 地 変更 九 物 地 域 に そ 再 住 おい をすることに 0) 生 宅 建 他 4 7 築物等整 0 地 同 施 再 じ。 設 生  $\mathcal{O}$ 区 整 ょ 備 域 ŋ に 備 事 に 関 を 業 お す 住宅 促 V 市 進する事 る次に掲 7 寸 町 認 地 村 定 再 が 市 げ 業 生 定 町 `る事 をい を め 村 义 る が 囚るため · う。 都市 :行う 項 計 都 第 十七 に 画 市 必  $\mathcal{O}$ 計 条 要 決 画 定 住

当該事業を実施する区域

イ

当該事業の内容

口

、 当該事業に係る都市計画に定めるべき事

(新設)

	ために必要な用途に変更することにより整備されたものであっ
	、特定建築物(学校である建築物の用途を住宅団地再生を図る
(新設)	七 特定区域学校用途変更特定施設運営事業(特定区域において
	特定建築物の整備を促進する理由
	ニ 当該特定区域学校用途変更特定建築物整備促進事業に係る
	特定建築物の整備に関する基本的な方針
	ハ 当該特定区域学校用途変更特定建築物整備促進事業に係る
	ロ 当該特定区域学校用途変更特定建築物整備促進事業の内容
	イ 当該特定区域の区域
	次に掲げる事項
	する事業であって、認定市町村が行うものをいう。)に関する
	条第一項の規定に適合しないこととなる場合に限る。)を促進
	ること(当該変更により当該特定建築物が建築基準法第五十五
	必要な用途に変更することにより当該建築物を特定建築物とす
	おいて、学校である建築物の用途を住宅団地再生を図るために
(新設)	<ul><li>六 特定区域学校用途変更特定建築物整備促進事業(特定区域に</li></ul>
	特定建築物の整備を促進する理由
	二 当該特定区域住宅用途変更特定建築物整備促進事業に係る
	特定建築物の整備に関する基本的な方針
	ハ 当該特定区域住宅用途変更特定建築物整備促進事業に係る
	ロ 当該特定区域住宅用途変更特定建築物整備促進事業の内容
	イ 当該特定区域の区域
	関する次に掲げる事項

九 八 ハ う。 及び ヘホ = 口 1 ホ ニハ 口 1 て、 再 公 に 地 に 一園に 生を図るため 関 域 7 規 特 定 定区 再生 略) 当該 時 する次に掲げ 第十七条の 同 定する普 当 当 当 当 当 建 当 当 当 当 当 ¬該特定 T該地域| じ。 該 該 該施設 該特定 お 築物及びその 価よりも 該 該 該 該 区域都市 特定: 推進 都 施設 特 都 関する次に掲げる事項 特定区域学校 認定市 い 市 て、 定 市 再生推 に設け 公園 公園 区 施 区 法 通 0 0 区 に必 兀 財 管 種 域 域 日 公 低 設 域 人 町 る事 村に 理 類 用 亰 0 0) + 産 に に  $\mathcal{O}$ 都 (営利を目 及び 区 五において同じ。 当 区 要な施設を設置し 品 敷 種 進法人の 5 であるものに限る。 0 お 市 活 対 いける当 方法 項 おけ 用 用途変更特定施 地 価で貸付けを受けることその他 類 域 れた特定施設を運営する事業であって、 該 域 公 構造 係る露 施設を設 園活用 生 0) 及び運営 並 ぜに当 活 る地方自治 使用の条件 該 名 . 利 便 的としな 施 生活 店 称 該 確保事 0 置 設 でする理 方法 0 都 利 商 住 設置 市 便 品 設 所 V 法第二 及び 業 公園の 確 及び管理する事業をい 置場その 運 が行うものをいう。 法人に限る。 第十七条の四十五 場所 保 |営事業の実施 (特定区域内 事業の 事務所 百三十八条第 名称及び所在 他 実施 0) 0) 住宅団 この当該 所在 第十六号 主体 期間 0 にお 都 地 兀 市 項 地

(新設

Ŧī.

略

+地 域 住 宅団 地 再 生 区 域 E お 1 て 行 わ れ る居宅サ ĺ ピ ス 事 業 に

関 す ,る次に 掲 げ る 事 項

1 当 該 居宅 サ ピ ス 事 業 0 実 施 主

口 当 該居宅サ 1 ピ ス 事 業を行 う事 業 所 0) 所 在

地

= 略

+地 域 住宅団 地 再 生 区 域 E お い て 行 わ れる地域密着型サ ]

ス 事 業に 関する次に 掲 げ る 事 項

1 当 該 地 域 密 着 型 サ ] ピ ス 事業  $\mathcal{O}$ 実 施 主 体

口 当 該 地域 密 着型 サ ピ ス 事業 を 行う事業所の 所 在 地

• = 略

十二 地 域 住宅 寸 地 再 生 区 域 に お 1 て 行 わ れる介護予防 サ ピ ス

事 業に 関する次に掲 げ る 事 項

1 当 該 介護予防 サ ] ピ ス 事業 0) 実 施 主 体

口 当 該 介護予 防 サ ピ ス 事業を 行う事 業 所 0 所 在 地

(略)

十三 地 域 住宅団 地 再 生 区 域 に お V て 行 わ れ る 地 域 密 着 型介護

防 ジサー ピ ス 事 業に 関 す る 次に 掲げ る事 項

イ 当 該 地 域 密 着 型 介 護 予 防サ Ì ピ ス 事 業 0 実施 主 体

口 当 該 地 域 密 着 型 介護 予防サー ピ ス事業を行う事業所 0) 所 在

地

• 略

十四四 地 域 住宅 寸 地 再 生 区 域 に お 1 て 行 わ れ る第 뭉 介護 事 業

関 する次に掲げ る事 項

> 六 地 域 住 宅 寸 地 再 生 区 域 に お 1 7 行 わ れ る 居 宅サー ・ビス

事

業に

関 す る 次に . 掲げ る 項

イ 当 該 事 業の 実施 主

当 該 事 業を行う事 業 所 0) 所 在 地

口

= 略

七

地 域 住 宅 寸 地 再 生 区 域 に お い て 行 わ れ る 地 域密着型サー

ピ

ス

業 に 関 する次に 掲 げ る 事 項

事

当 該 事 業の 実 施 主 体

1

当 該 事 業を行う事業 所 0) 所

在

地

口

= 略

八

地

域

住

宅

寸

地

再

生

区

域

に

お

1

7

行

わ

れ

る

介

;護予

防

サ

ピ

ス

業に関 する次に掲げる事 項

1 当 該 事 業の 実施 主

当 該 事 業を行う事 業 所 0) 所 在 地

口

= 略

九 地 域 住 宅 団地 再 生 区 域 に お 1 て 行 わ れ る 地 域 密着型介護予 防

サー ピ ス 事 業に 関 す る次 に 掲 げ る 事 項

イ 当 該 事 ·業の 実 施 主

当 該 事 業を行う事業 所  $\mathcal{O}$ 所 在 地

口

略

+地 域 住 宅 寸 地 再 生 区 域 に お 1 て 行 わ れ る 第 号 事業に関

る事 項

次に掲

げ

1 当 該 第 号 介 護 事 業 0 実 施 主

口 当 該 第 号 介 護 事 ·業を 行 う事 業 所 0) 所 在 地

ハ 第 号 介 護 事 業 0) 種 類

略

十五. 次に て、 第二 号 客 0 に 乗 区 事 に 合 自 お 間 号に規定する特 掲 住 業 1 お 旅 動 が 住 だげる事 容自 宅 į١ 0 て 車 地 宅 団 て同 域 利 同 運 寸 用 地 ľ, 動 送 住 地 事 項 再 者 車 宅 再 生 運 業 寸 生  $\mathcal{O}$ を 送 利 地 道 ( 道 経 定 事 資 便 又 再 路 す 営 旅 は 0 業 路 生 運 客自 る Ĺ 区 増 特 を 運 送 Ł 定旅客 送法第一 域 進 11 利 を図 動車 内に う。 0) 又 便 を は 増 いう。 第十 三条 るために実施する事業であ 自 存する路 経 運 進 営しようとする者が 送 動 事 第 業 事 車 七 条の 以 業をいう。 運送事業 一号 (その 下 線に係る一 五十 イに規 同 全 部 (同) 第三項 同 定 又 に関 する 般 は 項第三号 法第三 これ 乗 す 第三 合 部 る 条 般 5 旅

イ 該 10住宅団 地 再 生 道 路 運 送 利 便 増 進 事 業 0) 実施 主 体

口

当

該

住宅

寸

地

再

生

道

路

運送利便

増

進

事業の

内

お

V

て

認

定

市

町

村

又

は

地

域

再

生

推

進

法

人が

?行う

住

民

0

日

常

住 宅 寸 地 再 生 自 家 用 有 償 旅 客 運 送 地 域 住 宅 寸 地 再 生 区 生 域

活 あ に 0 て、 必 要 な交 そ 0 通 路 線 手 段 又 は  $\mathcal{O}$ 運 確 送 保 0 を 図 区 域 る た が 当 め 該 0) 地 自 [家用 域 住 有 宅 償 寸 地 旅 再 客 運 生 X 送 域 で

内に 存するも を . う。 関 す んる次 掲 げ る事 項

イ 生 推 当 進 該 法 住 人で 宅 寸 あ 地 る場 再 生 一合に 自 家 あ 用 有 7 償 は 旅 客 そ 運 0 送 名 0) 称 実 及び 施 主 住 体 所 が 並 地 び 域 に 再

> 1 当 該 事 業 0 実 施 主

口 当 該 事 業を 行 う事 業 所 0 所 在

地

第 号 事 業 0 種 類

略

+ 生区 業 運 す  $\mathcal{O}$ 営 旅 は 路 増 į 客 特 を る 運 送 自 ŧ 進 定 V) 送 域 利 地 う。 旅 法 内 便 域 0) を 又 動 **深客自動** を 図るために実施する事業で は 第三 車 に 増 住 進事業 第十七 存する 運送事 経営しようとする 1 宅 条 う。 寸 車 第一 地 路線 以 業 運 条 再 (その 下 を 送 0 뭉 生 司 1 事 兀 1 に 区 う。 ľ 業 + 係 全 に 域 規 る 部 兀 に 同 者が 定す 又は 同 第 お 般 法第三条第二号に規定する特 に 項 V 関する次に 第三号 Ś 項 乗 7 あ れ 第 合 部 行 三号 0 6 般 旅  $\mathcal{O}$ わ て、  $\mathcal{O}$ に 乗 客 区 れ 事 お 合 に 自 間 る 掲げ おい 住 業 11 旅 動 が 住 客自 宅 0 て 車 地 宅 )る事 団 利 同 7 域 寸 運 同 用 ľ 動 送事 住 地 地 項 再 宅 者 車 再 業 寸 生 0 運 生 を 道 利 送 地 ( 道 又 経 定 事 再 便 路

1 当 該 事 業の 実 施 主

口 当 該 事 業の 内

新 設

そ 0) 代 表 者 0 氏

口 ニに に 他 配 路 おい 置 線 0 又は 国 する自 土 交通 運 自 家 送 省 用 0 家 令 用 区 有 で 償 域 有 定 償 旅 客 事 め 旅 る事 運 務 客 送 運 所 項 送 0 0 自 用 名 動 に 称 車 供 及 す び んる自 位 置 、 う。 家用 事 自 務 が所ごと 0) 動 数 車

運 送し ようとす る 旅 客 0 範 用

送を行 玉 事 業者 1土交通 自 一号に 1家用 おうとする場 0) . 規 氏 省 有 名又は -令 で 定 償 す 旅 る 定 客 名 運  $\otimes$ 称 合にあって 般 る 送 及び 事 旅 自 客自 項 動 に 車 住 所 動 0 0 は 車 1 運 運 て 行 当 送 道 管 該 事 路 理 軍送法: 業者 0 般 体 旅客自 0) 制 協 第九 整 力を得 条第 動 備 車 そ 七 運 7 0) 運 項 他

十七 じ。 Ľ. 同 配 車 兀 用 成 に (貨 『達その 第二 号 運 お 化 運 元 及び を行う事業で 物 送事業をいう。 年 V 送 住 を経営 て、 宅団 事 自 種 法律第八 貨物 業をい 第二 他 動車運 第四項に 第一 0) 地 貨物 種 再生貨物 利 う。 送事 十二号) 種貨物利用運送事業 用 貨物利用運送事業 あ 0 又は経営しようとする二以上の者が、 お 運 運送 第十七 送事 業法第二条 **,** \ 第十七条の五十 0 て、 て同じ。 運 業をい 送 第二条第七  $\widehat{\mathcal{Z}}$ 住宅 条 共同化 れに付 0 、 う。 寸 第二項に Ŧ. 又 は 事 地 + 同 頃に 再 随する業務を含む。 Ŧ. 第 五第三項第三号に 業 (貨 第 生に資するものをいう。 + 法第二条第八項 規定する一 般貨物自 t 規定する第一 物利用運送事 地 三項 条 域 第 住  $\mathcal{O}$ 五号に 宅団 五. 十五. 動 般 車 地 に規 おい 業法 貨物 第三 お 運 種 再 集 1 送 貨 生 貨 項 0) 自 事 定 て 物 区 て 同 業 同 共 動 第 す 利

+ 三項 集 送事 貨物 運 物 規 1 法 11 て同 貨 て 自 送  $\mathcal{O}$ 定 平 第四 同 業 利 共 共 動 す 地 同 じ。 ľ 用 同 車 る 成 域 配 (貨物自動車運送事 記達その -運送事 第二 号及び第四項 運送事業をいう。 元年 化事業 住 化を行う事業で 宅 を経営 法 種 寸 事業をい 他 貨物 第二種貨物利用運送事業 律 地 第一 の貨物 第八 再 利 生 う。 + に 用 種 区 あ 0 又は経営しようとする二以上の者 運 貨 域 お 号) 第十七 業法第二条第二 V) 送 第十七条の四十 物利用運送事業 に 0 運 て、 送 事 て同じ。 お 業を 第二条第 V  $\widehat{\Xi}$ 住宅 て行 条 いう。 れ 0 に付 寸 兀 わ れる 又 は 地 七 + 同 一項に 項に 再 随する業務を含む。 第 七第三項第三号に 七 (貨 第 生に資するもの +法第二条第八項 住 規定する一 般 規 物利用運 |宅団地再生貨 三項 七 貨物自 条 定する第 第五号に 0 兀 十七 送 動 が、 般 車 事 お 第 お 種 物 貨 運

11 10 9 8 7 6 げ 当 該 げ な 載 域 ろ は 建 関 掲 を を 該 認 け 住 に る 期 築 係 げ る 認 L 認 認 認 以 口 イ 認 事 定 宅 ょ 事 定 定 う。 審 略 下 定 略 れ た 日 第 を る 定 b, ·項を 査会 事 定 市 項 市 ば 書 寸 市 市 有する者 市 当 同 0 五. 当 項を記 ならない を 町 該 市 町 町 面を添えて、 地再生事業計 項 町 町 該 その旨 町 記 記 村 日 村 村 第 村 0 村 住 住 建 村 に 載 は 載 は、 前 同 は 宅 宅 は 築基 に  $\mathcal{O}$ 市 ま 号 意を得 載 寸 4 [を公告 でに 町 ようとするときは 地 ようとす 地 前 出 地 関 存 に 地 地 L 域 掲 準 す す 村 域 項 頭 ようとするとき 域 再 再 生貨 公 る 都 当 画 住 げ 0) 法 を 生 る次に 住 な 住 į 告 第七 宅 け 求 貨 市 該 に 規 都 宅 る 宅 るとき 物運 当 事 定によ X 計 公 寸 物 道 4 L 寸 n て公公 画審 該事 同号 なけ 告 ば 運 掲 地再生事 項 府 地 十八条第 地 げ 県 並 ならない。 送 送 再  $\mathcal{O}$ 再 開 ハに は、 共 項 り意見 共 る 0 議 生 日 n び 生 ば は 同 同 都 숲 事 カコ を に に 事 事 ,業計 ら二 ならない。 道 が 市 業 記 掲げる事 国 意 ょ 業 化 化 項 項 置 町 計 載しようとする理 土 見 を ŋ 当 計 事 事 府 業の 県 村 週 交通省令で定め 画に第五項第四 0) 聴 意見を聴取 該 業 カン 画 画 聴取 間 取する場 規定する建 事 0) 都 れ 都 に に 実施 ·項に 第 項の案を、 内 市 て 第 市 公 衆 五. 1 計 計 0 五 項 主 画 な 画  $\mathcal{O}$ 期 項  $\sim$ 合に 審 1 審 第 縦 日 V 体 第 ときは、 及び 築審 議 几 覧 議 7 当 会。 号に 会 号 に 由 るとこ お 号 か 供 該 場 に を V 查 つ、 利 ホ (当 記 掲 以 掲 地 所 て 슾 害 に 8 7 6 5 新 新 げ する 案を、 げ な 画  $\mathcal{O}$ で定めるところにより、 る事 る事 認定 1 審 認 縦 設 設 口 イ 1 略 略 · う。 とき 議 定 覧 理 当 会 項 市 に 項 市 当 由 当 は 供 を を 町 を 該 町 該 該 以 **(当** 地域住宅団 事 事 記 村 記 記 村 下 L なけ · 業 の , 業 の 載 載 当 該認定市 同 は、 は 載 |該認 た 実施 地 ようとするときは 地 ればなら ようとするとき 内 定 域 書 域 に 市 町 地 住 主 住 面 その 町 を 再 宅 関 村 宅 ない に 生事業計 す 村 添 4 寸 えて、 旨 る 市 地 地 0 次に を公告 町 存 再 再 生事 村 生 は す る 都 事 当 掲 画 業 Ĺ 業 該 に あ げ 都 市 あ 5 当 計 計 公 5 計 る 道 画 カコ 告 該 事 府 画 同 か 画 審 事 号 県 ľ  $\mathcal{O}$ ľ に 項 に め 0 議 日 項  $\Diamond$ 第 第 会が を記載しようと に 匹 兀 都 カゝ · ら二 市 項 掲げる事 項 道 玉 第四号 1土交通 置 第 町 府 四号 週 村 県 か 間 都 れ 都 に 項 省

市

計

て

市

計

掲

公

	ならない。
	ついて、それぞれ、当該事項に係る実施主体の同意を得なければ
	係る実施主体が認定市町村である場合を除く。)は、当該事項に
	第十七号までに掲げる事項を記載しようとするとき(当該事項に
(新設)	15 認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に第五項第七号から
	定市町村に、意見書を提出することができる。
	縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された事項の案について、認
(新設)	14 前項の規定による公告があったときは、利害関係人は、同項の
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
	案を、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならな
	定めるところにより、その旨を公告し、当該各号に掲げる事項の
	第六号に掲げる事項を記載しようとするときは、国土交通省令で
(新設)	13 認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に第五項第五号又は
都市計画の決定又は変更に係る手続の例による。	都市計画の決定又は変更に係る手続の例による。
て準用する場合を含む。)を除く。)その他の法令の規定による	て準用する場合を含む。)を除く。)その他の法令の規定による
項から第三項まで(これらの規定を同法第二十一条第二項にお	項から第三項まで(これらの規定を同法第二十一条第二項におい
か、都市計画法(第十七条第一項及び第二項並びに第十九条第	か、都市計画法(第十七条第一項及び第二項並びに第十九条第一
しようとするときの手続については、この法律に定めるものの	しようとするときの手続については、この法律に定めるもののほ
9   地域住宅団地再生事業計画に第四項第四号に掲げる事項を記:	12   地域住宅団地再生事業計画に第五項第四号に掲げる事項を記載
0	
該市町村都市計画審議会に付議し、その議を経なければならな	計画審議会に付議し、その議を経なければならない。
された意見書の要旨を提出し、同号ハに掲げる事項について、	の要旨を提出し、同号ハに掲げる事項について、当該市町村都市
画審議会。以下この項において同じ。)に前項の規定により提	下この項において同じ。)に前項の規定により提出された意見書

認 定 市 町 村 は 地 域 住 宅 寸 地 再 生 事 業 計 画 に 第 五. 項 第 八 뭉 に 掲

新

設

16

げ る 事 項 を 記 載 ようとす んると き は 当 該 事 項 E つい 7 該 都

市 公 袁 0 公 袁 管 理 者 0 同 意 を 得 なけ れ ば なら な

17 ことが な 本 げ は 本 該 に ス 市 文 事 け 厚 文 を 第 お 町 る 認 行う 0) 項 生 V 0) 村 事 定 五. れ で 指 労 指 市 項 が ば て 0 項 居宅 定をし (働省令で定めるところに きる場合 同 同 定を受け 区 町  $\mathcal{O}$ な 同 法 6 域 規 村 第 サ 内 定 な 号 は に て 七 \ \ \ に イ に ょ は + を て 所 地 ピ 0 ے ŋ 該 な 条 記 11 ス 在 実 域 第二 当  $\mathcal{O}$ 事 同 5 載 す 施 住 な 場 1 業 L 法 な L る 主 宅 に な 項 ようとするとき 場 ŧ 第 11 合 体 寸 合に 匹 場  $\mathcal{O}$ 11 に 0  $\mathcal{O}$ が 地 と認 に 規 十 合 お 同 再 又は 定に ょ て 1 限 ょ 号 生 り、 て、 る。 めるときは 条 介 V) 口 事 第 同 ょ 護 同 0 業 法 ŋ 当 都 第 保 号 事 計 は、 項 第七十条第四 同 該 道 + 険 業 画 ハ 本文 法第 Ė 法 0) 所 都 府 に 当 第 第 道 県 条 種 で ⅳ該事 あ 同 兀  $\mathcal{O}$ 知  $\mathcal{O}$ 兀 Ŧī. 府 類 意をするも 指 事 +県 兀 十 0 って当 項 定を 項 知  $\mathcal{O}$ + 居 第 十号 項 に 八 条 宅 条 事 同 若 L 第 サ 該 第 意 0 第 は な V 認 に L 0 1 項 当 得 て 項 項 ピ 定 掲 10

18 町 省  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 保 厚 村 令 同 険 都 で 意 生 法 0 道 定め 一労働 を 市 第 府 町 八 県 る事 条第 ようとす 村 省 知 令で 事 介 護 項 + は 定 を 保 ると  $\Diamond$ 第 険 通 項 事 知 る に 五. 居宅サ き 業 規 項 L c は、 計 定 第 相 す 画 +á ĺ 関 号 لح 当 0 0 係 ビ 特 ハ スで 調 期 市 定 0) 整 間 町 施 居 村 あ 設 を を 宅 义 指 る場合に 入居 サ  $\mathcal{O}$ 【る見 長に 定し | 者生活 ピ て、 . 対 地 ス お カコ  $\mathcal{O}$ 当 1 介 5 種 護そ 0) 該 て、 厚 類 関 が 意 生 見  $\mathcal{O}$ 係 労 前 介 を 市 働 項 他 護

求

め

な

け

れ

ば

なら

な

求

8

な

け

れ

ば

なら

な

とす

定 市 町 村 は 地 域 住 宅 寸 地 再 生 事 業 計 画 12 第 兀 項 第六 ノ 号I

に

掲

認

げ 市 町 る 事 村 0 項 区 同 域 内 号 に イ 所  $\mathcal{O}$ 在 実 す 施 る 主 ŧ 体  $\mathcal{O}$ が に 同 ょ 号 ŋ 口 同 0 号 事 業 ハ  $\mathcal{O}$ 所 種 で あ 類 0 0 居宅 て当該 サ 認 ピ 定

ス を 行 う 居 宅 サ 1 ピ ス 事 業 に 0 1 て 介護 保 険 法 第 兀 + 条 第 項

なり旨を必受けて、ない場合に限る。 寛上に戻り四十一第一章

本文 に お 1  $\mathcal{O}$ て 指 同 定を受けて ľ を 記 1 載 な 1 L ようとするとき 場 合 に 限 る。 第 は +七 当 条 0 該 事 兀 項 十 に 第 つ 11 て 項

な 厚 け れ 生 労 ば 働 な 「省令で定めるところにより、 5 な \ \ \ この 場 合に お 1 て、 当 都 該 道 都 府 県 道 知 府 県 事 知  $\mathcal{O}$ 事 同 意 は 当

本文の 指 定 をしては な 5 な 11 場 合 又は 同 法 第 七 +条 第 四 項 若

該

事

項

が

同

法

第七

+

条第

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定に

ょ

ŋ

同

法

第

几

十

第

項

ことが は 第 五. できる場合に 項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ 該当 ŋ 同 L 法 な 第 兀 11 لح 十 認 条 めるとき 第 項 は 本 文 同 0 意をするも 指 定を L な

とする。

11 町 省  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 保 村 令 同 厚 険 都 で 生 法 道 0 意 をし 一労働 定 市 第 府 め 町 八 県 ようとす 省令で定 条 る 村 知 第十 事 介 事 項を 護 は 保 険 通 るとき  $\emptyset$ 項 第 事 知 る に 兀 居 規 業 項 は、 宅サ 定 計 第 す 相 画 る ] 関 号 لح 当 係 0) ピ 特  $\mathcal{O}$ 期 定 調 市 ス  $\mathcal{O}$ で 間 整 町 施 居 あ 設 を を 村 宅 る サ 义 指 0 入 場 居 る 定 長 1 %合にお 見 に 者 ピ L 生 地 て、 対 ス 活  $\mathcal{O}$ カ 当 6 介 種 護 厚 0 該 類 関 そ が 意 生 見 労 0) 係 前 介 市 働 項 他

- 29 -

19 市 知 を L 町 都 よう な 村 道 け 0 府 とす れ 長 県 ば か 知 るとき 事 6 通 は な 知 は を 介 求 護 当  $\otimes$ 保 該 5 険 関 法 れ た場 第 係 市 七 町 合 + 村 に 条 お 第  $\mathcal{O}$ 長 七 11 に 項 て、 対 0 第 規 十七 定 そ に 0 項 ょ ŋ 旨  $\mathcal{O}$ を 同 関 通 意 係

12

都

道

県

知

事

は

護

保

険

法

第

七

+

条

第

七

項

0

規

定

に

ょ

n

関

係

市

町

村

 $\mathcal{O}$ 府

長

か

6

通

知

を

求

 $\Diamond$ 

5

れ

た場

合

に

お

1

て、

第

+

項

 $\mathcal{O}$ 

同

意

L

ようと

す

るとき

は

当

該

関

係

市

町

村

0

長

に

対

そ

0

旨

を

通

知

L

な

け

れ

ば

なら

な

前

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

ŋ

通

知

を

受け

関

係

市

町

村

0

長

は

厚

生

労

働

省

L

な

6

20 る に 令 見 対 で 前 地 定 項 か 8  $\mathcal{O}$ 当 るところ 規 6 該 定 0 関 意 に 見 係 ょ 市 に り を 町 申 ょ 通 り、 村 知 L 出  $\mathcal{O}$ を 第 市 受けた関 ることが 十七 町 村 項 介 で 護  $\mathcal{O}$ 係 きる。 保 同 市 意に 町 険 事 村 関 業 0 計 長 画 は 都 0 厚 道 調 府 生 整 県 労 知 働 を 义 事 省 13

対

Ļ

当

該

関

係

市

町

村

 $\mathcal{O}$ 

市

町

村

介

護

保

険

事

業

計

画

 $\mathcal{O}$ 

調

整

义

令

で

定

8

るところに

ょ

り、

第

+

項 た

0

同

意

に

関

Ļ

都

道

府

県

知

事

に

21 地  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ + 体 七 ŧ 指 + 条 Ì 域 兀 0 が 認 定 八 に 同 定 住 + 0) ピ を 条 ス ょ 뭉 市 宅 事 して 0 第 第 町 4 n 口 業に 村 地 同 0 第 は 項 事 再 項 号 は 生 な 兀 に 本 0 業 ハ 事 5 項 文  $\mathcal{O}$ 所 お 1 第 業 0) で な  $\mathcal{O}$ 1 て 種 五. 当 計 規 指 項 11 て 類 あ 定に 場 定 該 同  $\mathcal{O}$ 0 第 画 合に ľ を 認 7 に + 地 受け ょ 当 記 定 域 号 ŋ 該 載 該 市 密 同 に て す 当 町 着 認 に る L 法 0 1 村 型 定 掲 こと 1 な 第 な 0 サ 市 げ ١ ر 匹 長 1 町 る て 11 が لح 十二条の二 場 村 事 は か ビ 認 できるも 合に 6 ス 項 0 当 を 介護保険 X め る場 限 行 |域内 同 該 る。 事 う 号 第 地 0) 合 項 に イ とす に 第 法 所 が 域 0) 項 + 限 同 第 密 在 実 る。 七 兀 り 本 法 着 す 施 文 第 条 + 型 る 主

22

認

定

市

町

村

は

地

域

住

宅

寸

地

再

生

事

業

計

画

に

第

五.

項第

十二号

十八

条

 $\mathcal{O}$ 

第

兀

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定に

ょ

ŋ

同

法

第

兀

+ =

条

0)

第

項

本

文

兀

十

第二

項

に

お

11

て

同

U

に

0

V

て

は

当

該

指

定

を

L

て

は

な

5

な

11

場

合

に

該

当

L

な

V

لح

認

め

る場

湯合に

限

地

三 サ

条 1

第

項

本文

0

指

定

を受け

7

な

1

場

※合に

限

る。

第十

七

条

 $\mathcal{O}$ 

兀

ビ

ス

を

行

介

護

予

防

サ

ピ

ス

事

業

に

つ

V

7

介

護

保

険

法

第

Ŧī.

十

十

第

項

に

お

て

同

ľ

を

記

載

L

ようとするときは

当

該

事

定

市

町

村

0

区

域

内

に

所

在

す

る

Ł

 $\mathcal{O}$ 

に

ょ

n

同

号

ハ

 $\mathcal{O}$ 

種

類

 $\mathcal{O}$ 

介護

予

防 認

掲

げ

る

事

項

(同

号

イ

 $\mathcal{O}$ 

実

施

主

体

が

同

号

口

0

事

業所であ

って当

該

14 条 0 が 見 1 の 二 ピ に 同 認 地 ス 号 定 か ょ 事 第 n 市 5 口 業 同 町  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 項 に 事 号 村 意 業 見 本 0 ハ は、 子文の 1 0 所 を て当 種 で 第 申 指 類 あ 兀 L 定 該  $\mathcal{O}$ 0 項 出 を受け 認 て 地 第 ること 当 定 七 域 密 該 号 市 が て 認 に 町 着 掲げ 定 型 で 11 村 な サ き 0 市 る。 る 長 1 町 11 場 F, 村 事 か 合 5 項 ス 0 に 介 を 区 限 護 行 域 同 保 内 号 る。 う 険 地 12 1 所 法 第 0 域 在 + 第 密 実 七 兀 す 施 着 十二 条 型 る 主 体

15 げ 1 市 域 条 第 第 ピ 町 る 認 住 ス 村 事 定 宅 項 項 を 項 市 寸  $\mathcal{O}$ 行う 本 X 町 地 に 同 文 域 村 お 再 介 0) 生 内 号 は 指 護 事 7 に 1 同 定を受け 予 所  $\mathcal{O}$ 地 業 ľ. 防 実 域 計 在 サ 施 す 住 画 1 る 主 宅 に て 体 を ピ 寸 記 Ł 記 1 ス が 地  $\mathcal{O}$ 載 事 載 な に 同 再 す 業に 生 ょ 号 ること 事 ようとするときは 場 ŋ 口 業 合 同  $\mathcal{O}$ 0 計 に V 号 事 が 限 て 業 画 で ハ きるも 介  $\mathcal{O}$ 所 12 る 護 種 で 第 あ 厄 第 保 類 険 項 つ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ とす て当該 t 法 第八号 介 護 第 条 該 Ŧ. 予 る 十三 防 認 に 事 几 項 掲 定

事 項 が 同 法 第 七

第 知  $\mathcal{O}$ 項 事 同 認 五. に 十三  $\emptyset$ 意 0 は るとき V を 条 当 得 て、 該 第 な 厚 は 事 け 項 項 生 n 同 本 労 が ば 意を 文 同 な 働 0 法 5 省 す 指 第 な 令 る 定 で 百 11 定 ŧ + を して 0 五 8 とす るところ 条  $\mathcal{O}$ は  $\mathcal{O}$ 場 合に る な 5 第 おい な に 項 ょ 11 り、 場 て、  $\mathcal{O}$ 規 合 当 都 に 定 該 に 該 道 当 ょ 都 府 ŋ L 道 県 な 同 府 知 V 法 県 事

23

24 図 事 令 に る で 前 見 対 定 項 め 地  $\mathcal{O}$ るところ 規 か 当 6 定 0 該 に 関 意 ょ 見 係 に V) を 市 ょ 通 申 町 り 知 村 を 出 受 第  $\mathcal{O}$ け ること 市  $\frac{1}{\pm 1}$ た関 町 村 が 項 介 係 で 護 市  $\mathcal{O}$ **`**きる。 保 同 町 意に 険 村 事 0 業 関 長 計 し は 画 厚 都 と 0) 道 生 調 府 労 整 県 働 を 省 知

25 で 認 四 当 に 域 体 介 Ł きる 限 護 8 条 該 密 0 が 認 る 事 保 着 に 定  $\mathcal{O}$ る。 同 場 型 Ł 項 険 ょ 号 市 第十七 法 合 第 介  $\mathcal{O}$ が 1) 口 町 第 とす 司 同 護  $\mathcal{O}$ 村 項 Ŧī. 限 法 予 号 事 は り る 本 第 条 + 防 業 文 0 兀 サ  $\mathcal{O}$ 所 百 第  $\mathcal{O}$ 兀 地 + 条 種 で 五. 指 +  $\mathcal{O}$ 類 あ 項 域 Ŧī. ピ 八 0 住 定 条 ス 0 第 て当 を 0) 第 事 地 宅 第 + · 業 に + 四 して 域 4 や密せ 項 該 号 項 地 着型 第 に 認 再 は 本 0 に 生 な お 文 1 定 掲 項 事 5 11  $\mathcal{O}$ て 介 市 げ 当 業 な 指 護 町 て る  $\mathcal{O}$ 計 規 同 定を受け 該 予 事 村 1 定に 場 ľ 認 防 項 0) 画 合 X に 定 サ より 域 同 記 に 市 に 該 て ピ 内 載 町 号 す 当 同 11 ス に 0 村 イ ること L 11 を 法 な 0 所 0 ない 第 行 て 11 長 在 実 Ŧī. は 場 か う す 施 が لح + 合 5 地 る 主 18

26 ŧ 体  $\mathcal{O}$ が 認 同 に 定 ょ 号 市 n 町 口 同 0 村 号 事 は 業  $\mathcal{O}$ 所 第 で 種 五. 項 類 あ 0 0 第 て + 第 当 兀 該 号 号 介 認 に 護 定 掲 事 市 げ 業 町 る を行 事 村 項 0 区 場 同 域 内 合 号 に に 1 お 所  $\mathcal{O}$ 1 在 実 て す 施 当 る 主

19

8

認 五. 事 同 に 十三 は 0  $\otimes$ 意 るとき を V て、 条 当 得 第 該 な 事 厚 は け 項 生 項 n 本文 労 同 が ば 意をす 働 同 な 0 法 5 省 指 第 な 令 る \ \ \ で 定 百 定 ŧ + を  $\mathcal{O}$  $\emptyset$ L 五. て るところ 条  $\mathcal{O}$ こする。 は 0) 場 な 合 b に 第 に な お 項 V 11 ょ ŋ 場  $\mathcal{O}$ て、 規 合 定 当 都 該 に 該 道 当 ょ 都 ŋ 道 県 な 同 府 知 法 県 事 第 知  $\mathcal{O}$ 

16 略

17 る に 令 見 対 で 前 地 定 項 L め か  $\mathcal{O}$ 当 るところに 規 6 該 定  $\mathcal{O}$ 意見 関 に 係 より を 市 申 町 ょ 通 村 り 知 出  $\mathcal{O}$ を 受け ること 市 第 + 町 た関 村 五. が 介 項 で 護  $\mathcal{O}$ 係 保 き 同 市 る 意 町 険 事 に 村 業 関  $\mathcal{O}$ 計 長 画 は 都 0 厚 道 調 府 生 整 県 労 知 働 を 义 事 省

き 条 該 限 密 護 る場 の 二 事 る。 る 保 着 に 同 認 項 険 型 ょ 号 定 Ł 合に 法 0 第 が 第 介 n 市 口 +لح 第 同 町 同 護  $\mathcal{O}$ す 限 項 七 予 事 法 Ŧī. 号 村 本文 条の 業 る り、 第 十 防 ハ は、 百 兀 サ  $\mathcal{O}$ 所 0 地 + 兀 条 Ì 種 で 第 *の* 域 指 五 十 ピ 類 あ 兀 定 条 ス 0 0 項 住 て当 を 第 第 事 地 宅  $\mathcal{O}$ 第 + 兀 業 域 九 寸 L て 項 項 に 密 該 뭉 地 着型介 は に 認 第 再 本 0 に なら 生 文 定 掲 お 11 項 0) て げ 事 11 市 業 な て 当 0 指 護 町 る 計 1 規 同 定 該 予 村 事 ľ を受 場 認 防 画 定  $\mathcal{O}$ 項 に 合 に 定 サ X より け に 市 ] 域 同 記 に Ć 該 ピ 内 載すること 町 号 当し 11 ス に 同 村 0 イ を行 V 所 法 な 0 0 な 第 て 長 在 実 五. 場 す は カ 施 地 る +合 5 主 兀 当 介 体

 $\mathcal{O}$ 

が

が  $\mathcal{O}$ 同 認 に 号 定 ょ n 口 市 同 町  $\mathcal{O}$ 事 村 号 業 は 0 所 種 で 第 あ 兀 類 0 項  $\mathcal{O}$ 第 て 第 当 + 号 該 号 事 認 に 定 業 掲 げ を 市 る 行 町 村 事 う 場 項 0 合 区 同 に 域 お 内 号 に 1 所 て当該  $\mathcal{O}$ 在 実 す 施 る 第 主 体

と 条 が 第 が 百 該 認 0) 同 +第 で きるものとする。 兀  $\emptyset$ 法 五. 第百 +号 る場合に限 条 条 介 Ŧī.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 護事業 十 五 の 三 几 几 十 十 第 条 Ŧī. 八 b, 0) 第  $\mathcal{O}$ に 項 兀 五. 三 0 0) + 項 第 地 V 指定を て当 域 五. に 住 0 お 項 宅団 0 該 五 1 第二項 して 指 て同じ。 認 地 定 定 を受け 再 は 市 なら 生 0 町 事 規 村 業計 ない てい 定により に 0 0 長 場合に該当し ١ ر ないときに 画 から介護 ては、 に記載すること 同 法 当該 第 保 百 限 険 る。 + 事 な 法 五 11 項 第

27 る とき 認 定 市 は 町 当 村 ī該 事 は 項 第 に 五. 項 0 1 第 + 7 六六号 玉 に 土交通 掲 げ 省 る 合で 事 項 定めるところによ を 記 載 L ようと す

て、 玉 玉 土交通-土交通 大臣 大臣 0) は 同 当 意を得 該 事 なけれ 項 が 道 ばならない。 路 運 送 と法第七 十九 この場合に 条 0) 四 お 第

場 合 該当し な 認  $\emptyset$ るときは 同 意をするものとする。

28

地

域

住

宅

4

地

再

生

事

業

計

画

は、

都

市

計

画

都市計

画

[法第十

八

条

項

0

規

定によ

ŋ

同

法

第

七

+

九

条

0

登

録

を

拒

否しなけ

れば

なら

な

住 0) 安 定 0) 確 市 保 町 計 村 画 0 等 都 及 市 び 計 地 画 に 域 関 公 する 共 交通 基 0 本 活 的 性 な 化及 方 針 び 再生に 市 町 村 関 高 ける法 齢 者 居

律 平 成 + 九 年 法 律 第 Ŧ. + 九 号) 第 五. 条 第 項 に 規 定す る地

域

公

共 交 通 計 画 0 調 和 が 保 たれ たも のでなけ れ ば ならない。

30 第 項 か 第 項 ま で 及 び 第六 項

29

略

住 宅 寸 地 再 生事 業 計 画 0) 変 変更に 0 V て か 準 5 用 前 でする。 項 É で  $\mathcal{O}$ 規 定 は 地 域

地地

域

再

生

推進

法

人に

ょ

る

地

域

住

宅

寸

地

再

生

事

業計

画

0

作

成

等

 $\mathcal{O}$ 

合に の 三 号事 兀 兀 十 五 + +第一 業 限 条 五. b, 0) 第 に  $\mathcal{O}$ 項 兀 五 三 0 + 0) 項 1 地 第 て当 指 域 五. に 住宅 定を 項 0 お 該 五. 1  $\mathcal{O}$ 認 して 4 第 て 指 地 二項 同 定 定 を受け ľ 再 は 市 生事 なら 0) 町 規 村 定によ 業計 な 7 に 0 1 つ 1 長 場 な 画 1 カ 合に に ŋ て 11 5 は、 記 同 と 介 きに 載することができるも 該 法 護 当 当 保 第 l 百 限 該 険 な + 事 る。 法 ·項 が 第百 五 1 لح 条 第 認 同 十七 十 五  $\Diamond$ 兀 法 第 る 十 条 条 百 五  $\bigcirc$ 

新設

のとする。

20 居  $\mathcal{O}$ 住 地 安  $\mathcal{O}$ 域 定 市 住 確 町 宅 保 村 寸 計  $\mathcal{O}$ 地 匣 都 再 等 市 生 لح 計 事 0) 業 画 調 に 計 和 関 画 す が は える基 保 た 都 本 れ 市 的 た 計 ŧ な 画 方 0) 針 で 都 な 及 市 び け 計 市 れ 画 ば 町 法 村 な 第 5 な 齢 八

21 略

22 地 再 第一 生 事 項 業 計 第 画 0 項 変更に 及 び 第 0 五. 項 て カコ 準 5 用する 前 項 ま で 0) 規 定 は 地 域 宅 寸

条の三十九	住宅団地再生事業計画の作成又は変更をする必要がととなる地域住宅団地再生事業ととなる地域住宅団地再生事業ととなる地域住宅団地再生事業ととなる地域住宅団地再生事業の		2 前項の規定による提案(次条及び第十七条の三十九地域住宅団地再生事業計画の素案を添えなければならを提案することができる。この場合においては、当該を提案することができる。この場合においては、当該されている地域住宅団地再生事業に係るものに限る。	府令で定めるところにより、その業務(第十七条の三十七 地域再生推進法人は、提案)
を	<ul><li>ままれずときに</li><li>事業計画(提案に係</li><li>全部又は一部を実現</li><li>かを判断し、当</li><li>どうかを判断し、当</li></ul>	t い 素 に 、	ものに限る。)を行うた 作成又は変更をすること いては、当該提案に係る なければならない。	(認定地域再生計画に記載認定市町村に対し、内閣
所 设	く立	( 新 设		新設)

生 事 業 計 画 作 成 又 は 変 更 を する 必 要が な V 判 断 したとき は、

法 遅 滞 なく、 に 通 知 な け 旨 及 ħ び ば なら そ 0 ない 理 一曲を 該 提案をし た地域 再 生 推 進

## (用途地域の制限に係る許可の特例)

第 その め、 載さ 表さ 第 律 政 定 八 基 地 + は に 11 +とい :第二十 号 兀 規 て 庁 0 + 潍 域 項 七 ハに 特 項 準 が 適 建 れ に れ 他 定 七 法 条 とあ . う。 定行 まで 用する場合を含む。 用 築物 す 条第二 たときは、 お た地域住 0) 第 -四号) 邓四十八 とあ に る地 5 掲げる基 兀 いく 7 るの ついて 整備 政 0 + に適 項 準 規定 域 る 庁 第十 文は が、 第十 認 は 住 0 条 促 用 宅 は、 合すると認 第 進 0) 本 宅 は 当 す 寸 め ただ 第三 る場 認 的 七 事 該 地 七 基 寸 本 め 条の三十六第二十 特 同 業 公 な 地 項 再 条 を実 合を 方 定 項 生 لح 的 L て 再 法第四十八 カゝ 表 0 書の 針 生 に 事 あ 許 行 0 方 6 めて許 が施する ,業計 事 第四 日以 る 針 可 の規定により公 + 政 お 含 (以下こ 規 業 む。 に 庁 ľ 六 0 L 計 . て 準 定中 た場合、 が、 適 項 後 第 は 画 仏は、 条第 可 合 画 ま 区 以 が 五 0 認 すると認めて許可 した場合その に 地 用 で 域 下 同 項 条に 特 当  $\emptyset$ 記 九 域 する場合を含む。 内 同 条 第 (これ) 一項ただし書中 |該事 載され て 定行政庁が」 項 再 0 ľ 第二十九項 許可 おい 生法 表され 建 号に掲げ (同条第三十項 ず項に係 築物 5 . T 同 た 同 0) 0) 伞 た場合 他 た 同 規 規 条第二項 に対する 基 る住 定に る事 条第 成 定 同 とあ した場 と、 条第 本 + を 特 居専 条第三 的 五. 七 同 ょ 項 方針 る に  $\mathcal{O}$ 建 ŋ が か 項 年 定 法 認 お 用 と 合 0) 5 第 項 法 行 規 第 築 公 記 第

### 築物の建築等の許可の特例)

建

Ł 定する 地域 物整 とき + 行 で あ る場合を含む。 る 11 項 八 11 域 第十七 条第一 7 て準 0 文は 七 政 る 0 住 c は、 に は、 備 宅 庁 規  $\mathcal{O}$ 住 は 条 基 第三 定 適 事 用 寸 0 認 が は 宅 ず業を実 本的 合すると認 条の三十六第二十 同 当 する場合を含 地 0 寸 特 項  $\Diamond$ ただし 定行 項 該 + 認 地 法第四十八 か 再 基本的方針 な方針 めて許 E 公表の 生 5 七 再 大施する 生事 とあ 第四 事 お 政 業 書 の規定により いて準 庁 前 めて 日以 る 0) 可 業 が、 項 計 条 む。 以 条第一 0 に 規 計 ま 区 画 第 L た場 適 定 許 下 地 用 で 域 兀 画 後 が は 合すると認 中 可 この する場合を含 内 は、 以 下 域 同 項 に これ ⋄合、 した場合そ 項 再 項ただし書中 認 定 0 第 条 特 当該事 第 条にお 公表され 建築物 8 生 同  $\Diamond$ (司 法 じ。 定行 뭉 て 6 5 <del>一</del> 許 と 条第二十二項 0) れ に掲げ 平 め 政 に 項 可 た 規 項 0) て に て 庁 同 同 た 成 む 定 対  $\mathcal{O}$ L が 他 た 許 同 を す 係 規 る 条 条 + 基 同 第 場 可 特 同 る 定 事 第 条 七 る 定行 によ 本的 第 合、 لح 建 住 L 兀 年 0) 法 条 項 二項 第八十 ある 第 た場合その É 項 法 規 築基準法 宅 が 方針」 におい ]政庁 から第 定 ŋ 第 項 律第二十 寸 記載され 二十二項 公表さ とする 認 のは に規 地再 0 て準 め が 適 뭉 七 とい 兀 定する 用 条 第 生 に 特 兀 と に 兀 建 れ に 他 項 用 た ま 規 地 定 0 築 た お

す る

2 前 項 0 場 合に お V 7 当 該 地 域 住 宅 寸 地 再 生 事 業計 画 に 第 +七

条 0 + 第五 項 第 号 ホ に 掲 げ る事 項 が 記 載され 1 るときに

0 7 は 建 築基準 法 第 兀 + 八 条 第 + 五 項 0) 規 定は 適 用 な

特 別 用 途 地区等 に 係 る 承 認 特 例

第 + 七 条  $\mathcal{O}$ 匹 +次  $\mathcal{O}$ 各 号に 掲げる事 項 が 記載され た地 域 住 宅 寸

され 地 再 たときは、 生 事 業計 画 当該 が 第 公 + 表 七  $\mathcal{O}$ 条 日 0 に 一十六第 お て、 当 + 該 九 地域 項  $\mathcal{O}$ 規定に 住 宅 寸 ょ 地 再 ŋ 公 生 事 表

業 計 画 [を作 成した認 定 市 町 村に 対 する当 該 各号に定  $\emptyset$ る承 認が あ

0 た ŧ 0 とみなす。

第十七条の三十六第五 項 第 号 に 掲 げ る事 項 建 築基準 法 第

兀 十 九 条第二 項 0) 承 認

第十七条の三十六第五 項 第 三号に掲げる事項 建築基準 法

第

六 十八条の二第 Ŧ. 項 0 承 認

都 市 計 画 0 決定 等 0) 特 例

第 + 七 条の 兀 + 第十 七 条の三  $\overline{+}$ -六第 Ŧi. 項 第 四 一号に掲げ る 事 項 が

記 議載さ れ た地域 住 宅 寸 地 再 生 事 業 計 画 が 同 条第二十 九 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に

より 公 表されたときは、 当 該 公 表 0) 日 に お V て、 当 該 地 域 住 宅 4

地 る 都 再 生 市 事 計 業計 画 0 画に 決 定 又 記 は 載さ 変 更 れ が た 都 さ n 市 た 計 ŧ 画 0) 建 とみなす。 築 物等 "整備 促 進 事 業

に

係

事

新

設

特 別 用 途 地区 · 等 に 係 る承 認 0 特 例

+七 条  $\mathcal{O}$ 三十 八 次  $\mathcal{O}$ 各 号 に 掲 げ る事 項 が 記 載 やされ た 地

住

宅

寸

第

地再生事 業計画が 第 + 七 条 0 十六第 <u>一</u>十 項  $\mathcal{O}$ 規 定により 公 表

されたときは、 当 T該公表  $\mathcal{O}$ 日 に おい て、 当 該 地 域 住 宅 4 地 再 生

業計 画 を 作 成した認 定 市 町 村 に 対する当 該 各号 に 定 め る承 認 が あ

0 たも 0) とみなす。

第十七 条の三十六第 兀 項 第 一号に 掲 げ る 事 項 建 築基 準

兀 + 九 条第二 項 0 承 認

第十七 条の三十六第四 項 第三号に掲げる 事 項 建 築基準 法

六十八条の二 第五項 0) 承 認

都 市 計 画 0 決 定等  $\mathcal{O}$ 特 例

第十 七 条の 三十 九 第十 七 条の 十六第 兀 項 第 匹 号に 掲げる事 項 が

記 載さ れ た 地 域 住 宅 寸 地 再 生 事 業計 画 が 同 条 第 <del>一</del> 項 規 定 に

より 公 表されたときは、 当 該 公 表 0) 日 に お 1 て、 該 地域 住 宅 寸

地再 業 に 生 係 事 業 る 計 都 市 画に記載さ 計 画 0 決 定 れ 又 た は 都 変 市 更 計 が 画 さ 住 れ 宅 た 寸 ŧ 地 0 再 とみなす。 生 建 築物 等 備

法

築 物 0 容積 率 0 算 定に 係る認 定 0 特 例)

建

第十 記載された地域住 七 条の 四十三 第十七 条の三十六第五項第五 事業計 号に掲げる事 規定に 項 が

宅 寸 地 再生 画 が 同 条第二十九項の 当該事項に係る特

より

公表されたときは

当

該公表の

日

以後は

定区 域内 の 建築物 に対する建築基準法第五十二条第六項 の規定の

しく 適 用 は について と、 は、 同 項 第三号中 住宅又は」 は とあるのは 「住宅 前 号に 若

掲げ る部分その 他 認めるもの」 建 築物 0 容積率の算定 とあるの 0) 「認めるもの又は 基礎となる延べ 面 積に

その 床 面 「積を算入しない 部分を有する住宅である建築物の用 途を

変更することにより当該建築物を地域再生 法 (平成十七年法律 第

準用 する場合を含む。 第十七条の三十六第二十九項 0 規定により公表された同条第一項に規

(同条第三十項におい

て

二 十

兀

号)

定する地域住宅団 、に掲げる基本的な方針に適合する建築物とする場合における当 地 再生事業計画に記載された同条第五 項第五 号

該 部 分であつて、 住宅団地再生を図るためにやむを得ず、 カュ · つ、

交通  $\emptyset$ るもの」とする。 上 上 安全上 防 火上及び衛生上支障がないと特定行政庁が 認

建 築 物 0 高さ 0 限 度に係る許可 の特例)

第十七 条の 四十四 第十七条の三十六第五項第六号に掲げる事 項 が

新 設

記 載された地域住 宅 寸 地 再生 事業計 画 が 同 条第二十九項の 規定に

より 公表されたときは 当該公表 0 日 以 後 は 「該事項に係る特

新

- 36 -

政 庁 低層 する地 適用 建 更することにより当 に掲げる基本的 十 定 築物で 兀 する場合を含む。 可 X 号) につ が 住 したもの又は当該 域 認めるもの」とする。 .宅に係る良好な住居の 域 内 あ 第十七条の三十六第二十九項 住宅団地 いては、 0 つて、 建築物に対 な方針 再生 同 住 該 項第二号中 宅 許可 寸 に 事 0 建 する建 ,業計 規定により公表された同条第一 築物を地域再生法 地 適合する建築物とする場合における当 再 を受けた学校である建築物 環境を害するおそれがないと特定行 生を図るため 築基準法第五十五条第四項 画に記載された同条第五項第六号ハ 「許可したもの」とあるの 同 にやむを得ず、 条第三十項に (平成十七年法 0) おいて の規 項に規定 用途を変 律 は、 か ッ い い :第二 定 該 準 0)

その敷地の使用)(特定区域学校用途変更特定施設運営事業に係る特定建築物及び

第十七条の びその この 該事 該事 より 記載された地域住宅団 場 項 項 公表されたときは 合に 敷 12 に係る実施 四十五 係る特定建 地 並 おい びにその て 期間 第十七条の三十六第五項第七号に掲げる事項 築物 当 周 該 内 地再生事業計画が同条第二十九項の規定に 当該事 及びその敷地を使用することができる。 辺 地 に 限り、 域 0 地域に 再生推進法 項に係る地 当該事 ついて、 人は、 項に係る条件に基づき当 域再生推進法 当該特定建築物及び 当該特定建築物及 人は、 当 が

その

敷

地

の

使用に

伴

1

必

要となる清

語掃そ

の他の

当該地

域の

環

境

0)

維

持及び

向

上を図るため

0

措置を併

せ

て講ずるものとする。

(新設

## (都市公園の占用の許可の特例)

より す 用 カュ に て 該 記 る場場 遺載さ 事 1 に か 都 お 七 て、 当 係 項 公 わ 市 条 1 ぶる工事 合に 該 5 表されたとき れた地域 に 0 て 公 四十六 ず 当 実 園法第六条 は、 係る実施 該施 施 限 そ 当 当 主 設 体 0 該 該 住 0 は 当 他 占 都 主 宅 第 は 設 該 0 用 第 体 + 市 寸 置 許 事 七 当 が 地 公 か 再生 項 当 当 該 可 項 条の 袁 6 該公表 当該事項に 伴 施 該事項に係  $\mathcal{O}$ 又は第 を与えるも 設 関 一事業計 公園 V  $\mp$ 必要となる清掃その し政令で定める技術的 0 設 六第 管 0) 項 置場 理 日 画 のとする。 る 者 0 係 か が 五. 所 施 は 許 る 5 同 項 都市 及びその 設 可 起算して二 条第一 第 同 八 0)  $\mathcal{O}$ 法第七 申 公園 号 外 二十九項 この 観及び に掲 請 他 周 が 0 年 の当 場 基 あ 占用に 辺 条 げ 合に 0) 準 構 0) 以 る た場 内に 該 に 規 規 事 地 造 定に 域に つい 適 定 地 お 項 . 当 域 V) 合 占 が

(新設)

## 有料老人ホームの届出の特例)

る。

 $\mathcal{O}$ 

環

境

0)

維持

及び

向

上

を図るため

の措置

を併せて講ずるも

0

す

より る有 記 + ホ に ょ 載された地域 七 る 料 公 条 A 届出に 老人ホ 五表され. 0 0 四十七 設 置 たときは、 0 0 1  $\Delta$ 住 日 に て 宅 第 か は、 つき行う老 寸 + 5 地 七 当 再生事業計 条の三十六第 月 同 項 以 該 内 事  $\mathcal{O}$ 人福 · 項 に に 規 定 そ に 祉 係 画 0) か 法 る が 五. 旨 か 第二十九条第一 実 同 項 わらず、 施主体が当該 条第二十九項の 第九号に掲げる事 を当該有料老人ホ 当 該 有料 項 事 規定に 0) 項 に 項 老 規 係 ム 人 定 が

(有料老人ホームの届出の特例

第 載され 十七 よる 有 ŋ 1 公表 料 A 届 老  $\mathcal{O}$ 条 さ た地 設 出 人 0) ホ れ 兀 置 に ] 域 0 たときは、 + 0 (住宅団 ムにつき行う老人福祉法第二十 日 1 第十七名 ては、 か 5 地 再生事 月 同 当 条 以 項 該 の三十六第四 内 0) 事 規定に 業計 に、 項 12 その 係 画 カン る が 実 同 項 旨 カン 条第二十 第 わ 施 を 当 5 Ŧī. 主 号に ず、 該 九 体 条第 有 が 料 当 当 掲げる事項 一 項 T該有料 老 該 項 人ホ 事  $\mathcal{O}$ 項 規定に  $\mathcal{O}$ 老 規 に 1 人 定 係 が ム ホ に る 0) ょ 記

0 所 在 地 を 管 轄 す る 都 道 府 県 知 事 に 届 け 出 ることをもって足 ŋ

る

所

在

地

を

管

轄

す

る都

道

府

県

知

事

に

届

け

出

ることをもって足

ŋ

る。

2

略

居 宅 サ ] ビス 事 業 等 に 係 る 指 定 0 特 例

第 宅 実 ょ + 記 載さ サ 施 ŋ 条 七 第 ] 主 公 条 表さ れ 体 0 ピ た地域が 四十八 スを行う居 項 が 2当該事 本文 れたとき 0 住 指 項 宅 第 宅 に は 寸 + 定 が サ 係 地 七 当 再 あ る 条 事 生 ピ 該 0 0 たも 事 ス 業 公 業計 事業に 所に  $\overline{+}$ 表  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 六 とみ ょ 日 画 第 っいい ŋ に が 五. 当 な お 同 項 て、 該 V 条第二十九項 第 て、 事 + 項に係 号に掲げ 護保 当 該 る種 険 事 法 項 0 る 第 規 事 類 に 兀 定 項  $\mathcal{O}$ 係 + 居 る に が 第

2 とみ 長 ピ 域 該 た とき ス 事 か 住 第 を な 5 宅 項 + 行う に 寸 Ė 介 は、 係る事 護 条の三十 地 地域 再生事 保 当 険 該 業 法 密 公 第 着 所 表 業 六 第 兀 型 に 計 0) 十二 サ ょ 日 画 Ŧī. ŋ 項 に が 当 条 ピ 同 第 お 該事 0 条第 ス 1 十 て、 事業に 項 号 <u>-</u>+ 第 当 に に掲げる事 項 つ 係 該 九 項の 本 V る 事 文 て、 種 項 べに係 0 類 規定により 指 当 項 0 定が 該認 が 地 る実 域 記 載さ 施 あ 定 密 公表 つ 市 着 主 型 た れ 町 体 サ が た地 ŧ 村 さ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ] 当 れ 2

域 ス 該 た とき を 事 住 第 項に 行う介護予 + 宅 は、 4 七 係る事業 条 地 の三十 当 再 生事 該 防 公 サ 所 表 業 六 計 第 1 に  $\mathcal{O}$ ょ 日 ピ 画 五. ŋ に ス が 項 当 事 同 お 第 業に 該事 条第 + 1 て、 号 項 0 当 +1 に に て、 係 該 九 掲 る 事 項 げ 介 種 項  $\mathcal{O}$ る 類の 護 に 規 事 係 定に 保 項 険 る実施 介護予 が 法 より 記 第五 載 Z 防 主 公 十三 サ 体 表 れ が さ た 地 条 ピ 当 れ

3

2 略

居 宅 サ ピ ス 事 業等に 係 指 定 0

]

る

特

例

宅サ + 実 ょ 記 載さ 施 ŋ 条 七 第一 ] 主 公 条 表さ 体 れ 0 ピ た地 スを行う居宅 兀 項 が 当 + 本 れたとき 文 域 該 事 0 住 ず項に係 指 宅 第 十七 定 は、 寸 が サ 地 1 当 再 あ る 条 事 該 生 0 ピ 0 たも ス事業に 事 業 公 所に + 業 表 0)  $\mathcal{O}$ 計 六 とみ ょ 第 日 画 ŋ が 兀 つ に 当 V な お 同 項 す。 て、 該 条 第 11 第二 て、 六 事 、号に 介 項  $\mp$ に保 当 護 保 該 掲 項 げ 険 る種 事 る事 法 項 規 第 に 類 兀 定  $\mathcal{O}$ 係 項 + 居 る が に

から とき 4 ス 事 住 なす を行う 項 宅 第 に 十七 介 は 寸 護 係 地 条の 地 当 保 る 再 域 事 生 該 険 業所に 密着型 事 法 公 業計 + 第 表 四 0 六 より <u>十</u> サ 画 第 日 1 に が 兀 条 ピ 当 司 項 お 0) ス 条第 該 第 1 事 事 七 て、 業に 号に掲げ 項 第 十 12 当 項 係 該 0 項 事 本 1 る る事 て、 0 文 種 項 規 0) 類 に 当 係 定により 項 指 0 る実 定 該 地 が が 認 域 記 定市 密着型サ 施 載され あ 公表さ 主体 0 た 町 ŧ 村 が た ] 当 れ 地 0  $\mathcal{O}$ 該 لح 長 ビ 域

3 ときは、 を 事 住 行う介 項 宅 第 十七 に 寸 係 地 護 当 る 再 条 予 事 0 該 生 三 十 業所に 防 事 公 業計 表 サ 1 0 六 ピ ょ 日 第 画 ス ŋ に が 兀 事 当 お 同 項 該 V 業 条 第 に 事 第 て、 八 項に 号 0 当 + 1 に 係 該事 て、 撂 る 項 げ 項 介 種 る  $\mathcal{O}$ 護 類 に 規 事 係 保 0) 定 項 る実 険 介 に が 護予 より 法第五十三条 記 施主体 載さ 防 公 サ 表 れ が さ た 当 れ F, 地 ス 該 た 域

第 項 本 文 0 指 定 が あ 0 た ŧ 0 とみ な す。

4 当 予 該 た 域 指 にときは 該 防 事 定 住 第 + が 認 サ 項 宅 に 定 ] 七 あ 寸 係 市 ビ 地 条 0 た る事 再 町 スを行う 当 の三十六 生事 ŧ 該 村 業 0 0 公 とみ 長 所 表 業 第 か 地 に 計  $\mathcal{O}$ 5 な 域 ょ 画 Ŧī. 日 介 密 ŋ に が 項 護 当 着 お 同 第 「該事 型 V 保 条第二十 +介護 て、 三号に 険 法 項 当 予 第 に · 掲 げ 五. 防 係 該 九 + サ る 事 項 兀 種 項 0 る 条の ピ 類 12 規定により 事 項が 係る実施 ス 0 事業に 地 第 域 記 載さ 密 つい 公表 着型 項 主 本文 体 れ て、 介 さ が た れ 地  $\mathcal{O}$ 護 当

5 村 を た 域 0 該 行う場 لح た 事 0) 住 第 き 長 項 宅 + から に 0 は、 寸 七 とみなす 合にお 係る事 地 条 介護 当 再 0 生事 該  $\overline{+}$ 保 け 業 公 る当 険 所 表 業 六 法 に 計 第  $\mathcal{O}$ 第 該 ょ 画 日 Ŧī. 百 第 ŋ に が 項 + 当 同 第 お 「該事項 号介護 条第 五. 1 + て、 条 兀 0) 뭉 二 十 事業に 当 兀 に に + 係 該 九 掲 る 事 項 げ 五. つい の 三 種 項 0 る に 規定により 事 類 第 係 て、 項 0 る実 が 第 当該 項 記 号 施 0) 載 公表 認 指 介 主 さ 定 護 ħ 定が 体 が 市 事 さ た 地 あ 町 業 当 れ 5

認 定 市 町 村 が 指 定 都 市 等 で あ る場 合 0) 読 替

は、 町 十七 + ようとするときは 村 七 は 兀 条 条 と (T) 項 0 ŧ 三十六第 兀 地 で 十 域 第十 0 九 住 宅 規 +七 寸 定 認 当 七 地  $\mathcal{O}$ 定 条 該 0 再 適 項 市 から 事 兀 生 用 町 に 項 + 事 村 業 第 に 0 が 第 計 V 指 0 <u>一</u>十 7 い 画 定 て、 項 に は 項 都 に ま 市 厚 お لح 同 で及び第二十二項 等 1 あ 条第 である場合に 生 一労働 るの 7 同じ。 + 省令で定 は t 項 認認 中 を 定 お 認 め 記 け 市 カ ると 載 町 定 5 る 第 村 市 第

項本文の指定があったものとみなす。

4 ときは、 防サ 定 該 事 住 が 認 項 宅 第 ĺ に あ 定 寸 + 係 地 七 0 市 ピ 当 再 た 町 ス る 条 ŧ を行う地 事 該 生 0 村 三十六 業所に 事 0 公 0 とみ 業計 表 長から介護 0 より な 域 日 画 第 す。 密 に が 兀 着 当 お 同 項 型 該 保 11 第 条 介 事 第二 九号に 険 て、 護予 項に係 法 + 第五 当 該事 掲げ 防 項 サ る + ] 項 兀 種 0 る 条 類 に 規 事 ピ 係 定  $\mathcal{O}$ ス 0 項 る実 事 に 地 が により ·業に 第 域 記 密着型 施 載 され 項 つい 主体 公表され 本一 て、 文 介 が た 0 護 当 地 当 指 該 た 域

場合に みなす 介護 とき 事 住 項に 宅 第 保 は 寸 + 険 お 係 七 地 け 当 法 る 再 条 , る 当 事 該 生 0 第 首 業所に 事 公 該第 業計 + + 表 五.  $\mathcal{O}$ 六 条の ょ 画 第 日 号 ŋ に が 兀 兀 事 当 同 項 お 業につ + 該 条第 1 第 事 + て、 五. 号に掲げ 項 の 三 に保 + 当 第 て、 該 項 る 事 当 項 種 項  $\mathcal{O}$ る 該 に 規 事 0) 類 認 係 定 指 0 項 に 定 第 る実 が 定 により が 市 記 あ 町 号 施 公表 歌され 村 事業を行 主 0 たも 体  $\mathcal{O}$ 長 が た 当 れ 地 0) か う 該 域

認 定 市 町 村 が 指 定 都 市 等 で あ る場 合 0 読 替 え

第 十七 るときは 項ま 十七 地 域 で 第 住 条 条 + 宅 0 0) 0 三十六 兀 七 寸 規 <del>十</del>二 当 地 定 条 該 再 0  $\mathcal{O}$ 第十 事 生事 兀 適 項 十 用 認 に 業 に 項 定 計 0 市 0 第 か *\* \ 5 1 画 町 [Z 第十三 て、 項 て 村 は、 が に لح 厚 お 指 ある 生 1 同 項 定 一労働 条第 まで て同じ。 都 0 市 · 及び 省 は + 等 項 令 で で定めるところに 認 中 第 ある場合に +を 定 記 市 認 五 載 項 町 定 市 村 か しようとす お は 町 5 け 第 村 は +る لح 第 七

る と な 町 定 規 ピ 再 あ  $\mathcal{O}$ 都 介 い 同 条 合 場 に け 厚 定 地 都 護 ス て、 生 意 0) る 村 市 は 道 と 合に に 0) 生 町 同 を 域 道 府 そ 0 事 を 兀 お れ は 条第二 よる記 す 労 記 住 当 は ば 村 認 府 県 0 種 業 11 + るも 働 同 載 宅 県 類 該 計 八 て、 限 な は、 定 知 他 っに ۲, り、 に 5 省 市 寸 知 事 が 認 第 条  $\mathcal{O}$ 画 +Ĭ 一令で定 第 な 地 事 当 0 載 町 お 地  $\mathcal{O}$ 厚 同 定 に 0 V \ \ • 項 村 とす 地 域 に 1 再 同 生 法 市 記 項 該 は + て を 関 中 て、 労 第 町 域 住 生 意 載 に 都 は ٤, と することが る  $\Diamond$ 事 第 を 働 八 住 記 宅 村 お し、 道 同 項 るところに 得 0) 4 前 業 省 条 0) 宅 載 Ŧī. 1 府 と 意に l 令 で 場 計 項 第 لح 中 寸 地 認 门 項 な 長 7 県 合に は、 + あ ようとすると 再 定 同 第 け 同 地 条第十九項中 0) 知 画 ľ 関 意 再 生 市 に + 定 る 事 都 同 れ 「ときは 事 項 お 意を 号 ば 当 生 町 し、 第 できるも は 道  $\otimes$  $\mathcal{O}$ と ょ 業 る に 該 府 事 い 村 五. な は て、 り、 県 業 計 都 あ L 項 5 居 規 事 に لح ない」 宅サー と ,項に よう」 場 知 計 画 道 る 第 と 定 0 あ きは でする 合に 同 当 都 に + あ 0) V る 事 画 府 0 「都道 -号に !係る同 に 意をする」 県 る とする。 該 道 同 は て 0) と 特定 とあるの は 記 لح 知 0) ビスで 限 は 府 都 条第二十二項 あ 載することが 県 当 あ 事 規 掲 は り、 府 道 県知 該事 施 るの 定に と、 次 知 げ 同 号 府 る この とあ 認 る事 条第 設 県 事 0 あ 地 項 ハ 入居 事 0) 項 は ょ は 定 るとき 域 及 は 知  $\mathcal{O}$ 「とき あ に る る 市 + 場 住 び 事 同 っに 項 居 合に 認 認 中 0) と 町 八 宅 第十 る は 意 0 記 者 宅 同 0) を 載 あ 限 項 は 定 で 1 定 は 村 は 生 サ 寸 市 は لح 得 て 市 る る 号 は 中 活 お 地 七

ころ

に

ょ

ŋ

都

道

府

県

知

事

 $\mathcal{O}$ 

同

意

を

得

な

け

n

ば

ならな

0

場

り、 ٢, る 記 該認 るも て、 り、 に 6 省 載しよう」 宅 県 知 他 類 計 条 第十三項 定 っに l 令 で 地 知 事 第 な 市 寸  $\mathcal{O}$ が 画 第 0 当 地 1 域 載 町 お 事  $\mathcal{O}$ 厚 同 定 に 0 都 + 地 を 村 とす て 定 に 1 法 項 六 域 住 再 は 同 生 市 記 該 道 は 意を得 めるところによ 中 労 項 住 記 宅 関 生 町 都 て、 第 載 に 府 ٢, と Ś 0) 載 す 事 働 県 中 第 八 村 お 宅 4 道 と 場合に 条第十 同 四 ることが 業 前 省 4 地 0 V 府 知 とあ 意に なけ 認定 項 令で ようとすると 同 長 都 地 再 項 計 て 県 事 人は、 第六号 生事 道 再 同 条第十二項  $\mathcal{O}$ 画 同 知 0 ーとき 府 生 お 市 関 意」 同 に 定 る じ。 事 同 れ 意を 県 事 V 業 町 Ĺ ば  $\emptyset$ 項 当 できるもの 0 意 第 は は 業 て、 り、 計 لح 兀 な る に 該 知 村 は を 事 L 5 居 規 計 都 あ 項 事 と 得 画 に よう」 うきは、 に 中 لح ない 宅 場 当 ٢, る 第六 定 項 同 都 0 あ 画 道 な サ 合 道 あ に لح に 意 該 す 府  $\mathcal{O}$ 1 る け 都 号に る ĺ 係 をす とする。 あ 記 都 لح 同 県 は る て 府 に 0) れ とあ と、 当 条第 る同 は あ 道  $\mathcal{O}$ F, 限 る 載 道 県 知 特 は ば á 規 該 ス 定 0 す 府 知 る 事 府 掲 は ŋ な と、 ることが る 事 事 + 定 県 げ 同 で 施 뭉 次 5 は 県 0 لح 項 と に 知 認 設 項 な 知  $\mathcal{O}$ は 五.  $\mathcal{O}$ る 条 あ 地 あ 第 入居 及 認 あ 事 同 に 項 ょ 事 は 事 定 るときは 0  $\mathcal{O}$ 域 と 意を 場 定 る 認 中 る 項 市 + 居 住 び は 0 る っに とあ 一合に きは 宅サ 第十 記 者生活 宅 市 V 0 町 で  $\mathcal{O}$ 定 得 <u>寸</u> きる」 は لح て、 市 認 は 載 限 同 村 項 0 町 あ Ė 村 なけ るの る。 場 号 は 中 1 お 地 町 定 場 規 介護 厚 市 ピ 同 る 村 都 1 再 条 合 と、 地 都 て、 0) 生 町 定 は 生 0 に 合 れ は 道 ス 意 に 労 に ٢, そ 事 を は ば 村 域 道 0 兀 同 を 府 お 同限 認 す 働 ょ 記 住 当 業 +な は 条 府 県  $\mathcal{O}$ 種  $\neg$ 

町 + 村 兀 項 と 中 同 同 意 に 意」 関 と Ĺ あ 都 る 0) 道 府県. は 規 知 事 定 に による記 لح あるの 載」 は と、 規 定に 同 条第二 ょ る

記載に関し、認定市町村」とする。

定

市

町

村

とする。

住 宅 4 地 再 生 道 路 運 送 利 便 増 進 事 業 0 実 施

第 便 い た 事 に + 五. う。 項 め 業 係 増 七 る 第十五号 進 0) 計 条 実 事 計 0 画 入施主: 業を実施 五.十 に を 画 作成 即 以 して 体 に掲 は、 地 L 下 す 住 げ 域 くる も 宅 単 る 住 住 宅 事 寸 独 宅 れ 0) 寸 に で 項 地 寸 とする。 . 基 づ 地 再 又 が 地 生 は 記 再 再 生事 き、 載さ 共同 生 道 道 路 当 業 路 運 L れ て、 該 運 送 7 計 住 送 利 1 画 宅 利 便 当 る場合には に 寸 便 増 該 第十七 進 地 増 地 域 事業を実 再 進 実施 住 生 条 道 宅 0 当 計 寸 路 施 該 + 運 画 地 事 六 送 す 再 第 利 لح る 生 項

2 (略)

3 生 道 住 路 宅 運 寸 送利 地 再 便 生 増 道 進 路 実 運 施 送 計 利 画 便 を 増 作 進 成 事 L 業 ようとするときは  $\mathcal{O}$ 実 施 主体 は 住 宅 認 寸 定 地 市 再

4·5 (略

町

村

0

意見を聴

カ

な

け

れ

ば

な

5

な

住 宅 寸 地 再 生 道 路 運 送 利 便 増 進 実 施 計 画 0) 認定)

第十七条の五十一 (略)

2~7 (略)

8 利 便 玉 増 土. 進 交 **通大臣** 実 施 計 は、 画 第三 第 六 項 項 0) 0) 認 規 定 定 を受け に ょ る 変 た住宅団 更 0 認 定 地 再 が 生道 あ 0 たと 路 運 き 送

> に 同 . 意 関 し、 لح あ 都 るの 道 府県 は 知 事 規 定 لح に あ ょ るの る 記 載 は 規 と 定 に 同 による記 条 第十 載 Ė 項 に 関 同 認 意

住 宅 寸 地 再 生 道 路 運 送 利 便 増 進 事 業 0 実 施

第 とい るた 生事 項に 第四項 + 利 便 七 う。 め 業 増 係 条 進 0) 計 る 第 0 + 実 兀 事 計 画 を作 施主 十三 業を実施 に 画 号 即 (以 下 成 して 体 に 掲 し、 は、 地 するも 住 げ 域 これ る事 住 宅 単 住 宅 寸 宅 独 0) に で 寸 地 項 寸 、とする。 . 基 づ 地 再 又 が 地 は 再 生 記 再 生道 道路 載さ き 共 生 同 事 業 当 運 路 L れ て、 てい 該 運 送 計 送 利 住 画 る場 当 利 便 宅 に 寸 便 増 該 第 湯合に 地 増 進 + 地 域 再 進 事 七 は 業を実 生道 実 住 条 施 宅 0 計 寸 路 + 施 該 運 画 地 六 送 再

2 (略)

3 生道 U め 住 路 宅 寸 認 運 定 送 地 利 市 再 便 生 町 増 村 道 0 進 路 意見 実 運 施 送 を 計 利 聴 画 便 カゝ を 増 作 な 進 成 け 事 業 れ しようとするとき ば 0) な 実 5 施 ない 主 体 は は 住 宅 寸 あ 5 地 カコ 再

4·5 (略

住 宅 寸 地 再 生 道 路 運 送 利 便 増 進 実 施 計 画 0)

認

2~7 (略)

第

十七

条

0

兀

+

兀

略

8 利 便 玉 増 土 一交通 進 実 大臣 施 計 画 は、 第六 第三 項 項 0) 0 規 認 定を受け 定 に よる 変 た 更 住 0 宅 認 寸 定 地 再 が 生道 あ たとき 運 送

第三 は、 لح 画 項 て 認 に 0 その めるときは、 従って住宅 認 項 認 定住 定を受けた者 各号のいず 変更後 宅団 寸 地 0 そ 地 再 ŧ れ 0 0 再 が 生 カゝ 認定 生 認 に 道 道 定 適合し 路 以 を取り 路運送 運 下 住 この 宅団 送 利便 なくなっ 消 利便 項 地 及び すことができる。 再 増 増 生 進 第十七 進 道 たと認めるとき、 実 施計 事業を実施 路運送利便增 画 条の五十九 という。 L て 進 又 に 1 実 施 は な お が 11 計 同 11

略

9

般 旅 客自 動 車 運 送 事 業 0 許 可 等 0) 例

第 十七 条の 五十二 略

自 家 甪 有 償旅 客 運 送 0 登 録 等 0 特 例)

十七

条の

五十三

第

十七

条の三十六第五

項

第十六号に掲げ

る事

項

る実施 が 九 に より 条 記 0 載された地 主体 公 七 表されたとき 第 は 項 道 0 域 変更登 路 住 運 宅 は 送法第七十九条の 4 録 地 を受け 再 該公表 生事業計 又 0 は 日 画 同 登 に が おい 条第三 |録若しくは同法 同 条第二十九 て、 項 当該事 の規定 項 によ 第七 項 0 に保 規 る + 定

届 出 をしたものとみなす。

住 宅 寸 地 再 生貨 物 運 送 共 同 化 事 業 0 実 施

十七 項 第 に係る実施主体 五. 項 条 第十七 0) 五十四 号に 撂 地 以 げ 域 る 下 住 事 宅 共 項 寸 同 が 地 記載さ 事 再 業者」 生事 れ 業 計画 という。 ている場合には、 に 第十七条の三十六 は、 共同 当 該 L て 事

> 第三項 は、 画 項 て に  $\mathcal{O}$ 認 その 認 従 つって 各 定 定 たを受け 変更 号 住 住宅団 宅 0 いず <u>引</u> 後 た者 地 0 再生道 Ł 地再生道 れ かに の 。 が 認 定 適 路 以 下この 合し 運 路 住 送 運 宅 利便增 なくなっ 送 寸 利便 項 地 再 及 増 生 進 び第十 たと 進 道 実 事 路 施 業を実施 認 七 運 計 画 条の めるとき、 送利便增進 という。 五十 して 又 は に 実 施 な お が 計 同

9 略

と認

めるときは、

その

認

定

を取

ŋ

消すことができる。

道 路 運 送 法  $\mathcal{O}$ 

第十七

条

0

兀

+

五

略

新 設

住 宅 寸 地 再 生貨 物運 送 共 同 化 事 業 0 実 施

第 第四 十七 項 に係 項 条 る実施主体 第 0 十二 兀 十六 号に 掲 地 以 げる 域 下 住 事 宅 共 項 寸 同 が 地 記載さ 事 再 業者」 生事業 れ という。 て 計 い 画 る場合には、 に 第十 は、 条の 共同 三十六 当 該 て

共 共 同 同 当 化 該 化 実 事 地 施計 業を実施 域 住 画 宅 寸 とい す 地 Ź 再 う。 ため 生 事 業 0) を作 計 計 画 画 成 に 以 Ĺ 即 下 L 7 「住宅団 れに基づき、 住 宅 寸 地再 地 再 生貨 生貨 当 該 物 物 住 運 運 宅 送 送

2 略

寸

地

再

生

一貨

物

運

送

共

同

化

事

業

を

実

施

す

るも

のとする。

3 ようとするときは 共 同 事業者 は、 住 宅 認 定 寸 市 地 再 町 村 生 貨 0 意 物 見 運 を 送 聴 共 同 カ なけ 化実施 れば 計 なら 画 を ない 作 成 L

4 5 略

第

+

七

条

(T)

五.

十六

略

(貨

物

利

用

運送事

業

法

0

特

例

第

+

七

条

 $\mathcal{O}$ 

五.

十

Ŧī.

略

第 実 + 施 七 計 条 (T) 画 五十七 に 0 1 て 第 共 + 同 七 事 条の 業 者 がその Ŧ. + 五 第 住 宅 項 寸 地  $\mathcal{O}$ 認定を受け 再生貨物運 たとき 送 , 共同 は

当

該

住

宅

寸

地

再

生貨

物

運

送

共同

化

実

施

計

画

に

記載され

た住

宅

4

化

三項 5 若 若 地 しく な L 再 若しくは < 生 V ŧ は は 貨 第四 物運 第四 0 に 第四十 十六 0 十 送 1 Ŧī. 共 条第二 7 同 条 六条 は 第 化 事 · 業 の 項 第 項 匹 れ 0) 0 うち、 5 項 認可を受け、 許 0 可  $\mathcal{O}$ 規 若 規 しく 定による届出をしなけ 貨 定 に 物 ょ は 利 ŋ 又は同法第二十五 同 用 許可 法 運送事業法 第二十五条第 '若しくは 第二十 認 れ 可 ば 条 第 を な 項 条

> 共同 寸 共 同 当 地 再 化 化 該 地 生 実 事 貨 施 業 域 を 物 計 住 実 運 画 宅 送共 (施するため 寸 という。 地 同 再 化 生 事 事 業 0) 業 を を 計 計 作 実 画 画 施す 成 に 以 し、 即 るも 下 L て 0 れ 住 住 に基づ とする。 宅 宅 寸 寸 1地再 地 き、 再 生貨 生貨 当該 物 物 運 運 住 宅 送 送

2 略

3 ば ようとするときは なら 共 同 ない。 事 業 者 は、 住 あ 宅 5 寸 か 地 じ 再 生 め 貨 物 認 運 定 市 送 町 共 同 村 0 化 意 実 見 施 を 計 聴 画 カコ を 作 な け 成 れ

4 5 略

第

+

七

条

 $\mathcal{O}$ 

兀

+

略

貨 物 利 用 運送 事 業法 0 特 例)

第

十

七

条

0

兀

十八

略

第十七 三項 b 実施 若 若 地 しくは しく な 再 当 だ若しく 生 該 計 条 1 は 貨 0 ŧ 住 画 第 物 兀 0 第 宅 に は 四 に 兀 運 寸 + 0 第四十六 十六 九 送 地 0 + 1 . 共 五. 再 1 7 同 生貨物 条第一 7 共同 条 第 十七 は 第 化 条 事 事 業の 第 項 項 運 業 条 れ 几 送 者 0)  $\mathcal{O}$ 0 共 項 認 う 兀 が 5 許 うち、 同 その 可 十七 可 0  $\mathcal{O}$ 規定に を受け、 若 化 規 しく 貨 第 定 実 住 三項 物 施 に 宅 利 計 ょ ょ は 寸 ŋ る 又 同 用 地 画  $\mathcal{O}$ 許 届 は 法 運 に 認 再 第二十 生貨物運 可 出をしなけ 同 送事業法第二十 記 定を受けたとき 若しくは認 法第二十五 載された住 五条第 送 共 れ 条第 可 ば 宅 同 項 は を な 条 寸 化

受け、 又 は 届 出 を L た t 0) とみ な

2 略

貨 物 自 動 車 運 送 事 業 法  $\mathcal{O}$ 特 例

第 な 0  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 地 実 + 規 規 許 再 当 施 Ł 定 定 可 生 該 計 条 に に 若 貨 0 住 画 五十八 よる しくは 物 ょ 宅 に 寸 ŋ 運 0 許 届 送 地 1 共 7 可 出 同 再 若し を 法 同 生 第 共 貨物 第 + 同 L 化 < な 九 事 七 事 け 条 業 運 業 は 条 水者がそ 認可 第 れ  $\mathcal{O}$ 送 0 ば 5 共 五 を受 ち、 なら 同 項 + 0) 0 化 五 文け、 貨 な 認 実 第 住 7 可 物 施 宅 項 又 ŧ を受け、 自 計 寸 は 0 動 画  $\mathcal{O}$ 地 届出をしたも に 車 認定を受け 再生貨物運 に 記載され ついては、 運 又は同 送事 業法 条第三 た住 たとき 送 これ のとみ 第三 共 同 宅 項 は 5 条 4 化

第 + 条 0 五. 十 略

作 独 立 行 政法 人 都 市 再 生 機 構 0) 行 う 地 域 住 宅 寸 地 再 生事 業 計 画  $\mathcal{O}$ 

成

等

に

必

要

な

調

査

等

 $\mathcal{O}$ 

業

務

業 地 再 + Ė 再 務 生 生 機 条  $\mathcal{O}$ 小の六 事 構 ほ 法 業を行う場 か、 + 伞 認 独 定 成 市 十 立 合 町 五. 行 に 政 村 年 お 法 法 が 人都 V 認 律 第百号) て、 定 地 市 当 再 域 該 再 生 第十一 認 生 機 定 計 構 市 は、 画 条第 町 に 基 村 独立行政 づき カコ 項 ら 地 に 0)

業

0)

実

施

に

必要

な

調

査

調

整

及

び

技

術

0

提

供

0

業務

であ

0

て、

第 事

づ

き、

地

域

住宅

寸

地

再

生

事

業

計

画

0

作

成

又

は

地

域

住

宅

寸

地

再

生

委

託

に

基

域

住

宅

寸

規

定

す

る

法

人

都

市

受け、 又 は 届 出 を L たも 0 とみ ź

2 略

貨

物

自

動

車

運

送 事

業

法

 $\mathcal{O}$ 

特

例

第 規定に す。 規定 当該 許 再 施 + 生 計 可 七 若 貨 に 住 画 条 ょ 物 に 0 ょ L 宅 る < 運 ŋ 寸 0 五. 許可 届出をし は +送 地 1 共 再 同 7 ガ 岩 し 法第 生貨物 第十 同 共 同 化 九条 < な 事 七 事 業者 は け 業 運 条 認 第  $\mathcal{O}$ 送 れ 0 可 ば う 共 兀 が を ち、 同 な 項 + そ 受け、 5 0 七 0) 化 な 認可 貨 第 住 実 物 1 施 宅 又 は 項 を受け、 自 ŧ 計 寸  $\mathcal{O}$ 動 画 0 地 に 車 認 届 に 再 定 出をしたものとみ 0 運 記 生 V) を受けたときは 又 送 載された住 貨 事 物運送共同 て は は、 業法 同 条第三項 これ 第三 宅 条 5 寸 化  $\mathcal{O}$ な  $\mathcal{O}$ 実

+七 条 0) 五. + 略

第

独 立 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構 0) 行 う 地 域 住 宅 寸 地 再 生 事業計 画 0

作 成 等 に 必 要 な 調 査 等 0 業 務

第十七 基づ る業 事 寸 市 業 再生 地 き、 務  $\mathcal{O}$ 再 条 実 生 機  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 施 事 構 地 ほ 五. 十 二 業を行う場 域 法 に か、 住宅団 必 平 要な 認 成十 定 独 調 地 市 立 再 合 町 五. 行 査 生 に 年 政 村 法 法 調 事 お が 業 1 律 人都 整 認 て、 第百 計 定 及 び 画 地 市 当 号) 域 再 技 0 該 再 生 術 作 認 第 成 生 機  $\mathcal{O}$ 又 定 + 構 提 計 は、 は 供 市 画 地 町 に 条 0 . 基 づ 第 業務であ 域 村 独 住宅 立 カコ き地 一行 項 5 寸 0 に 政 って、 規 地 委 域 法 託 定 再 住 人 生 に 宅 都

十七 定する高年 条 の三十六 - 齢者 第四 向 け 住 項 第 宅 0) 整 뭉 備に に規定 係るも す る のを行うことができる。 施 設又 は 同 項第三号 に 規

# 第十七条の六十一~第十七条の六十五(略

(農用地区域の変更の特例)

第十 た地 農 振 用 興 七 施 地 域 条 農林水産 設  $\mathcal{O}$ 区 六十六 域 0 用 0 変更 に 供 業 第十 に す 振 る土 興 0 七 1 施 地を 設 条の て 整備計 は、 農用 六 農業 + 地 画 兀 振 区 に 第 興 域 記 地 か 載された地域農林 項 5 域 0) 除 規定により  $\mathcal{O}$ 整備 外するために に関す 作 る法 水 成 行 産 さ う 律 業 れ

### 第十七条の六十七 (略)

第

一条第一

項

0

規

定

は

適

用

L

な

2 三号 等 条 あ が 六十六条中 六 この + 0 営 る 0 前 中 六 ま 0) 促 項 進に 法 + は れる場合に 0) 第 律」 規定により株 前 七 各号」 及び 項各号」 関する 第 「に掲げ とあるの 項 地 لح 各号に 域 法 は、 と、 Ś あ 再 律 第三 生 民 式 は る とあ 法 間 会社民間資 同 掲げる」  $\mathcal{O}$ この 法第六十二条及び第六十三条第一項 + 資金等の は (平成十七 る -七条第 前 法 0 と、 律 は 各 号 金等活用事業推進 又 活 は 同 用による公共施設 及 及 年 項 ·法律第二十四号) び 地 び 法第五十二条第一 第六号中 地 域再生法」 地 域 域 再生法 再 生法第十七 っに と、 第十七 · 掲 げ 機 等 構 第十七 項 る 同  $\mathcal{O}$ 0 条の 条 第 法 整 業 0 中 務 第 と 備

> 第十七 規 定する高年 条 0 三十 - 齢者向 ·六第三 け 項 住 第二 宅 0) 整備に 号 12 規 定 係 るも す る 0) 施 を行うことができる 設 又 は 同

# 十七条の五十三~第十七条の五十七(略

第

(農用地区域の変更の特例)

第十 た地 振興 農 第 用 十三条 七 施 域 地 条 設 農  $\mathcal{O}$ 区 第二 林 域  $\mathcal{O}$ 五. 用に 水産 十八  $\mathcal{O}$ 変更に 項 産業振 供 0 規定は する土地 第十七 興施 0 ١, 設 て 条 を 整 0 適 は、 農 用 備 五. 用地 農業振 計 十六 L 画に な 区 第 域 興 記 載 項 地 か 5 さ 域 0) 除 れ 規 0 た地 定により 整 外 備に するために 域 農林 関する法 水 成 行 産 さ 律 業

### 第十七条の五十九 (略)

2 三号中 等 六十六条中 条 あ が Ŧī. この 十九 0 る 営 0 前 五. 0) 促 ま 項 法 第 + 進 れ は  $\mathcal{O}$ 律」 前 に る場合には、 規定により株式会社 九 各号」 及び 項 第 関 「に掲げる」 各号」 とあるの する法律 項各号に掲げ 地域再生法 とあ と、 第三 は る 民 とあ 同 0 間 ر ر ک 法 + 資金等の は 伞 る 0) Ś 民 第六十二条及び 七 「前各号 -成十七. 条第 間 法 0) と 資 律 は 金等 又 活 及 は 同 及 年 項 用による公共施設等 び 法 第 び 地 法 活 律 用 地 域 地 第 六 上第二十 再 第六十三条第 五十二条第一 号 事 域 域 生法」 中 業 再 再 生法第十 生法第十七 推 っに -四号) 進 と、 掲げげ 機 構 第十七 項 七 同 る 0) 0 項 第十 条の 条 整 業 法 لح  $\mathcal{O}$ 備 務

第一 この 第一  $\mathcal{O}$ る 六 六十七 +規 0) 項」 項」 条において同じ。 定 は 七 第二 第 12 と、 より とあるの 第六十二条第二項 |項の規定により読み替えて適 項各号に掲げる」 、読み替えて適 同法第九十三条第八号中 は 「第六十三条第一項 と、 用する場合を含む。 (地域再生法 と、 「同項」 同 法第九十二条中 「第六十二条第二項」 とあるのは 第十七 用する場合を含む。 (地域再生法第十七条の )」とする 条の六十七第二項 「第六十三条 「第六十三条 とあ 以 下

#### 第十 条の六十八~第十七 条の七十 略

働 下 第 匹 0) 者 十一 懲役又は の募集に従事し 八 条 条第二項 第十七 百 万円 の規定による業務 条 以 たときは の二十八第三 下 0) 罰 金に処する。 当該違反行為をした者は 項 0) に 停 お 止 7 て 0) 命令に違反して、 準用する職業安定法 年 労 以

第三十 為をし 九 た者は、 条 次 0 各 六月 뭉 以  $\mathcal{O}$ 下 *\*\ ず 0) 懲役又は三十万円以下の れ かに該当する場合には 罰 当該違反行 金に処す る

第十七条の二十八第二 働 者の 募集に 従 事 たとき。 項の規定に 違 反して、 届出をしない

L

- 七 条第二 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第三十 項の規定による指示に従 わなかったとき。
- 三 第十七条の二十八第三項 べにお 1 て 準 用 する職業安定法第三十

るの 五十九 第一 この条において同じ。 第一  $\mathcal{O}$ 五十九第 規 項」 項」 定 は に 第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 より 第六十二条第二項 と、 とあるのは 項各号に掲げる」 読み替えて適 同法第九十三条第八号中 「第六十三条第 と、 用 地 と、 する場合を含む。 域再生法第十 「同項」 同 法第 項 「第六十二条第二項」とあ とあるのは 九十二条中 地地 Ł 域再生法第十七条の 条の )」とする。 五十九 「第六十三条 「第六十三条 第 二項 以

#### 第十七 条の六十~ 第十七条の六十二 略

第三十八 働者 第四 金 に処する。 の募集に 十一条第二項 条 第十 従事した者は 七 の規定によ 条の二十 八 第三 る業務の 年 以下 項 に 停 0) お 懲役 止 1 て 0 又は百万円以 命令に違反して、 準 用する職業安定 下 0) 労 罰 法

第三十 又は三十 九 条 方円 次 0 以下の 各号 罰 0) いず 金 に 処 れ す かに該当 Ź 「する者は 六月以下 0) 懲役

- 第十七 労 働 者 条の二十八第二項の 0 募集に従事した者 規定に 違 反して、 届出をしない
- 七 条第二 第十七 項の 条の二十八第三項におい 規定による指示に従 て準用する職業安定法第三十 わな かっ た 者
- 三 第十七 条の二十八第三項 に お V て準 用 す る職業安定法第三十

別表(第六条の二関係)	一条第一項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。四 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十述をしたとき。	くは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若し三 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十	一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたと十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五る行為をしたとき。	しないで、又は虚為の届出をして、司条第一頁又は第三頁こ見一 第十七条の十八第一項又は第三項の規定に違反して、届出を為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第四十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行	たときは、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金第四十条 第十七条の五十九の規定による報告をせず、又は虚偽の第四十条 第十七条の五十九の規定による報告をせず、又は虚偽のののでは、
別表(第六条の二関係)	一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者四、第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十述をした者	くは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若し三 第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五十	第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者第十七条の二十八第三項において準用する職業安定法第五する行為をした者	しないで、又は虚為の畐出をして、司条第一頁又は第三頁こ現一 第十七条の十八第一項又は第三項の規定に違反して、届出を罰金に処する。	報告をした者は、百万円以下の罰金に処する。第四十条 第十七条の五十一の規定による報告をせず、又は虚偽の九条又は第四十条の規定に違反した者

İ							*.*		
(略)			ったときは、その変更後のもの)	当該地域公共交通計画の変更があ	より作成した地域公共交通計画(	関する法律第五条第一項の規定に	地域公共交通の活性化及び再生に	(略)	
(略)						及び総務大臣	国土交通大臣	(略)	
(略)	る送付	)の規定によ	場合を含む。	いて準用する	第十三項にお	十一項(同条	同法第五条第	(略)	
		た	該	り作	十九	関す	地		
(略)		たときは、その変更後のもの)	地域公共交通計画の変更があっ	F成した地域公共交通計画(当	元号) 第五条第一項の規定によ	する法律(平成十九年法律第五	域公共交通の活性化及び再生に	(略)	
(略) (略)		その変更後	域公共交通計画の変更があ	成した地域公共交通計画(	号)第五条第一項の規定に	る法律(平成十九年法律第	公共交通の活性化及	(略) (略)	
	る送付	その変更後	域公共交通計画の変更があ	成した地域公共交通計画(	号)第五条第一項の規定に	る法律 (平成十九年法律第五 及び総務	公共交通の活性化及び再生に  国土交	(田)	_

	(公表が自家用有償旅客運送者の登録とみなされる場合の取扱い) 第三十四条の六 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の三十六第一項(地域住宅団地再生事業計画の作成)に規定する地域住宅団地再生事業計画の同条第二十九項(同条第三十項において準用する場合を含む。)の規定による公表が別表第一第百二十五号の三の規定により道路運送法第七十九条(登録)の自家用有償旅客運送者の登録又は同法第七十九条(登録)の自家用生事業計画に係る同条第二十七項の同意を得るための申出を同条第十五項の同意をした者の当該登録又は変更登録に係る申請との三十六第十五項の同意をした者の当該登録又は変更登録に係る申請との三十六第十五項の同意をした者の当該登録とみなされる場合の取扱い	改正案
五関係)   五国統   五国统   五国统	(新設)	現

	再生道路運送利	規定による住宅団地下	号において同じ。)の規定に
	含む。以下この	準用する場合を含	定)(同条第七項において#
	進実施計画の認	地再生道路運送利便増進実施計	十一第三項(住宅団地再生活
	法第十七条の五	おける地域再生法第	たものとみなされる場合にい
	更の認可を受け	事業計画の変	客自動車運送事業の許可又は
	規定により一般旅	の特例)の	る法律第三十条(道路運送法
	化の促進に関す	は都市の低炭素化	項(道路運送法の特例)又は
	は第三十四条第一	特例)若しくは答	の七第一項(道路運送法のな
	、第二十九条	いて準用する場合を含む。)、	定の準用)において準用する
	構築事業等に関する規	(鉄道事業再構築事業	(同法第二十九条の九(鉄)
	運送法の特例)	の十八第一項(道路)	の特例)、第二十七条の十二
	十(道路運送法	特例)、第二十七条の十	一項(道路運送法の特例)、
	第二十七条の四第	の特例)、	る法律第十五条(道路運送法
	及び再生に関す	地域公共交通の活性化及び再生に	の許可等の特例)、地域公共
(注)	自動車運送事業	五十二(一般旅客	(注) 地域再生法第十七条の五-
百二十五	更の認可	事業計画の変	百二十五 道路運送事業の許可又は
一~百二十			一~百二十四 (略)
事 認 登 項 可 記	税 率	課税標準	事項認可、認定、指定又は技能証明の登記、登録、特許、免許、許可、

登記、登録、特許、免許、許可、    日本	利	の	認	五	け	旅	す	<u> </u>	条	規	رر	法	第	す	業			
型に関する法律第二十九条の九(鉄道事業計画の変更の認可と上、指定又は技能証明の 課税標準 税 認定、指定又は技能証明の 課税標準 の特例)(同法第二十九条の九(鉄道事業計画の変更の認可とは関する法律第二十九条の九(鉄道事業計画の変更の活性化十五(道路運送法の特例)、第二十七条の四条第一項(道路運送法の特例)、第二十七条の円十四第三項(道路運送法の特例)、第二十七条の四十四第三項(道路運送法の特例)、第二十七条の四十四第三項(道路運送法の特例)、第二十七条の四十四第三項(首路運送法の特例)、第二十七条の四十四第三項(住宅団地再生道路運送利便増七条の四十四第三項(住宅団地再生道路運送利便増七条の四十四第三項(住宅団地再生道路運送利便増七条の四十四第三項(住宅団地再生道路運送利便増																百		事 認 登
規定による場合を含む。 現定による場合を含む。 理送法の特例)、第二十四号)第十十日の変更の活性化、第二十四号)第十十日号)第二十七条の特例)、第二十七条の特例)、第二十七条の特例)、第二十七条の特例)、第二十七条のである。 理送法の特例)が第二十七条のである。 理送法の特例)が第二十七条のである。 ではおける場合を含む。 ではおけるもいで、第二十七条の認可の話性化とののである。 税標準 税標準 税標準	下この号において	画の認定)(同	条の四十四第三項(住宅	を受けたものとみなされ	一般旅客自動車運送事業	に関する法律第三十条	条第一項(道路運送法の	十九条の七第一項(道路	する規定の準用)におい	特例)(同法第二十九条	運送法の特	の四第一項(道路運送法	に関する法律第十五条	五(道路運送法	地域再生法	道路運送事業の許可又	百二十四	認定、指定又は技能証登録、特許、免許、許
E	規定に	おい	地	場合における	許可又は	の 特	又は都市	の 特	準用する場合な	九	$\mathcal{O}$	特例)、	$\mathcal{O}$		律第二十	事業計画の		課 税 標 準
生 む 実 第 の に の 三 、 等 送 ( + び の )	任宅団地再生道	る場合を含む。	达利便增進実施	域再生法第	画の変更の	の規定に	低炭素化の	石しくは第三十		中構築事業等に	頃(道路運送法	+	)、第二十	化及び	第十七条の	認		税 率

作 規 三 定 関 便 む 実  $\mathcal{O}$ に 定 法 0 + 条 地 同 に に 第二 促 ょ 成 定 認 項 0) 域 ょ す 増 施 0 条 規定 を同 定) る道 る よる交通 に 七 第 進 旅 る 以 計 進 条第 + 項 法 同 新 0 お 第 下 画 に 七 客 七 同 施 関 に 項  $\mathcal{O}$ 地 九 法 条 規 V 運 路 律 条 第二十 同 地 三項 0) 条第 項 域 条 ょ  $\mathcal{O}$ 定 て 送 に 運 第 第 計 認 す 号に 定 条第 準 0 る に サ 送 + 画 る 旅 手 + お 域 九 貨貨 による貨 法 段 七 兀 地 V 兀 0 客 五. 用 1 旅 高 項 ( 新 第二 項 九 七 す 客 認 お 律 運 再 第 域 ピ 7 客 度 に 条 同 んる場 第 に 六 準 定 1 送 地 構 公 条 項 運 ス 運 化 お 第 客 項 0 用す 条第 域 築 お 共 に 項 送 継 送 は て 事 実 1  $\overline{+}$ 证送効· 同 業 実 合 続 当 旅 交 九 サ 施 て 項 11 お 効 **(**交 地地 ľ, て に ] 準 該 七 九 計 客 証 通 1 を 率 実 る 計 ( 道 準 含 場 項 運 事 通 利 て 域 化 施 ビ 用 許 条 画 お 画 率 に 第 送 業 用 手 便 準 公 合 ス す 可  $\mathcal{O}$ 11 む 実 計  $\mathcal{O}$ 路 す 段 用 共 化 継 認 又  $\mathcal{O}$ お 認 事 計 増 T 施 を る 画 運 準 含 場 規 1 項 定 業 る 再 す 以 続 送 は 画 進 交 実 計  $\mathcal{O}$ 定 場 構 用 る 施 合 事 定 7 又 計  $\mathcal{O}$ 実 通 下 画 認 む。 実 高 合 を含 業 に 準 道 は す 場 ح 施 同 画 公 築 施 利 計  $\mathcal{O}$ 定 度 る場 法第 を含 計 ょ 用 路 都  $\mathcal{O}$ 表 実 計 合 便 画  $\mathcal{O}$ 認 計 化 定 る す 運 市 認 若 証 画 及 増  $\mathcal{O}$ 号 同 0 画 む 実 画 <u>-</u>+ 道 る 送 む。 事 合 び 進 認 に 法 規  $\mathcal{O}$ 施 0  $\mathcal{O}$ 定 L  $\mathcal{O}$ 変 路 場 利 < 業 を 実 お 第 定 認 計 低 認 定 更 定、 含 同 に 運 合 便 炭  $\mathcal{O}$ は 計 れ 施 1 定 七  $\mathcal{O}$ 画  $\mathcal{O}$ ょ 送 増 素 規 同  $\mathcal{O}$ 画 計 同 7 条 条 規  $\mathcal{O}$ む 6 る 認 利 含 進 定 法 規 同 定 化  $\mathcal{O}$ 己 0 法 第  $\mathcal{O}$ 認 画

便

増

進

実

施

計

画

0

認

定、

地

域

公

共

交

通

 $\mathcal{O}$ 

活

性

化

及

てド

再

生

に

第二 路 場 利 低 < 業 実 定、 +計 び 路 認 を 定 認 お 合 炭  $\mathcal{O}$ は 計 定、 含 れ 施 1 同 に 定 七 再 運 便  $\mathcal{O}$ 画 運 を 規 +ょ 増 素 同 画 計 条 規 生 送  $\mathcal{O}$ む ら 同 て 条  $\mathcal{O}$ 送 含 定によ 法 同 第 に 利 進 化 規 0) 同 0 法 七 る 0) 定 認 利 画 第三十 定 作 規 第二 条 地 同 三 に 定) 便 む。 実 法 じ + 関 便 0 0 第二十 成 認 第 施 に 定 項 域 ょ 増 促 0 0) 条 す 増 十 旅 る新 を同 定) る道 ょ に 第 進 以 計 進 規 七 る 進 同 下こ · 条 第 項 る  $\mathcal{O}$ 実 に 定 七 お 第 客 七 法 画 実 同 交通 施 関 地 九 に 条 規 運 項  $\mathcal{O}$ 法 V 路 条 律 施 地地 同 三項 よる 第二十 条第 て準 項 0 条 0 定 に 第 認 す 域 送 運 第 計 計 定) る 0 に サ 号 旅 手 条 +お 域 送 九 + 画 画 (貨 に 地 第 ょ 法 段 七 兀 Ŧī. 用 ] V 項 兀 0 客 旅 高  $\mathcal{O}$ **(新** 客 第六 九 る貨客 項 第二 す 度 に 認 お 律 運 再 域 七 ピ 7 客 認 条 同 うる場 準 に 定 送 地 構 公共 条 項 運 ス 運 化 お 第 1 第 定 に 継 項  $\mathcal{O}$ は て 条 事 域 築 お 項 送 用 送 実 1 +同 実 運 合 当 第 業 旅 交 九 効 続 す サ 施 て 項 地 11 お **交** 地地 ľ 送 該 七 九 計 て 通 に 1 を 率 実 る 1 計 準 客 証 域 準 通 効 含 場 道 許 項 条 運 事 利 お て 域 化 施 ピ 画 用 公 画 手 準 率 に 第 送 業 用 便 公 合 ス す 共  $\mathcal{O}$ 11 実 計  $\mathcal{O}$ 路 可 む 認 事 す 段 用 共  $\mathcal{O}$ お 増 T 化 施 を 継 認 る 交 又 計 画 運 含 場 規 定 業 再 準 す 定 は 1 項 画 る 進 交 実 以 計  $\mathcal{O}$ 続 送 通 施 下こ 計 場 構 実 用 る 認 む。 合 事 定 て 又  $\mathcal{O}$ 通 画 実 高 0 道 場 業 準 合 築 す 施 同 度 に は 画 公 施 利 計  $\mathcal{O}$ 定 を 活 計 ょ 用 路 都  $\mathcal{O}$ 表 を 実 計 る 合 便 画  $\mathcal{O}$ 認 計 法 含 化 性 む。 画 る 運 市 認 若 含 証 画 及 増  $\mathcal{O}$ 号 定 同 0 画 第 実 化  $\mathcal{O}$ 道 る 送  $\mathcal{O}$ 定 ts 事  $\mathcal{O}$ 合 び 進 認 に 法 規  $\mathcal{O}$ 施 及

律 生 関 特 旅 兀 物 画 増 法 化 第 0 地 規 4 路 法 可 受 事 なさ 進 0) 律 法 事 六 は 域 定 す 例 客 自 0 第 適 運 条 け 平 認 業 項 業 に る 自 五. 第 同 及 送 第 実 正 ょ + 者 た 法 法 れ 法 車 定 施 + +計 に 化 び 0 成 動 地  $\overline{+}$ る場 Ł 七 二 十 項 は 九 お 第 計 及 準 る 律 規  $\mathcal{O}$ 車 運 計 画 域 当 条 第 0) 条 + び 特 新 定 特 送 画 条  $\mathcal{O}$ 11 画 第 運 又 公 とみ 三十 例) 事 該 第 0 0 定 合 は 共  $\mathcal{O}$ 認 て 0 活 地 に 送 項 規 条 性 に 年 事 業 許 認 五. 定 準 認 地 域 ょ 特 交 なさ 可 法 項 定 定 十二又は 第 ŋ 若 可 0) は 用 域 旅 条 お 法 業 定 通 化 と に 四 0  $\mathcal{O}$ 又 規 当 す に 客 第 け 事 律 0) に L 地  $\mathcal{O}$ 定 第六 規 は れ より 該 項 関 お 運 業 < 特 る  $\mathcal{O}$ 八 る 適 域 活 事 計 例 地 定 に 場 け 送 項 地 は 正 都 る 規 す 及 性 **(**活 場 業 る 事 域 に ょ 特 都 合 定 る に 域 画 第 + 化 てド 市 化 十三 及 再 る 合 定 計 を 性 に 特 業 お 公  $\mathcal{O}$ 兀 準 ょ  $\mathcal{O}$ 市 及 号) る に 含 化 ょ 別 般 計 11 共 変 び 特 び 流 生 低 住 旅  $\mathcal{O}$ 画 道 炭 低 更 条 法 宅 お 客  $\mathcal{O}$ 事 る 措 乗 て 交 活 定 再 通 む 画 事 業 炭 変 業 用 準 通  $\mathcal{O}$ 第 第 路 素 寸 け 自 置  $\mathcal{O}$ 第 性 地 生 務 更 業 変 八 + 運 化 地 る 動 素 計 法 旅 用  $\mathcal{O}$ 認 化 域 に 地 0) 者 更 条 関 総 七 送  $\mathcal{O}$ 再 車 化 0) 画 第 客 す 活 可 項 に に を受 関 合 条 利 促 生 域 運  $\mathcal{O}$ 認 規  $\mathcal{O}$ 計 八 自 0) る 性  $\mathcal{O}$ お す (道 認 効  $\mathcal{O}$ 便 進 道 再 送 促 可 定 認 条 動 同 化 八 す け る 画 率 増 生 事 進 5 に 定 0 車 定 条 け 路 第 る 法 五 に 路  $\mathcal{O}$ 及 る 進 関 法 に ょ 認 運 又 第 び た 運 特 化 + 運 業 七 律 す 関 送 は 般 促 八 実 送 第  $\mathcal{O}$ 地 る 可 再 t 送 項 别 第 第 同 若 項 生 法 措 進 施 る 利 許 す 域 活 事 特  $\mathcal{O}$ 乗 貨 道 用 法 法 便 再 性 項 業 定 لح 置 計 可 る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 条

+進 関 業 ょ 認 七 運 第 び た 運 特 律 変 運 法 に 又 第三 す 送 第 関 る 第 送 は 再 Ł 送 項 別 般 更 実  $\mathcal{O}$ 地 可 三 貨 活 同 若 項 法 措 施 る 利 + 許 域 事 特 生 す  $\mathcal{O}$ 乗 0 法 可 性 道 + 物 計 便 七 る 再 項 業 定 0) に لح 0 置 用 認 条 L を受け 小第 六 法 化 4 条 生 < 地 規 関 特 法 兀 自 画 律 増  $\mathcal{O}$ 路 旅 可 事 法 する 例) 第 事 は な 動 0 進 0 律 適 域 定 運 客 条 伞 業 <u>二</u>十 業 さ 認 兀 第 第 項 同 正 及 に 送 自 第 車 実 三十 ょ 定 施 た + 計 に 法 者 び 法 れ 0 法 動 地 運 + 化 成 る場 二 十 項 九 兀 Ł 七 る 送 は 計 画 お 第 計 及 準 律 規  $\mathcal{O}$ 車 域 + 条第 条の 又は び 特 定 事 当 0) 条 0 1 新 第 特 運 画 第 画 公 とみ 例) 合 に 業 該 0 活 定 地 送 共  $\mathcal{O}$ 認 て 0  $\overline{+}$ 法 項 に 年 許 規 兀 定 準 条 域 事 認 認 性 地 ょ 特 交 定に なさ 定 第 可 ŋ 項 十五. は 若 業 定 0 可 0 用 域 旅 条 お 法 通 化 当 四 しく 特 と、 規 す に 客 第 け 事 律 0  $\mathcal{O}$ 又 に 地 0 規 は れ より 又 は 該 る る 業 例 定 項  $\mathcal{O}$ 関 お 運 八 第 適 域 活 地 る場 場 計 六 定 に 事 規 す け 送 項 地 は 正 性 都 及 **(**活 業 定 域 に ょ 特 合 る る 事 に 域 第 +化 び 市 都 画 化 十三 合 計 兀 再 る 定 市 を 性 に 特 業 お  $\mathcal{O}$ 及 準 ょ  $\mathcal{O}$ 公 及 流 号) 旅 計 共 低 住 に  $\mathcal{O}$ 含 化 ょ 別 般 変 び 特 び 通 生 る 画 11 業 低 事 交 条 法 道 炭 宅 る 措 更 活 再 お 客  $\mathcal{O}$ む 乗 画 T 定 業 事 変 準 通 第 務 第 路 素 寸 け 自 炭 置 用  $\mathcal{O}$ 0 第 性 地 生 更 計 業 変 認 総 + 運 化 地 る 動 素 法 旅 用  $\mathcal{O}$ 八 化 域 に 更 地 0) す 条 関 合 七 送  $\mathcal{O}$ 再 車 化 0 画 者 第 客 活 可 項 に に 効 条 利 促 生 域 運  $\mathcal{O}$ 認 規  $\mathcal{O}$ 計 八 自 0 る 性 を  $\mathcal{O}$ 関 お す (道 率 0 便 進 道 再 送 促 可 定 認 画 条 動 認 同 化 受 八 す け る 化 五. 増 に 路 生 事 准 لح に 定  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 重 定 条 及 け 路 第 る る 法

計 準 定、 域 七 物 促 ょ 区 は 計 条 総 施 共 運 物 交 合 域 を 同 再 自 又 +自 0 画 進 る 用 同 画 福 0) 計 送 通 合 福 地 効 含 事 は 規 0 に 法 法 島 七 生 0 画 化 動 動 0 関 率 定 認 島 第 第 認 第 域 0) む 実 法 業 車 都 条 車 活 定) 六 定) 圃 す 七 =公 化 認 施  $\mathcal{O}$ 第 に 復 お 第 運 市 運 性 項 共 定、 ょ る 興 条 11 再 + 条 計 計 許 送  $\mathcal{O}$ 送 化 項 る貨 交通 法 第 0) 事 事 再 7 0) 0 生 0 画 画 七 可 低 項 及 同 特 律 生 読 規 規 0 流 規  $\mathcal{O}$ 条 を受け 業 炭 業 び (流 物 第 定 法 条 計 項 4 第 別 定 0) 認 定 認  $\mathcal{O}$ 素 法 再 通 定) に 定 運 第 替 措 に 活 業 に 0 化 0 生 五. 画 通 十 え 認認 送 七 項 ょ 置 性 務 ょ た 特 ょ 十 機 特 に  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 例) 共 項 7 る 法 0 る ŧ 関 変 定 る 化 総 五. 促 能 例 (東 同 条 同 準 第 貨 に 更 復 福 及 規 合 住 第  $\mathcal{O}$ 進 す 向 お 第 圃 用 日 島 七 客 び 定 効 宅 条 لح  $\mathcal{O}$ に 化  $\mathcal{O}$ 上 る 4 条 再 に 率 寸 第 項 規 関 事 福 法 事 実 11 認 推 す 本 復 運 なさ 施 項 る 興 第 生 7 定 進 大 送 ょ 化 地 七 定 す 業 島 律 準 計 東 震 再 + 効 に る 再 項 住 に に 復 法 計 又 促 る 第 (貨 生 兀 関 生 れ 係 興 画 用 は 画 日 災 率 総 進 に 宅 ょ 法 + 0 す 物 都 0 本 復 計 項 化 す 合 法 貨 お 寸 る ŋ 律 る 再 特 る法 物 場 認 る 運 市 変 大 興 画 実 効 第 1 地 第 許 生 七 更) 震 福 定 場 送  $\mathcal{O}$ 特  $\mathcal{O}$ 施 率 兀 運 て 再 合 般 三 認 特 条 + 合 共 低 災 别 認 律 条 送 準 生 に 貨 可 別 は 島 計 化  $\mathcal{O}$ 当 を 同 炭  $\mathcal{O}$ 復 定 復 第 計 第 共 用 貨 お 物 六 等 措 X. 画 + 地 圃 興 同 物 該 含 素 規 域 若 す け 自 条  $\mathcal{O}$ 置 域 化 0 画 定 法 再 + 許 実 化 特 認  $\mathcal{O}$ 項 る 運 る 動 特 法 む 化 貨 貨 場 施 别 生 認 送 地 車 第 可  $\mathcal{O}$ 定 七 例  $\mathcal{O}$ 実

+

条

貨

物

自

動

車

運

送

業

 $\mathcal{O}$ 

例

公

共

 $\stackrel{-}{-}$ 規 興 域 若 興 画 同 す 物 け 条  $\mathcal{O}$ 置 域 促 含 化 素  $\mathcal{O}$ 自 定 特 法 再 認 + 項 化 特 法 実 化 L  $\mathcal{O}$ る 運 る 動 公 進 む 貨 < 生 場 貨 例) 第 共 施 に 別 定 実 送 地 法  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 七 認 車 合 七 計 促 ょ 区 準 は 計 定、 総 施 共 域 運 物 物 交 第 条 進 域 用 福 を 同 再 自 又 + 自 通 + 0 画 る 同 画  $\mathcal{O}$ 合 計 送 地 効 含 事 は 規 0 に 福 法 法 0 島 七 画 化 生 動 動  $\mathcal{O}$ 条 第六 関 に 定 認 第 認 復 第 域 率  $\mathcal{O}$ む 実 法 業 車 条 車 活 第 島 都 定 定) す お 七 興 =認 施  $\mathcal{O}$ 第 に 復 公 化 第 運 市 運 性 項 定、 る 興 条 11 再 共 計 ょ 条 計 + 許 送  $\mathcal{O}$ 送 化 項 る貨 第 法 0 生 交  $\mathcal{O}$ 七 事 事 再 て 0) 0) 可 低 項 画 画 及 同 (貨 読 特 通 炭 律 生 規 規 流 規 0) を 業 業 び 0 条 (流 認定) 受 法 物 計 項 4 定 別 定 定 法 再 条 第 第  $\mathcal{O}$ 認 通  $\mathcal{O}$ 素 物 第七 に に 定) に け 運 替 生 措 活 業 兀  $\mathcal{O}$ 化  $\mathcal{O}$ 自 画 通 (認  $\overline{+}$ え よる 送 項 置 性 務 ょ た 特 特 に  $\mathcal{O}$ ょ +  $\mathcal{O}$ 機 動 ŧ 例 共 項 変 定 7 法 る 化  $\mathcal{O}$ 総 る 七 促 能 例 関 車 東 同 条 準 第 同 に 更 復 福 貨 及 規 住 第 進 合  $\mathcal{O}$ 向 す 運 定 お 第 興 用 島 七 客 び 宅 条 لح 0 に 化  $\mathcal{O}$ 日 効 上 る 送 再 寸 第 項 4 11 認 推 す 本 復 条 に 率 規 関 事 福 法 事 実 運 項 なさ 施 て る 大 興 第 送 生 ょ 地 七 定 業 定 進 化 す 業 島 律 東 再 に 住 に に 計 準 計 震 +効 る 再 項 復 法 又 促 る 第 貨 生 関 総 生 れ 興 画 用 は 画 日 災 兀 率 進 に 宅 ょ 法 係 0 + 本 貨 る ŋ 再 特 0 す 物 都 0 復 計 項 化 す 合 法 お 寸 律 る 場 大 物 許 生 認 る 運 市 変 興 画 実 る 効 第 1 地 第 七 例 更) 福 定 場 送  $\mathcal{O}$ 震 特  $\mathcal{O}$ 施 法 率 兀 運 7 再 合 般 認 特 条 生 + は 合 共 低 災 別 認 島 計 律 化 条 送 潍 に 貨 可 別  $\mathcal{O}$ 当 同 炭  $\mathcal{O}$ 復 区 定 復 画 第 計 第 用 貨 お 物 六 築 措 十 地

															云	五		
定若しくは同法第二十九条の七第一項(道路運送法含む。)の規定による地域公共交通利便増進実施計	れらの規定を同法第二十九条の九にお	施計画の認定)(同条第七項にお	る同法第二十七条の十五第二項	録若しくは変更登録を受けたも	る場合を含む。)の規定により自家用有償旅客運送者の	道事業再構築事業等に関する規定の準用)	八第一項(道路運送法の特例)(同法第二十九条の九(鉄	域公共交通の活性化及び再	。)の規定による地域住宅団	計画の作成)(同条第三十項にお	同法第十七条の三十六第二十九	若しくは変更登録を受けたものとみなされる場合におけ	登録等の特例)の規定によ	(注) 地域再生法第十七条の	百二十五の三 自家用有償旅客運送者の登録	百二十五の二(略)	(一) (五) (略)	とみなす。
/ (田	V V	項において準用さ	二項(地域公共交通利	たものとみなされる場合に	より自家用有償な	る規定の準用)に	例) (同法第二-	の活性化及び再生に関する法律第二十七条の	地再生事業計	い	十九項(地域住宅団	ものとみなされる	り自家用有償旅客運送者	五十三(自家用有償旅客運送	送者の登録		(略)	
(道路運送法の特例と増進実施計画の認	て準用する場合を	いて準用する場合及びこ	父通利便増進実	れる場合におけ	旅客運送者の登	において準用す	十九条の九(鉄	第二十七条の十	画の公表又は地	て準用する場合を含む	毛団地再生事業 	る場合における	各運送者の登録	月償旅客運送の			(略)	
	録又は変更登	規定による交	の作成)(同	同法第二十九	)の規定によ	規定を同法な	の認定)(	第二十七条	又は変更珍	運送法の	準用する	九(鉄道	条の十八	(注) 地域	百二十五の三	百二十五の二	(一) 5 (五)	該許可
	変更登録とみなす。	通手段再構築字	(同条第七項におい	条の四第六項	よる地域公共交通	法第二十九条の九に	(同条第七項におい	の十五第二項	更登録を受けたものと	特例)の規定により	る場合を含む。)又は	事業再構築事業等に	八第一項(道路運送	域公共交通の活性化品	自家用有償旅客運送	(略)	(略)	とみなす。
	録とみなす。	よる交通手段再構築実証事業計画の公表は、	2条第七項において準用する場合を含む。	条の四第六	定による地域公共交通利便増進実施計画	条の	同条第七項において準用する場合及びこれら	の十五第二項(地域公共交通利便増進実施計	登録を受けたものとみなされる場合に	特例)の規定により自家用有償旅客運送者		道事業再構築事業等に関する規定の準用)	第一項(道路運送法の特例)(同法第二十九条		自家用有償旅客運送者の登録	(略)	(略) (略)	とみなす。

百三 百二 (-)注 更 + + 復 特 進 項 用 0 六 に + 九 者 通 条 条 登 る 号) 法 第 係 興 七 例 法 運 中 認 5 録 0 0 手  $\mathcal{O}$ る許 貨 送 再 条 第八条第一 登 段 七 兀 規 律第三十 心 可 貨 百三十八 を受け 事業法 第 定に 生 物 項 第六項 0 物 略 録 再 市 + 又は 特 地 利 五. に 認 街 利 構 たも ょ 可 別 域 用 +用 築 お 地 第 の 二 変更 実 兀 等 措 運 0 七 運 V ŋ 公共交通 0) (交通手段再構 特例) て準 条第 0 置 項 送 条 送 証 0) 自 活 第一 家用 法 項 若しくは第二項 事 登録とみなす とみなさ 特 性 事 事 第七 業法 例) 業 業 用 化 (貨 項、 計 する場合を含 項 0) 0 略 有  $\overline{+}$ 償 又は 活 関 物 0 地 登 画 (貨 第三項: 利 特 域 ħ 旅 性 す 録  $\mathcal{O}$ 例) 再生 築実 る場 条 物 都 用 化 る 若 公 客 略 利 しく 第 運 及 法 表 運 市 用 送 び 法 若 証 合  $\mathcal{O}$ 律 は 送 **(**貨 第十 事 事 に 低 項 再 は む 者 運 流 L 伞 < 業 炭 業 生 物 許 送 通 自 お 0 流 に 業 事 素 法 利 七 は 計 成 可 家 け 登 条の 関 甪 業 化 通  $\mathcal{O}$ 用 務 第 + 又  $\mathcal{O}$ 画 る 録 四 法  $\mathcal{O}$ 機 特 す 運 総 年 は 有 規 0 同 若 略 る法 促 能 例) 送 合 五. 項 法 事 償 定 作 法 しく  $\mathcal{O}$ 第二 特 進 事 効 + 律 業 旅 に 成 向 業 率 六 貨 計 客 例 に 上 律 第 ょ は 第一 + 関 事 法 第 物 九 運 る 変 福 化 画 交 同 更 0) 業 促 利 + 送 九 す 島  $\mathcal{O}$ 0 百三十 百二十 変 (-)注 更 復 + 特 進 項 用 0 九 六 る に 号) 法 係 興 七 例 法 運 中 認 5 (貨 百三十 律 再 条 第 送 可 貨 る 心 第三十 許 生 八 事 第  $\mathcal{O}$ 物 市 物 略 条第 \*業法 + 特 五 認 地 利 利 街 別措 可 域 用 + 用 八 地 第 公共 の 二 兀 等 七 運  $\mathcal{O}$ 0) 運 項若 送事 条 0 置 特 条 活 送 交通 例) 第一 第 特 法 項 事 性 例) 第七 しく 化に 業の 業 (貨 略 項  $\mathcal{O}$ 法 項 <u>-</u> は 関 又 物 活 0 地 登 (貨 第二項 は 利 性 域 特 録 第三項若 す 再生 (物利 条第 Ś 若 例) 都 用 化 略 運 法 しく 市 及 用  $\mathcal{O}$ 送 び 法 律 (貨 項 しく 低 事 再 流 第 は 運 伞 炭 業 生 物 + 送 通 許 ( 流 事 に 利 業 七 素 法 は 成 可 務 業 関 用 又 化 条 第 + 通  $\mathcal{O}$ (T) 兀 は 法 機 特 運 年  $\mathcal{O}$ す 総 略 る法 送事 兀 促 例 合 項 法 事 0 能 効 業 特 進 向 + 律 貨 例 に 上 律 業 率 八 第 計 第二 関 事 福 法 化 第 物 九 画 0 す 業 島  $\mathcal{O}$ 促 利 + 0

用 場 性 率 域 七 客 送 定 促 に 寸 合 共 認 定 化 化 規 日 島 に 合 効 に ょ 同 再 事 関 け 定 す 本 復 条 運 化 進 化 地 を 定 民 事 る 大 ょ 含 間 興 第 送 を 及 法 る 促 生 特 業 た に 率 再 化 す 含 東 震 再 効 る 総 る + 化 び 第 進 生 む 実 法 定 中 計 計 Ł ょ 総 災 牛 兀 率 再 五. 法 貨 施 民 心 法  $\mathcal{O}$ n 日 む 実 合 第 画 画 復 施 生 合 劾 物 以 + 間 第 本 計 項 化 条 第 計 市  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 律 と に 効 第 率 兀 4 大 興 画 実 以 計 運 下 画 七 中 街 認 認 第 (福 なさ 率 定 兀 震 特  $\mathcal{O}$ 施 下 画 関 化 条 送 0 条 心 地 定 種 す 第 共 0) 若 災 別 認 島 計 0 化 項 計 認 市 活 +貨  $\mathcal{O}$ 定) る法 号に 0) 同 復 区 定 認 性  $\mathcal{O}$ 八 れ 復 画 計 画 街 L 物 五. 総 若 号 定 項 < 興 域 興 + 地 化 規 条 利  $\mathcal{O}$ 画  $\mathcal{O}$ 化 る に 場 特 法 認 定 再 認 律  $\mathcal{O}$ 合 実 お 五. 活 事 は 第 用 (総 (同 第二十 < 業 别  $\mathcal{O}$ 生 お 変 効 定 施 1 第 性 同 に 合 定 運 同 て 進 更 率 若 条 計 法 ょ 項 に 送 区 は 計 いく 合 計 化 同 同 て  $\mathcal{O}$ 効 第 項 事 る 事 域 用 福 条 化 L 画 画 第 お 画 特 第 率 特 法 法 同 七 認 計 <  $\mathcal{O}$ ľ 七 業  $\mathcal{O}$ 兀 け 業  $\mathcal{O}$ 島 じ。 + 条 認 項 住 計 変 + 定 第 に 第 認 復 定 画 は 化 定 る  $\mathcal{O}$ 更 中 六 お 七 定 興 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 流 計 定、 に 宅 画 九 民 民 登 等) 七 地 条 1 条 再 に 変 通 画  $\mathcal{O}$ お 寸  $\mathcal{O}$ 条 間 間 心 録 規 変 第 て 0  $\mathcal{O}$ 生  $\mathcal{O}$ お 第 域 更 業 0 流 1 地 第 中 中 市 又 読 規 特 規 1 公 0 務 認 通 定 て 再 更  $\mathcal{O}$ 心 心 街 は 項 4 第 定 别 定 7 項 共 認 総 業 に 進 生.  $\mathcal{O}$ 規 項 市 市 変 定 地 替 措 に 淮 交 合 務 ょ 用 貨 認 定 更 に 定 街 街  $\mathcal{O}$ 認 貨 通 す 物 に 認 え 項 ょ 置 ょ 用 効  $\mathcal{O}$ 総 る 定 地 地 活 登 る す 客 定 る 法  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 率 規 住 る 運 ょ 定 活 活 性 合 録 東 場 地 復 潍 福 る 活 定 る 第 運 規 化 効 送 特 性 性 を 化

用 七 客 場 送 性 促 に 率 寸 合 共 域 定 化 受 規 日 島 定 認 化 に 本 合 効 化 に 進 ょ 同 再 定 事 事 関 け 定 す 復 条 運 化 地 を 民 大 含 興 第 送 を ょ 生 特 間 業 業 た る 率 及 法 る 促 再 化 す に 震 含 東 再 + 効 化 び る 総 進 生 実 法 定 中 計 計 る t ょ 第 む 総 法 災 生 兀 率 再 法 貨 施 民 ŋ 日 む 実 五. 合 第 心 画 画  $\mathcal{O}$ 復 施 生 物 لح 第 本 計 項 化 合 条 効 第 以 計 + 間 市  $\mathcal{O}$ 0 律 大 興 実 以 に 効 第 率 兀 運 下 画 七 中 街 認 認 第 4 画 計 (福 下こ この 震 特 施 関 率 化 条 送 地 定 兀 な 種  $\mathcal{O}$ 画 0 条 心 定 災 す 第 共 若 さ 别 認 島 計  $\mathcal{O}$ 化 項 計 認 0 市 活 + 貨 号に 定) しく 0) る 同 八 復 区 定 認 計 画 兀 性  $\mathcal{O}$ れ 物 復 画 街 定) 総総 若 号 法 興 域 興 項 地 規 条 利  $\mathcal{O}$ 画  $\mathcal{O}$ 化 + 化 る に 場 法 律 事 定 第 特 L 再 認  $\mathcal{O}$ 認 実 お 七 活 は 用 合 総 合に 定 同 < 第二十 に 别  $\mathcal{O}$ 生 定、 お 変 効 施 1 第 性 業 同 運 同 更 若 条第 計 準 は 計 率 計 て 法 ょ 項 区 1 合 化 送 て 条第 同 項 る 域 用 同 福  $\mathcal{O}$ 化 L 効 事 画 第 お 事 画 画 (特 ľ 法 法 同 七 認 < 率  $\mathcal{O}$ 七 業  $\mathcal{O}$ 兀 特 け 業  $\mathcal{O}$ 島 計 ľ + 条 は 化 認 項 住 計 変 + 定 定 第 に 第 認 復 定 画 る  $\mathcal{O}$ 更 中 六 お 七 興 項  $\mathcal{O}$ 流 計 に 宅 画 九 民 民 登 定 定  $\mathcal{O}$ 等) 条 再 七 地 変  $\mathcal{O}$ 寸 条 間 間 11 条 に 通 お  $\mathcal{O}$ 録 画 心 第三 生 規 変 第 て  $\mathcal{O}$ 域 更 業 流 第 中 中  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ お  $\mathcal{O}$ 11 地 市 又 定 更 読 規 特 規 1 公 0 務 認 通 て 再  $\mathcal{O}$ 心 心 街 は 項 第 項 共 業 に 潍 生  $\mathcal{O}$ 規 項 4 定 别 定 7 認 総 定) 市 市 地 変 替 準 交 貨 更 に 措 に 定 合 務 ょ 用 認 定 街 街  $\mathcal{O}$ 認 貨 通 え 項 ょ 置 ょ 用 効 0 総 る す 物 定 に 認 地 地 活 登 定 7 る 法 る す  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 率 規 合 住 る 運 ょ 定 活 活 性 録 復 潍 東 福 第 貨 る 運 活 規 化 定 効 場 送 地 る 特 性 性 化 を

事 興 例 法 化 に 率 4 け  $\mathcal{O}$ 促 法 は  $\mathcal{O}$ 第  $\mathcal{O}$ L る 定 七 お 第 貨 ょ 若 業 特 進 再 条 第 貨 変 規 11 認 及 化 地 る 七 客 る 地 に 更 定 項 は び 再 例 生 九 物 7 定 促 計 0 Š 関 条 総 利 登 準 同 再 進 生 域 画 特 + 地 条 に 又 眢 貨 用 法 第 送 生 は 法 再  $\mathcal{O}$ す 别 域 第 録 ょ 用 は 合  $\mathcal{O}$ る貨 第 とみ + 効 に 効 物 生 規 る す 物 第 流 第 変 措 公 運 都 定に る場 七 率 関 兀 法 更 法 共 項 兀 率 通 運 置 送 運 市 第 項 交 若 事 な 物 条 項 化 す 化 業 条 送 0) 律 法 送  $\mathcal{O}$ (T) 務 + 通 業 Ļ 合  $\mathcal{O}$ 実 る 計 第 共 認 ょ 第三十 第 L 運 共 低 (貨 を含 同 ŋ < 規 施 法 総 七 可 七 0 法 送 同 炭 画 第二 第 定 計 合 項 を 物 活 地 共 化 条 は  $\mathcal{O}$ 律  $\mathcal{O}$ +化 素 受け 五. 同 効  $\mathcal{O}$ 利 特 域 化 に 画 第 変  $\mathcal{O}$ 実 性 第 む 実 項 率 施 種 再 ょ  $\mathcal{O}$ 更 規 五. 条 条 用 化 例 化 施  $\mathcal{O}$ +項 に る 認  $\mathcal{O}$ 化 定 計 +た 貨 第 運 生 実 以 計 促 第 及 福 七 認 Ŧī. ŧ 物 送 び 法 施 お 定 促 に 画 下 画 進 **(**貨 第 利 項 事 再 島 条 進  $\mathcal{O}$ 項 流 第 計  $\mathcal{O}$ に 11 定 ょ 0) 福 法 る 認 لح 用 業 生 物  $\mathcal{O}$ て 復  $\mathcal{O}$ 三 又 通 十 画 認 関 島 (貨 定、 項 み 運 に 利 業 読 興 島 七 地 第 総 は 法 七  $\mathcal{O}$ 号 定) す 復 送 関 務 4 再 復 第 域 五. 合 0 な 物 都  $\mathcal{O}$ 用 条 認 に る 興 規 事 特 替 生 興 公 条 効 流 さ 利 市 す 運 総 0 定 お 法 再 定 業 る 同 え 計 再 項 共 第 率 通 用  $\mathcal{O}$ 例 送 合 五. は 1 律 れ 7 生 交 業 に る  $\mathcal{O}$ 運 低 法 事 効 当 て 条 第三 画  $\mathcal{O}$ 化 + 淮 特 規 通 項 務 ょ 場 許 送 炭 律 業 率 該 同 第  $\mathcal{O}$ 計 七 る 事 + 用 認 别 定  $\mathcal{O}$ 総 合 可 素 福 第 法 第 登 ľ 七  $\mathcal{O}$ 画 化 す 定 措 住 業 に 活 規 合 に 又 項 0 化 島  $\mathcal{O}$ 促 録 法 項 る 若 置 定 認 宅 特 進 に 性 効 お は  $\mathcal{O}$ 復 又

興

推

進

計

画

0

変 更)

0

規

定

に

ょ

る

福

生

計

画

 $\mathcal{O}$ 

変

更

法 化 率 寸 け 事  $\mathcal{O}$ 促 興 例 法 は  $\mathcal{O}$ 第  $\mathcal{O}$ 興 L る に 定 七 お 第 貨 ょ 若 地 業 特 進 再 条 第 貨 変 規 1 推 及 化 る 三 認 七 客 地 12 更 項 び る L 再 例 生 九 物 定 は 促 計  $\mathcal{O}$ 7 定 進 < 関 によ 準 同 条 運 再 総 進 生 域 特 十 地 条 利 登 又 計 画 貨 貨 法 第 送 生 は 法 再 0) 别 域 第 用 録 用 は 合  $\mathcal{O}$ す 画 んる法 る貨物 効 物 生 規 第 物 第 + に 効 流 第 変 措 公 運 と す 都 0 み る場 関 法 共 項 七 兀 率 率 通 兀 運 更 定 置 送 運 市 変 交通 更 項 事 化 す 業 送 第 0 に 律 法 若 な 送 条 項 化 条  $\mathcal{O}$ Ļ 務 第 共 + L 業 運 合 共 0)  $\mathcal{O}$ 実 る 計 認 ょ 第三十 第 低 (貨 施 同 七 可 ŋ < 法 を 同 規 法 総 七 0) 送 炭 0 画 第二 <u>+</u> 第 物 含 定 計 合 項 化 条 を 活 は  $\mathcal{O}$ 地 共 規 律  $\mathcal{O}$ 化 素  $\mathcal{O}$ 受 五. 同 効 実 利 特 域 む 化 に 画 第 変  $\mathcal{O}$ 性 実 定 第 四十 例) ゖ 更 率 施 種 再 項 ょ 規 条 条 用 化 施 に  $\mathcal{O}$ 化  $\mathcal{O}$ + 第 た る 認 0 化 定 計 貨 運 項 生 実 以 に 第 及 計 促 ょ 七 ŧ 物 送 法 下こ る お 福 定 七 認 促 に 画 び 施 画 進 (貨 第三 項 事 島 進 ょ  $\mathcal{O}$ 利 項 再 流 第  $\mathcal{O}$ に 福 1 条 定 0) 計  $\mathcal{O}$ て 復 福  $\mathcal{O}$ 法 る 認 لح 用 又 業 生 物 認 関 通 + 画 島 項 七 定、 貨 法 利 号 興 島 七 地 第 総 4 運 は に 業 定 す 復 読  $\mathcal{O}$ 関 再 域 0) 送 物 務 認 興 復 第 五. 合 な 都  $\mathcal{O}$ 用 条 に る 4 さ 替 流 規 事 利 特 生 興 公 お 法 再 条 効 市 す 運 総  $\mathcal{O}$ 定 定に 共 業 同 再 項 る 兀 え 計 第 率 通 れ 用 0 例 送 合 は V 律 生 法 第三 生 交 業 事 効 条 7 画  $\mathcal{O}$ 化 る 0 運 低 + 当 7 計 同 準 規 通 項 務 ょ 場 許 律 業 該 第 0 特 計 送 炭 率 九 画 用 認 别 定  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 画 総 る 合 可 事 素 福 第 法 化 第 登 ľ 七 + 0 す 定 措 に 活 規  $\mathcal{O}$ 合 住 に 又 業 化  $\mathcal{O}$ 促 録 項 変 島 +る 若 置 ょ 性 定 認 効 宅 お は 法  $\mathcal{O}$ 復 特 進 項 又 に 更

百四十~百六十 (略)	(一) (八) (略)	なす。	実施計画の認定は当該許可	関する法律第三十三条第三	島復興再生計画の変更の認	東日本大震災復興特別区域
	(略)		又は事業計画の	項の規定による生	認定又は都市の低品	法第六条第一項(
	(略)		変更の認可とみ	貨物運送共同化	炭素化の促進に	の規定による福
百						
百四十~百六十 (略)	(一) (八) (略)	なす。	実施計画の認定は当該許可▽	関する法律第三十三条第三項	島復興再生計画の変更の認定	日本大震災復興特別区
四十~百六十		なす。	施計画の認定は当該許	する法律	復興再生計画の変更	東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の

(傍線部分は改正部分)

改正案	現
第十一条 (略)	第十一条 (略)
2 機構は、前項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。	2 機構は、前項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。
一~四 (略)	一~四(略)
五 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の六十に	五 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の五十二
規定する業務	に規定する業務
六~十 (略)	六~十 (略)
3 (略)	3 (略)